

# 東南アジア史学会会報

2005年10月

第83号

## 目次

新会長挨拶	3
2005年度春期大会会員総会摘録	4
第21期暫定理事会および第1回理事会摘録	7
第21期第2回理事会摘録	8
2004年度会計決算および2005年度予算	11
東南アジア史学会細則および諸規則改正	13

## 第73回研究大会報告

### <自由研究発表要旨>

鈴木伸隆、笹川秀夫、細川月子、山口潔子、泉田英雄、佐々木拓雄、菅原由美、小林寧子、田中玄経、増田えりか、片岡 樹、長谷千代子、吉本康子、宮沢千尋、安藤正人 15

### <第2回東南アジア史学会賞受賞記念発表要旨>

国民国家ベトナムにおけるエスニシティの変容—中越国境地域のタイ族・ヌン族をめぐって— 伊藤正子 25

### <シンポジウム要旨>

第1会場  
東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識 早瀬晋三 26

第2会場  
宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか 永瀨康之 26

第3会場  
Images of Java: Pre-war home movies as a new resource for the study of social life in colonial Southeast Asia Peter Post 27

## 短報

東京外国語大学アチェ文化財復興支援室の取り組み 菅原由美 28

スマトラ沖地震・津波災害への救援金についての報告の訂正	29
地区例会報告	29
新入会員・住所変更など	29
事務局より	33

# 東南アジア史学会会報

2005年10月

第83号

## 目次

新会長挨拶	3
2005年度春期大会会員総会摘録	4
第21期暫定理事会および第1回理事会摘録	7
第21期第2回理事会摘録	8
2004年度会計決算および2005年度予算	11
東南アジア史学会細則および諸規則改正	13

## 第73回研究大会報告

### <自由研究発表要旨>

鈴木伸隆、笹川秀夫、細川月子、山口潔子、泉田英雄、佐々木拓雄、菅原由美、小林寧子、田中玄経、増田えりか、片岡 樹、長谷千代子、吉本康子、宮沢千尋、安藤正人 15

### <第2回東南アジア史学会賞受賞記念発表要旨>

国民国家ベトナムにおけるエスニシティの変容—中越国境地域のタイ族・ヌン族をめぐって—  
伊藤正子 25

### <シンポジウム要旨>

第1会場  
東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識  
早瀬晋三 26

第2会場  
宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか  
永瀨康之 26

第3会場  
Images of Java: Pre-war home movies as a new resource for the study of social life in colonial Southeast Asia  
Peter Post 27

## 短報

東京外国語大学アチェ文化財復興支援室の取り組み  
菅原由美 28

スマトラ沖地震・津波災害への救援金についての報告の訂正	29
地区例会報告	29
新入会員・住所変更など	29
事務局より	33

## 新会長挨拶

桜井由躬雄

このたび、第21期会長に選任されました桜井です。今期はあと、1年そこそこの任期ですが、よろしく願い申しあげます。私は入会こそ70年代初頭ですが、本会の設立時にお手伝いをし、1968年春の東京外大大会には、すでに修論構想を発表いたしておりますので、おそらくいまでは古い会員の一人であろうかと思えます。当初5-60人から始まった本会の40年の発展を思いますとき、まことに感無量の思いがいたします。

私なりの時代区分では、1976年の大会10年目の会を京都大学楽友会館で、デルタをテーマに開催しましたのが、本会の第二段階目のステップだったと思えます。当時、大学院生だった私が受付、マイク運びをいたしました。石井米雄先生がカーテンの開閉をされ、机の運搬に汗をかかれていたのを思い出します。この大会では、当時の京大東南アジア研究センターの方々の全面協力のもとに、農学系、歴史系、地理学系の多彩な発表がありました。このときから、東京以外で年1度、大会を開催することが定着しました。非歴史系の会員、また西の方面の会員が大量に増えたのもこのときでした。そのころは地域学会はほとんどなく、東南アジア史学会のみが、専門にとらわれることのない、いきいきとした学際研究を展開していました。学際的に開かれていること、学閥が存在しないことを本会のもっともすぐれた点とするなら、それは76年の大会に始まるものといえましょう。

それから、30年近くたって、会員数が大激増したことは、嬉しいかぎりですが、危惧するところも生まれてきました。なによりも、本会の位置が発展する東南アジア研究の中で、相対化してきたことです。多くの東南アジア研究者が生まれている現状の中で、学問的には無縁ではないのに、東南アジア史学会とまったく無縁に、活動されている方の数の増加は、本会の会員数の増加よりもはるかに高い率だろうと思えます。私は東南アジア史学会の発表が世界的なレベルを維持していることを誇りに思っていますが、そのレベルが日本の東南アジア研究者にさえ理解されないままに、相対化されていく現状は、ひどく残念なものがあります。第一に、東南アジア史学会は日本の東南アジア研究全体の中心としてのプレゼンスをぜひ、確立する道を開きたいと思っています。

私の記憶や思い入ればかりで恐縮ですが、その

後、1979年に、私がコーディネーターとなって中国の稲作を東南アジアの稲作のコンテクストの中で理解しようとするシンポジウムを京大東南アジア研究センターで開催しました。その結果は、当時の中国研究学界にきわめて大きな刺激を与えたものと理解しております。これは一つの例です。その後、各学界で問題になるスコットのモラルエコノミー論にせよ、文化主義論にせよ、あるいはリードの大交易時代の議論にせよ、いずれも他の学会が問題にするはるか以前に私たちは、本学会や付属する研究会で問題にしてきました。ある時期、東南アジア研究の動向は、多くの他地域の研究者が注目するところであったと考えています。

しかし、現在、東大で教えていまして、つくづく、東南アジア研究全体が他地域の研究から多分に、孤立、無視されていると思ってしまいます。第二に東南アジア研究のプレゼンスを他の学界に対して主張し続けたいと思うのです。

これがどのような方法によって可能であるのか、この段階で提案を用意しているわけではありません。それ以上に現段階では、前期執行部の膨大な努力の結果、整備されつつある本学会内部のシステム全体の改革がなによりも必要です。しかし、そのシステムの改革は、単なる同好会の段階を越えて、新しい学会運動として開花するために必要なのだと思っています。その新しい学会の機能とは、やはり東南アジア研究という一つの「ディシプリン」の中での明確なプレゼンスを示すことであり、東南アジア研究というディシプリンの生み出したものを、他のディシプリンに対して示し続けることであると思っています。短い在任期間の中で、このような学会運動が展開できるとは、もちろん思っていません。しかし、私の在任期間中に、以上の問題意識の芽がでることがあればと思っています。以上が私の会長というより、個人的な見解です。ご協力いただければありがたく存じます。

第 21 期理事および委員

(任期 2005 年 6 月 5 日～2006 年 12 月 31 日まで)

会長 (理事) : 桜井由躬雄

理事

総務 : 内藤 耕

会計 : 川島 緑

編集 : 青山 亨、杉島敬志

大会 : 倉沢愛子、林 行夫

渉外学術 : 寺田勇文、吉村真子

情報化 : 黒田景子

関東 : 奈良修一

中部 : 大橋厚子

関西 : 桃木至朗

中国・四国 : 植村泰夫

九州・沖縄 : 田村慶子

理事 : 加藤 剛、宮崎恒二、伊東利勝、石井米雄、押川典昭、後藤乾一、速水洋子、古田元夫

監事 : 奥平龍二、吉川利治

委員

総務 : 青木葉子、山田直子

会計 : 小川有子

編集 : 王柳蘭、笹川秀夫、坪井祐司、土佐桂子、飯島明子

大会 : 小林寧子、高田洋子、渡辺佳成

関東 : 左右田直規、國谷 徹

中部 : 林謙一郎

関西 : 岡本弘道

東南アジア史学会事務局

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院人文社会系研究科

南・東南アジア歴史社会分野

電話連絡 : 0463-58-1211 内線 3033 (東海大学  
アジア文明学科内藤研究室)

FAX : 0463-50-2241

E-mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp

URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>

**2005 年度春季大会会員総会摘録**

2005 年 6 月 5 日 17 時、愛知大学車道校舎にて、会員総会が開催された。議事に先立って、鈴木恒之会員が議長に選出された。会則附則第 2 項により第 20 期委員会は解散し、同時に第 21 期理事会

が会員総会の承認をもって発足する手順となった。そのため本総会は前半は第 20 期委員会、後半は第 21 期理事会のもとでの進行となった。なお、出席者数は 84 名 (会員総数 620 名) であった。

1. 前回会員総会 (京都総会) 摘録承認 (会報 82 号に掲載)

2. 理事選挙管理委員長報告

玉田芳史選挙管理委員長より 2 月に行われた理事選挙の経過と結果の報告があった。詳細は会報 82 号に掲載済み。

3. 選任理事会合の結果と会長候補者互選の結果に関する報告

加藤会長より、選挙によって決定した選任理事候補者の紹介があり、さらに会長候補者互選の結果、桜井由躬雄会員が第 21 期会長候補となった旨報告があった。詳細は会報 82 号に掲載済み。

4. 新会長承認

会長候補者互選の結果報告を受け、桜井由躬雄会員が第 21 期会長として承認された。任期は 2005 年 6 月 5 日～2006 年 12 月 31 日である。

5. 加藤会長から提案

この総会は第 20 期会長によって招集されたが、次の理由から以後の進行は第 21 期会長と理事会のもとで行いたいとの提案が加藤会長よりあった。理事選挙の結果を受け、委員会体制から理事会体制になるべく速やかに移行するためには、このような変則的な対応をせざるをえなかった。従来の委員会制度においても、12 月総会において新会長が承認されたあと、委員は翌年 6 月総会で承認されていたが、それ以前に 6 月総会の審議事項は (暫定) 委員会において決められ、また委員会としての実質的活動も行っていった。今回の対応はあくまでも体制移行にともなう過渡的なものであり、今後はこのような事態は起こらない。

なお、提案に先立ち、本総会での新会長ならびに第 21 期理事会の承認を前提として、すでに暫定理事会が開催され、この総会の審議事項などが検討されている旨、報告があった。

提案は承認された。

6. 任命理事の承認および委員の紹介

第 21 期理事および委員

(任期 2005 年 6 月 5 日～2006 年 12 月 31 日まで)

会長 (理事) : 桜井由躬雄

理事

総務 : 内藤 耕

会計 : 川島 緑

編集 : 青山 亨、杉島敬志

大会 : 倉沢愛子、林 行夫

渉外学術 : 寺田勇文、吉村真子

情報化 : 黒田景子

関東 : 奈良修一

中部 : 大橋厚子

関西 : 桃木至朗

中国・四国 : 植村泰夫

九州・沖縄 : 田村慶子

理事 : 加藤 剛、宮崎恒二、伊東利勝、石井米雄、押川典昭、後藤乾一、速水洋子、古田元夫

監事 : 奥平龍二、吉川利治

委員

総務 : 青木葉子、山田直子

会計 : 小川有子

編集 : 王柳蘭、笹川秀夫、坪井祐司、土佐桂子、飯島明子

大会 : 小林寧子、高田洋子、渡辺佳成

関東 : 左右田直規、國谷 徹

中部 : 林謙一郎

関西 : 岡本弘道

東南アジア史学会事務局

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院人文社会系研究科

南・東南アジア歴史社会分野

電話連絡 : 0463-58-1211 内線 3033 (東海大学  
アジア文明学科内藤研究室)

FAX : 0463-50-2241

E-mail jssah@ml.rikkyo.ne.jp

URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/>

**2005 年度春季大会会員総会摘録**

2005 年 6 月 5 日 17 時、愛知大学車道校舎にて、会員総会が開催された。議事に先立って、鈴木恒之会員が議長に選出された。会則附則第 2 項により第 20 期委員会は解散し、同時に第 21 期理事会

が会員総会の承認をもって発足する手順となった。そのため本総会は前半は第 20 期委員会、後半は第 21 期理事会のもとでの進行となった。なお、出席者数は 84 名 (会員総数 620 名) であった。

1. 前回会員総会 (京都総会) 摘録承認 (会報 82 号に掲載)

2. 理事選挙管理委員長報告

玉田芳史選挙管理委員長より 2 月に行われた理事選挙の経過と結果の報告があった。詳細は会報 82 号に掲載済み。

3. 選任理事会合の結果と会長候補者互選の結果に関する報告

加藤会長より、選挙によって決定した選任理事候補者の紹介があり、さらに会長候補者互選の結果、桜井由躬雄会員が第 21 期会長候補となった旨報告があった。詳細は会報 82 号に掲載済み。

4. 新会長承認

会長候補者互選の結果報告を受け、桜井由躬雄会員が第 21 期会長として承認された。任期は 2005 年 6 月 5 日～2006 年 12 月 31 日である。

5. 加藤会長から提案

この総会は第 20 期会長によって招集されたが、次の理由から以後の進行は第 21 期会長と理事会のもとで行いたいとの提案が加藤会長よりあった。理事選挙の結果を受け、委員会体制から理事会体制になるべく速やかに移行するためには、このような変則的な対応をせざるをえなかった。従来の委員会制度においても、12 月総会において新会長が承認されたあと、委員は翌年 6 月総会で承認されていたが、それ以前に 6 月総会の審議事項は (暫定) 委員会において決められ、また委員会としての実質的活動も行っていった。今回の対応はあくまでも体制移行にともなう過渡的なものであり、今後はこのような事態は起こらない。

なお、提案に先立ち、本総会での新会長ならびに第 21 期理事会の承認を前提として、すでに暫定理事会が開催され、この総会の審議事項などが検討されている旨、報告があった。

提案は承認された。

6. 任命理事の承認および委員の紹介

桜井新会長より任命理事の紹介があり選任理事と合わせて承認された。また業務担当理事のもとで会務に携わる委員の紹介があった。つづいて新会長より挨拶があった。理事・委員については別掲。

暫時休憩 この間、21期第1回理事会が開催された。

7. 審議事項1：学会細則の改定について

2004年12月会員総会における会則の改定を受けて、細則の改定が提案された。提案内容は加藤剛理事より説明があり、承認された。新細則については、別掲。

なお、あらためて加藤剛理事から細則にとくに定めのない事項に関する以下の事項について説明があり、承認された。

- ・会費の改定：会員総会の承認を経て正式に変更される
- ・休会規定：今後は休会を認めない
- ・在外会員への会報発送：細則にもりこまれていなくても継続

8. 審議事項2：諸規定等の改定について

2004年12月会員総会における会則の改定を受けて諸規定の改定が提案された。内藤耕総務担当理事より研究助成関係諸規定、東南アジア史学会賞規定および東南アジア史学会研究奨励基金規定の改定について説明があった。なお、東南アジア史学会賞にかかる現選考委員の任期については2006年12月末までとする旨確認された。

青山亨編集担当理事から投稿規定第8条について改定の説明があった。

以上、承認された。改正された諸規定については別掲。

また、細則第7条の規定により会長の職務執行が不可能な場合の代行について、桜井会長より加藤剛理事（前会長）が指名された。

9. 審議事項3：「改称問題」解決へ向けての手続き説明

伊東利勝理事より学会名の「『改称問題』解決へ向けての手続き」案が示された。なお、説明の際、この提案が問題解決のための手続きを示したものであり、「改称」を提起するものでないことに注意喚起がなされた。出席者から会員投票の有効投票数について質問があり、少数であっても有

効との解釈が伊東理事より示された。賛成多数をもって原案通り承認された。

10. 審議事項4：次期大会について

倉沢愛子大会担当理事より、次期大会（74回大会）は上智大学四谷キャンパスで、自由研究発表と統一シンポジウム「国民国家、言語、文字、つづり」（仮題）をもって行う旨提案の説明があり、承認された。

また、同理事より報告事項として、研究大会開催時に幼児・児童を同伴する会員のために保育サービスを実現したい旨説明があった。同時に、本件について会員の意見交換のためにメーリングリストを立ち上げるので参加されたい旨呼びかけがなされた。

11. 審議事項5：04年度決算報告

第20期の速水洋子委員（会計担当）より決算報告と監査報告があり、承認された。

12. 審議事項6：05年度予算執行方針

川島緑会計担当理事より、地区例会への補助について本年度は10万円の予算であるが、恒常的な活動の経費負担ではなく、企画にたいして補助金を出す方針である旨、説明された。提出された企画案をもとに会長、総務担当理事、会計担当理事が協議して決定する。原案通り承認された。

13. 第20期報告事項

会長報告（加藤剛会長）

・スマトラ沖地震義援金についての協力に感謝する。寄せられた金額は808,000円、寄付者人数57名であった。

・学会誌の電子化にともない、版權を平凡社、山川出版から委譲してもらうこととなった。両出版社より正式文書が桜井会長宛に送付される予定である。

総務委員報告（長津総務委員）

・第82号会報を発行した。会報用原稿の遅れなどのため、第82号会報は第73回大会プログラム等とは別に郵送した。また、第73回大会のポスターに誤記があったため、そのお詫びと修正ポスターの縮小版を会報に同封して会員に発送した。

・2005年5月24日現在の会員動向は以下の通りである。

(1) 会員数

一般会員（海外を含む）

434

学生会員（海外を含む）	186
計	620
(2) 2004年6月6日～現在までの変動	
新入会員数	63
退会者数	27
除籍者数	10
(3) 会費納入状況	
a) 2005年分未納者	197
b) 04・05年両年分未納	87
c) 2003年～2005年分未納者	10
(4) 会員動向の概観	

2004年6月6日～2005年5月24日の会員総数の増加は26名であった。2003年4月2日～2004年6月6日の会員総数の増加が10名であったことをふまれば、会員総数は微増傾向にあるといえる。除籍については昨年同様、事前通知のうえ3年以上の会費滞納者をすべて除籍とした。除籍者数は、昨年6月の16名に比して減少した。現時点での住所不明者数や2004年度分までの2年間の会費未納者数をみると、除籍者数は今後も10名程度で推移すると思われる。会費納入率は86%である。

・学会賞 2005年1月に大会予報とともに、第3回（2005年度）東南アジア史学会賞候補募集要項および東南アジア史学会賞推薦書を会員に郵送した。4月末日が締め切りであったが、応募ないし推薦は無かった。

・名簿の電子化について 電子版名簿の更新を現時点まで行えていない。これは総務のミスによるものでもあり、また土倉事務所（会員管理係）の作業の遅れによるものである。現在、作業を進めているが更新までしばらく時間がかかる。この作業は、第20期総務委員が第21期総務委員と共同で進める。

・業者業務委託（土倉事務所） 昨年8月より会員管理に関わる会務を株式会社土倉事務所に委託しているが、おおむね順調である。

#### 編集委員報告（青山）

・科研費の出版助成は不採用となった。  
・会誌34号の編集の遅れ（7月下旬発送）に対してお詫びする。

#### 情報化委員報告（黒田）

・学会誌文献目録に対する科研費が採択された。

#### 大会委員報告（伊東）

・第73回大会は、報告15本、企画3本で行うことができた。

・座長を事前に決定し周知した。

・プログラムの発送が遅れたことをお詫びする。

#### 14. 第21期報告事項

##### 総務（内藤）

・本部を会長校である東京大学におく。  
・理事会において会費改定を検討中である。  
・名簿の電子化について今後基本方針を立てていく。

##### 会計（川島）

・大会時の保育所設置のための予算を検討している。

##### 編集（青山）

・文献目録作成の検討、紙媒体が適当か否か、それ以外の可能性について検討を開始した。

##### 渉外（吉村）

・海外の東南アジア研究、アジア研究の学会との連携を強化していきたい。

・海外の学会との共催、協力し日本の東南アジア史学会の活動を広めたい。

・海外の学会との共催パネルも予定されている。倉沢愛子会員が ICAS(上海)で日本の東南アジア研究の現状について本学会を代表し、米国アジア学会主催のパネルで報告を予定している。マレーシア社会科学学会からも国際マレーシア研究会議(2006年8月)でのパネル共催の依頼もきている。  
・(関連して桜井会長より) 学術会議東洋学・アジア研究連絡協議会のメンバーが主体となって平成17年度「グローバル化とアジア」の計画科研を受ける。これは平成18年以降の特定研究「グローバル化とアジア人間科学」の申請のための計画をたてる科研である。特定研究に成功した場合、本学会会員の参加が望まれる。

・(同) 平成17年度から、日本ベトナム地域情報学コンソシアムのメンバーが企画した基盤研究(S)(総合研究)の予算が採択された。中心的な企画は2010年ハノイ建都千年に関する研究で、5年間、遺跡、遺構、地図などの電子化をはかる。本学会会員の参加が望まれる。

以上

注記：以上のうち、審議事項1および2は、会則第21条他に従えば会員総会の承認を必要としないものであるが、今回は理事制度への移行期でもあり慎重に審議を進めることとした。

## 第 21 期第 1 回理事会摘録

2005 年 6 月 5 日、17 時愛知大学車道校舎において第 21 期第 1 回理事会が開催された。

議長：桜井由躬雄

出席者：青山亨、石井米雄、植村泰夫、加藤剛、川島緑、倉沢愛子、黒田景子、杉島敬志、田村慶子、玉田芳史、寺田勇文、内藤耕、吉村真子、奈良修一、伊東利勝、林行夫、速水洋子、宮崎恒二、桃木至朗（以上 20 名）

2005 年 6 月 4 日、5 日の両日行われた暫定理事会の内容を第 1 回理事会の決定事項とすることが全会一致をもって承認された。

### 暫定理事会摘録

2005 年 6 月 4 日(9 時半～)、5 日(12 時半～)の両日、愛知大学車道校舎において暫定理事会が開催された。冒頭、会則第 8 条 1 に定める規定によりこの会合は正規の理事会ではなく総会承認前の暫定理事会であるとの説明が議長よりあった（便宜上、本摘録では理事候補者を理事と呼ぶことにする）。なお、先に示したように、理事の総会承認を得た後の臨時理事会により本暫定理事会をもって第 21 期第 1 回理事会とすることが決定した。出席者は以下の通りである。

議長：桜井由躬雄

出席者：青山亨、石井米雄、植村泰夫（2 日目のみ）、大橋厚子、加藤剛、川島緑、倉沢愛子、黒田景子、杉島敬志、田村慶子、玉田芳史、寺田勇文、内藤耕、吉村真子、奈良修一、伊東利勝、林行夫、速水洋子、宮崎恒二、桃木至朗（以上 50 音順、敬称略 1 日目 20 名、2 日目 21 名）

以下、総会摘録と重複する部分については割愛する。

#### 1) 選任理事、任命理事、業務担当委員の紹介

委員に院生が多いので、定職者を増やしてほしいとの希望が編集担当理事より寄せられ、土佐桂子、飯島明子両会員が推薦された承された。また、中部地区例会担当委員として、林謙一郎会員が推薦された承された。他の委員の追加推薦については事後承諾ということで承された。

#### 2) 細則改定について

加藤剛理事の説明ののち、いくつか文言の修正を行い、承認された。その際以下の事項が確認された。

- ・第 5 条について、退会除名する場合の会費前納分の払い戻しについては、実際のケースに応じて対応する。

- ・第 6 条 1 の「辞退者」とは、理事に選出される前に辞退するという意味である。

- ・正当な理由なく、自分の都合で理事を辞退することは認められない。

- ・休会規定はなく、したがって休会は認めない。ただし、一度退会し、再度入会することは可能である。

- ・第 7 条について、任期中に会長に事故が起きた場合に代行者をあらかじめ指名しておくことが確認された。代行者は会長経験者が望ましいとの認識が桜井由躬雄理事（会長候補者）より示され、同時に加藤剛理事が代行者として指名されることとなった。

#### 3) 細則以外の諸規則等改正について

冒頭、加藤剛理事（第 20 期会長）より「諸規則改正は規定によれば本来 20 期委員会において行わなければならないが、理事制度移行の関係でできなかった。そのためかかる改正については 20 期委員会として 21 期理事会に委任することを委員に求め、5 月 31 日に承認された」旨、報告があった。改正の主要点は理事会制移行にともなって、従来「委員」と表記されていた箇所を「理事」に改めるものである。

質疑のうち、とくに確認されたものは東南アジア史学会賞規定に関する以下の 2 点である。

- ・現委員の任期は 2005 年末までとする。

- ・第 4 条 2 項は選考委員会の自立性を重んじ、委員長は会長によって勝手に解任されないことを含意する。

#### 4) 改称問題解決のための手続き案

伊東利勝理事より「『改称問題』解決へ向けての「手続き」案（総会承認後の「手続き」を別掲）が示され、次のような質疑と修正ののち出席理事中 17 名の賛成をもって承認された。

- ・案の第 2 項について、理事会が本年 12 月の総会に提出する解決案は複数案もありうるのかどうかについて議論が交わされ、1 案に絞った形で提案し賛否を問うことに決定した。

- ・改称は会則の変更という形で行われるわけであるが、会則第 8 章第 20 条によれば名称変更は総会の審議だけで可能であるはずとの意見が出さ

## 第 21 期第 1 回理事会摘録

2005 年 6 月 5 日、17 時愛知大学車道校舎において第 21 期第 1 回理事会が開催された。

議長：桜井由躬雄

出席者：青山亨、石井米雄、植村泰夫、加藤剛、川島緑、倉沢愛子、黒田景子、杉島敬志、田村慶子、玉田芳史、寺田勇文、内藤耕、吉村真子、奈良修一、伊東利勝、林行夫、速水洋子、宮崎恒二、桃木至朗（以上 20 名）

2005 年 6 月 4 日、5 日の両日行われた暫定理事会の内容を第 1 回理事会の決定事項とすることが全会一致をもって承認された。

### 暫定理事会摘録

2005 年 6 月 4 日(9 時半～)、5 日(12 時半～)の両日、愛知大学車道校舎において暫定理事会が開催された。冒頭、会則第 8 条 1 に定める規定によりこの会合は正規の理事会ではなく総会承認前の暫定理事会であるとの説明が議長よりあった（便宜上、本摘録では理事候補者を理事と呼ぶことにする）。なお、先に示したように、理事の総会承認を得た後の臨時理事会により本暫定理事会をもって第 21 期第 1 回理事会とすることが決定した。出席者は以下の通りである。

議長：桜井由躬雄

出席者：青山亨、石井米雄、植村泰夫（2 日目のみ）、大橋厚子、加藤剛、川島緑、倉沢愛子、黒田景子、杉島敬志、田村慶子、玉田芳史、寺田勇文、内藤耕、吉村真子、奈良修一、伊東利勝、林行夫、速水洋子、宮崎恒二、桃木至朗（以上 50 音順、敬称略 1 日目 20 名、2 日目 21 名）

以下、総会摘録と重複する部分については割愛する。

#### 1) 選任理事、任命理事、業務担当委員の紹介

委員に院生が多いので、定職者を増やしてほしいとの希望が編集担当理事より寄せられ、土佐桂子、飯島明子両会員が推薦された承された。また、中部地区例会担当委員として、林謙一郎会員が推薦された承された。他の委員の追加推薦については事後承諾ということで承された。

#### 2) 細則改定について

加藤剛理事の説明ののち、いくつか文言の修正を行い、承認された。その際以下の事項が確認された。

- ・第 5 条について、退会除名する場合の会費前納分の払い戻しについては、実際のケースに応じて対応する。

- ・第 6 条 1 の「辞退者」とは、理事に選出される前に辞退するという意味である。

- ・正当な理由なく、自分の都合で理事を辞退することは認められない。

- ・休会規定はなく、したがって休会は認めない。ただし、一度退会し、再度入会することは可能である。

- ・第 7 条について、任期中に会長に事故が起きた場合に代行者をあらかじめ指名しておくことが確認された。代行者は会長経験者が望ましいとの認識が桜井由躬雄理事（会長候補者）より示され、同時に加藤剛理事が代行者として指名されることとなった。

#### 3) 細則以外の諸規則等改正について

冒頭、加藤剛理事（第 20 期会長）より「諸規則改正は規定によれば本来 20 期委員会において行わなければならないが、理事制度移行の関係でできなかった。そのためかかる改正については 20 期委員会として 21 期理事会に委任することを委員に求め、5 月 31 日に承認された」旨、報告があった。改正の主要点は理事会制移行にともなって、従来「委員」と表記されていた箇所を「理事」に改めるものである。

質疑のうち、とくに確認されたものは東南アジア史学会賞規定に関する以下の 2 点である。

- ・現委員の任期は 2005 年末までとする。

- ・第 4 条 2 項は選考委員会の自立性を重んじ、委員長は会長によって勝手に解任されないことを含意する。

#### 4) 改称問題解決のための手続き案

伊東利勝理事より「『改称問題』解決へ向けての『手続き』案（総会承認後の『手続き』を別掲）が示され、次のような質疑と修正ののち出席理事中 17 名の賛成をもって承認された。

- ・案の第 2 項について、理事会が本年 12 月の総会に提出する解決案は複数案もありうるのかどうかについて議論が交わされ、1 案に絞った形で提案し賛否を問うことに決定した。

- ・改称は会則の変更という形で行われるわけであるが、会則第 8 章第 20 条によれば名称変更は総会の審議だけで可能であるはずとの意見が出さ

れたが、定足数の定めがない総会で決定するには問題の性質が重大でありすぎるなど種々議論の結果、今回は特別に会員投票を行うことが確認された。

総会での本案件の取り扱い方法についても種々議論がなされたが、手続きに関する決議とすることを確認した。

原案にあった改称が決定された場合の改称時期（第5項）については、今総会においては提案しないこととなった。

### 5) 総会での議事進行確認

20期と21期と基本的に前後半で運営することなどを確認した。

### 6) 大会関係

倉沢愛子理事より本年12月10日（土）、11日（日）に上智大学四谷キャンパスにおいて秋季大会を開催することが提案された。自由研究発表のほかには2日目に「東南アジアの近代正書法」をめぐる統一シンポジウムを行う旨、提案された。議論の結果、統一シンポジウムについてはこれを基本としつつも、より広がりのあるテーマを模索することを条件に原案通り承認された。

また、06年春の大会の開催校については名古屋大学を検討中である旨報告があり、今後詳細をつめ秋季大会会員総会で提案することが確認された。

学会創立40周年の事業実施が会長より提案された。今後事業内容等を検討していくほか、担当理事をおくことなどが承認された。

### 7) 報告事項

すべて会員総会摘録に示した通りである。  
以上

## 第21期第2回理事会摘録

10月29日13時より、東京大学本郷キャンパス赤門総合研究棟8階において21期第2回理事会が、桜井由躬雄会長を議長として開催された。

出席者：青山亨、大橋厚子、加藤剛、川島緑、倉沢愛子、黒田景子、杉島敬志（早退）、玉田芳史、内藤耕、奈良修一（途中参加）、林行夫、宮崎恒二、桃木至朗、吉村真子

ほかに委任状提出者9名（議長に委任する者8名（奈良理事含む）、他理事に委任する者1名）

### 1. 改称問題について

7月4日付けで古田元夫理事より本学会の名称

を「東南アジア学会」に改称する提案がなされた以降の理事間の電子メールでのやりとりについて会長より概略説明があった（古田提案については本会報とは別に同封）。その上で古田提案の骨子を以下の2点にまとめて議論することとなった。

### 東南アジア史学会改称提案

- 1) 現「東南アジア史学会」の名称を「東南アジア学会」とする。
- 2) 現東南アジア史学会の会則、細則その他関連文書における「東南アジア史学会」の名称を「東南アジア学会」とする。

また、桃木至朗理事から古田案に対して、以下のような修正案が提示された。

### 東南アジア史学会改組提案

- 1) 現「東南アジア史学会」を母体として、「東南アジア学会」を発足させる。
- 2) 「東南アジア学会」発足と同時に、現「東南アジア史学会」の会則（会の名称・目的の部分は改訂）・理事会・会員・会報・一般会計・研究助成基金は、自動的に「東南アジア学会」に引き継がれる。
- 3) 当面の間、「東南アジア史学会」も名義上存続させる。この運営は、「東南アジア学会」理事会のもとに設置される「東南アジア史学会残務処理委員会」（仮称）に委ねる。同委員会は、研究奨励基金・学会賞の管理運営に当たるほか、同基金の将来の管理・利用法、36号以降の会誌の名称と発行委託先についても、検討および関係者との交渉をおこなう。同委員会の業務内容は、「東南アジア学会」理事会に報告するものとし、同基金および会誌のあり方について、従来のそれを変更しようとする場合は、「東南アジア学会」理事会の同意を要する。

桃木理事から提案理由として、改称にあたっておきる混乱を避けるための提案であることなどが説明された。

以上の2提案について、古田提案を「改称」案、桃木提案を「改組」案として議論の後、それぞれについて採決を行なった。

「改称」案について、賛成：14名、委任状8名、計22名、反対：1名、委任状1名、計2名で可決された。

れたが、定足数の定めがない総会で決定するには問題の性質が重大でありすぎるなど種々議論の結果、今回は特別に会員投票を行うことが確認された。

総会での本案件の取り扱い方法についても種々議論がなされたが、手続きに関する決議とすることを確認した。

原案にあった改称が決定された場合の改称時期（第5項）については、今総会においては提案しないこととなった。

### 5) 総会での議事進行確認

20期と21期と基本的に前後半で運営することなどを確認した。

### 6) 大会関係

倉沢愛子理事より本年12月10日（土）、11日（日）に上智大学四谷キャンパスにおいて秋季大会を開催することが提案された。自由研究発表のほかには2日目に「東南アジアの近代正書法」をめぐる統一シンポジウムを行う旨、提案された。議論の結果、統一シンポジウムについてはこれを基本としつつも、より広がりのあるテーマを模索することを条件に原案通り承認された。

また、06年春の大会の開催校については名古屋大学を検討中である旨報告があり、今後詳細をつめ秋季大会会員総会で提案することが確認された。

学会創立40周年の事業実施が会長より提案された。今後事業内容等を検討していくほか、担当理事をおくことなどが承認された。

### 7) 報告事項

すべて会員総会摘録に示した通りである。  
以上

## 第21期第2回理事会摘録

10月29日13時より、東京大学本郷キャンパス赤門総合研究棟8階において21期第2回理事会が、桜井由躬雄会長を議長として開催された。

出席者：青山亨、大橋厚子、加藤剛、川島緑、倉沢愛子、黒田景子、杉島敬志（早退）、玉田芳史、内藤耕、奈良修一（途中参加）、林行夫、宮崎恒二、桃木至朗、吉村真子

ほかに委任状提出者9名（議長に委任する者8名（奈良理事含む）、他理事に委任する者1名）

### 1. 改称問題について

7月4日付けで古田元夫理事より本学会の名称

を「東南アジア学会」に改称する提案がなされた以降の理事間の電子メールでのやりとりについて会長より概略説明があった（古田提案については本会報とは別に同封）。その上で古田提案の骨子を以下の2点にまとめて議論することとなった。

### 東南アジア史学会改称提案

- 1) 現「東南アジア史学会」の名称を「東南アジア学会」とする。
- 2) 現東南アジア史学会の会則、細則その他関連文書における「東南アジア史学会」の名称を「東南アジア学会」とする。

また、桃木至朗理事から古田案に対して、以下のような修正案が提示された。

### 東南アジア史学会改組提案

- 1) 現「東南アジア史学会」を母体として、「東南アジア学会」を発足させる。
- 2) 「東南アジア学会」発足と同時に、現「東南アジア史学会」の会則（会の名称・目的の部分は改訂）・理事会・会員・会報・一般会計・研究助成基金は、自動的に「東南アジア学会」に引き継がれる。
- 3) 当面の間、「東南アジア史学会」も名義上存続させる。この運営は、「東南アジア学会」理事会のもとに設置される「東南アジア史学会残務処理委員会」（仮称）に委ねる。同委員会は、研究奨励基金・学会賞の管理運営に当たるほか、同基金の将来の管理・利用法、36号以降の会誌の名称と発行委託先についても、検討および関係者との交渉をおこなう。同委員会の業務内容は、「東南アジア学会」理事会に報告するものとし、同基金および会誌のあり方について、従来のそれを変更しようとする場合は、「東南アジア学会」理事会の同意を要する。

桃木理事から提案理由として、改称にあたっておきる混乱を避けるための提案であることなどが説明された。

以上の2提案について、古田提案を「改称」案、桃木提案を「改組」案として議論の後、それぞれについて採決を行なった。

「改称」案について、賛成：14名、委任状8名、計22名、反対：1名、委任状1名、計2名で可決された。

引き続き「改組」案に対する採決を行った。賛成：1名、委任状1名、計2名、反対：14名、委任状8名、計22名で、否決された。

以上のように、古田提案に基づく「改称」案を理事会として、総会に提案することとなった。

また、改称時期についても議論があったが、今回はとくにまとまらず改称に関わる詳細は、学会名称の英語名等を含めてワーキンググループを立ち上げて次回理事会までに原案を検討することとなった。ワーキンググループは、会長・総務によって構成することとなった。なお、ワーキンググループで詰められない問題については、別に委員会を設けて検討していくことで了承された。

## 2. 改称問題手続き関係

会長から、改称についての議論が始まった倉沢愛子第19期会長以降100名の新入会員がいるので、この間の経緯について改めて説明する意義はあり、投票前に会員に周知させるためにWEBの電子掲示板を用いて広く会員に議論を呼びかける必要があるかどうか問いかけがあった。

議論の結果、電子掲示板の開設、古田提案をめぐって交わされた理事メールの公開（ただし、発言者が非公開を希望する部分は削除）を電子掲示板および紙媒体（会報とともに郵送）の両方で行うことで了承された。

また、総会時の投票については、会員資格の確認、議場の閉鎖などを行うことが了承され、総務において大会開催日以前にこれを会員に説明することとなった。

## 3. 電子媒体への移行について

会長より、大会予報、大会案内、会報、その他事務局が適当と認めるものについて電子メールによる配信、もしくはHPへの掲載をもって換えること、電子メール登録をしていない会員については別途郵送手数料（実費相当額）を徴収した上で従来通り郵便による紙媒体送付とする旨、提案された。

つづいて、川島緑・会計担当理事より電子媒体へ移行した場合、年額160万の節約になること、および郵送手数料2000円の根拠が示された。

また、質疑のなかで内藤・総務担当理事から現在電子メールを利用していない会員は100名程度であることなどが示された。合わせて、電子媒体以降後も理事その他役員に対しては、業務内容、大会予報など、紙媒体も郵送する旨説明があった。

採決の結果、全会一致でこれを了承し、総会に提案することとなった。

## 4. 会費改定・大会参加費徴収について

学会財政の健全化のために、会費の値上げと研究大会の際の大会参加費の徴収について提案された。つづいて川島緑会計担当理事から、財政状況を判断する限り会費値上げは不可避である一方、大会参加費は徴収しても負担感が大きい割には赤字が解消しないことが説明された。その上で、会計としては「会費を一般会員のみ1000円値上げ(8000円)、学生会員（原則として常勤職以外の会員）は据え置く」案を可としたい旨提案があった。なお、この場合でも赤字は年間20万円となるが、現状よりかなり削減されることが示された。

電子媒体の導入にもかかわらず郵送を希望する会員が、会費値上げと合わせて年間3000円の負担増になることなどをめぐって議論が交わされた。また、会計の提案では赤字は解消されず、将来に問題を先送りしているなどの意見も示された。

議論の結果、会計より一般会員の会費を1000円値上げした上で、今後大会費の徴収についても検討していく旨、提案内容を一部修正した案が示された。

ほかに2案の修正案が示されたが、採決の結果、この会計提案の修正案を賛成17票で了承し、総会に送ることとなった。

つづいて、大会時の託児室開設の費用や大会ポスター等について関連質疑があった。

## 5. 来年度予算について

会費改定案の審議結果を受けて示された来年度予算案をただちに採決にうつし、全会一致で承認、総会に送ることとなった。

## 6. 第74・75回大会について

倉沢愛子・大会担当理事より、第75回研究大会を名古屋大学本山キャンパスで行いたいとの提案があった。大会準備委員長は大橋厚子会員（理事）とし、名大祭の日程と重ならないように、6月10、11日に開催する予定である旨説明があった。また、会場費の削減のため名古屋大学との共催という形をとりたいことが、大橋理事より説明された。以上を全会一致で承認した。

つづいて、倉沢理事より第74回大会の準備状況について報告があった。2日目の統一シンポジ

ウムは「東南アジアにおける近代言語の形成：権力・権威・正当性」(仮題)をテーマにすること、Reynaldo C. Iletto 氏の特別講演(この部分のみ上智大学アジア研究所と共催)を準備していることなどが報告された。また、川島緑大会委員長(理事)から託児室の利用希望が3名程度の見込みであること、今回の託児室については受益者負担はなし、学会の費用でまかなうことなどが報告された。また、懇親会は非常に簡素なものとし、学生が参加しやすいようにすることで理解を求めたい旨発言があった。

そのほか託児室の運営のための寄付を今後募っていくことや受付の方法などについて意見が交わされた。

## 7. 学会HPの改善について

総務担当理事より、学会HP、メーリングリスト等について、レンタルサーバーの利用について検討を開始したいとの提案があった。現在のように特定大学に依存する状態はセキュリティ上問題なしといえず、何よりも当該大学所属会員に負担をかけているので好ましくないとの理由が示された。黒田景子情報化担当理事より、2年ごとにサーバーが変わるのは問題があり(現実には開設以来立教大学に依存している)、自由度がないので検討する必要ありとの補足説明があった。今後予算面も勘案しながら検討を進めていくことで了承された。

## 8. 会誌出版助成金について

青山亨編集担当理事から平成17年度の科学研究費学術出版助成の不採用結果を受けて、18年度についても申請する方針が示され、了承された。

また、同理事より報告事項として、会誌のバックナンバーの著作権の確認と学会もしくは会長への移譲について検討中であることが紹介された。具体的な案を練っていくことで了承された。

## 9. 学会賞選考委員選定について

会長より候補者5名と補欠候補2名の紹介があり、次回理事会までに候補者の了解を取り付けることで承認された。また、さらに候補者が必要な場合、その人選は会長に一任された。

## 10. 学術会議連携会員について

会長より、日本学術会議会員として、地域研究では西アジア、南アジア、東アジア、南北中央ア

メリカの研究者が任命されたが、東南アジア研究者はポストを得られなかったことが報告された。これに関連して、正会員に協力する連携会員として吉村真子理事を本学会から推薦したい旨提案され、全会一致で了承された。

## 11. 40周年事業について

会長から来年の学会創設40周年にあたり、記念事業を行いたい旨提案され、承認された。

つづいて、現在、1) 来年12月の大会に合わせた国際シンポジウムの開催、2) 日本の東南アジア研究史に関する単行本の出版の2つの事業案をもとに意見を交換した。

本事業を立ち上げ、アイデアを集め集約していくための事業委員会に吉村真子、内藤耕両理事を指名したいとの会長提案があり、承認された。また、事業の実施にあたっては通常予算とは別に特別予算を組み外部の資金の活用を図っていくこと、外部資金の獲得が十分でなかった場合は、研究奨励基金から100万円程度を限度として支出することで了解を得た。

また、改称問題との兼ね合いで場合によっては新学会名のもとで40周年事業を行うことになることについて、議論が交わされた。新名称の学会がこのような事業を行うことは学会の連続性の強調にもなるとの意見があった。

## 12. その他

総務担当理事より以下の3点について了承が求められた。

- 1) 6月の細則の改正を受けて、休会規定がなくなった。本会報での告知をもって、今後休会受付を停止する。現在休会中の会員に対しては、退会の意思確認を事務局が行う。
- 2) 新細則によれば、入会の際、2名の推薦者が必要となっている。現行のWEBによる入会申し込みについては廃止し、今後は推薦者の署名の入った申込書を郵送で受け付けることにする。
- 3) 理事会欠席時の委任状については、今回の委任状様式を今後も踏襲していく。

吉村真子渉外担当理事より、IAHAで「日本の東南アジア史研究」という部会をつくるので、参加してもらいたいとの発言があった。

終了 17時30分

2004 年度会計決算報告および 2005 年度予算

1. 2004 年度東南アジア史学会会計決算報告(一般) 2004 年 1 月 1 日～12 月 31 日  
第 20 期会計委員 速水洋子 岡本正明

I 収入の部		II 支出の部	
1 会費	3,302,000	1 大会開催費	375,804
一般		大会諸費	375,804
(7,000×374+8,000+4,000)		プレシンポ	0
学生		2 地区例会費	150,000
(5,000×132+6,000×2)		3 編集・印刷費	2,585,626
2 会費外収入	249,153	会誌編集費	81,000
書籍販売	35,090	会誌印刷費	1,819,700
著作権料	24,000	印刷費	684,926
広告料	190,000	4 会員管理(業務委託)費	249,938
利息	63	5 情報化経費	0
本年度事業収入合計	3,551,153	6 郵送費	520,324
		7 事務費	139,034
		8 予備費	10,000
		9 会則変更 WG 関係旅費	165,240
前年度繰越金	4,681,844	本年度事業支出合計	4,195,966
収入合計	8,232,997	次年度繰越金	4,037,031
		支出合計	8,232,997

会計監査報告

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、誤りのないことを確認しました。  
(2005 年 5 月 22 日) 村井吉敬 [印]

2. 2004 年度東南アジア史学会会計決算報告(学会賞) 2004 年 1 月 1 日～12 月 31 日  
第 20 期会計委員 速水洋子 岡本正明

I 収入の部		II 支出の部	
1 利息	82	1 副賞費	250,000
		2 審査官謝礼	60,000
		3 事務費	46,993
		本年度学会賞関連支出合計	356,993
前年度繰越金	10,010,295	次年度繰越金	9,653,384
収入合計	10,010,377	支出合計	10,010,377

会計監査報告

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、誤りのないことを確認しました。  
(2005 年 5 月 22 日) 村井吉敬 [印]

# 決算・予算

## 3. 会計決算報告(研究助成金)

2004年1月1日～12月31日  
第20期会計委員 速水洋子 岡本正明

I 収入の部		II 支出の部	
1 利息	1,018	1 旅費	76,260
		伊藤未帆	25,420
		池田一人	25,420
		井口由布	25,420
前年度繰越金	4,920,986	次年度繰越金	4,845,744
収入合計	4,922,004	支出合計	4,922,004

会計監査報告

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、誤りのないことを確認しました。

(2005年5月22日)

村井吉敬 [印]

## 4. 2005年度予算(2004年12月総会にて承認)

収入の部		
1 会費収入		3,700,000
	一般(7000×400)	2,800,000
	学生(5000×180)	900,000
2 会費外収入		216,000
	書籍販売	20,000
	著作権料	45,000
	広告料	150,000
	利息	1,000
収入合計(X)		3,916,000
支出の部		
1 大会開催費		400,000
	大会諸費	400,000
	プレシンポ	0
2 地区例会費		100,000
3 編集・印刷費		2,350,000
	会誌編集費	100,000
	会誌印刷費	1,700,000
	会報編集費	50,000
	会報印刷費	200,000
	葉書・振替用紙印刷	250,000
	会誌補充	50,000
4 会員管理(業者委託)費		450,000
5 郵送費		500,000
6 事務費		100,000
7 情報化経費		0
8 予備費		50,000
通常事業費合計(Y)		3,950,000
特別事業:理事会関係費(Z)		400,000
	郵送・印刷費	200,000
	理事会開催費	200,000
収支差額(X)-(Y)-(Z)		△434,000

## 東南アジア史学会細則および諸規則改正

### ＜東南アジア史学会細則＞

#### 第1章 会員

##### (入会)

第1条 正会員として入会しようとする者は、正会員2名の推薦を得て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。会長は、その者が入会要件に適さないと判断される正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

##### (会員の資格の喪失)

第2条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

##### (退会)

第3条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

##### (除名)

第4条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

##### (抛出金品の不返還)

第5条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第2章 役員

##### (選任等)

##### 第6条

選挙による理事は、国内在住の正会員による6名以内連記の無記名投票に基づき、辞退者を除き得票順の上位より選出される。

末位に同数得票者がある場合は、選挙管理委員会の抽選により、1名を当選とする。

第1項に関わる投票については、別に理事会が正会員中より指名する定員5名の選挙管理委員会がすべての管理を行う。委員長は、委員の中から委員の互選によって選出する。

特別な事情があるときを除き、選挙による理事の選出は、現任理事の任期満了の日から数えて2ヶ月以

前に行う。

5. 選挙権及び被選挙権を有する者は、会費を完納した正会員とする。

##### (会長職の代行)

第7条 事故により会長の職務執行が不可能な場合、会長があらかじめ指名する理事がその職務を代行する。

##### (解任)

第8条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 役員としての職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第3章 総会

##### (招集)

##### 第9条

1. 会長は、会則第13条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知を発出しなければならない。

##### (議長)

第10条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

##### (議事録)

##### 第11条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
2. 議事録には、議長が署名、押印しなければならない。

#### 第4章 理事会

##### (開催)

第12条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第13条

理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知を發出しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4. 理事会の定足数は理事総数の3分の2とする。

(議長)

第14条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第15条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権とその委任)

第16条

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ委任状を提出することができる。

(議事録)

第17条

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(委任状提出者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2. 議事録には、会長及びその会議に出席した理事1人以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 公告の方法

(公告)

第18条 本会の公告は、本会のウェブサイト及び会報に掲示する。

## 第6章 外国語名称

(英文名称)

第19条 この会の英文会名は Japan Society for Southeast Asian History とする。

## 第7章 雑則

(細則の変更)

第20条 この細則の変更については、理事会の議決を経て行うものとする。

## <諸規則等改正一覧>

下線を付した部分が改正点である。

### 1. 東南アジア史学会研究助成基金規定の改正 改正前

(基金の管理) 第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用をはかるものとし、学会会則第6条に定めるところの委員会が管理する。

改正後

(基金の管理) 第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用をはかるものとし、学会理事会が管理する。

### 2. 東南アジア史学会研究助成基金に関する内規 以下を追加する。

(その他の事業)

規定第3条第2項による事業を行う場合は、学会理事会の議によるものとする。

### 3. 東南アジア史学会賞規定

改正前

第4条

1. 選考委員会は、本学会の会長候補者選考委員会によって選出された5名の委員をもって構成する。

2. 選考委員会は、同委員会の全業務を統括する委員長1名を選出する。

改正後

第4条

1. 選考委員会は、本学会理事会によって任命された5名の委員をもって構成する。

2. 選考委員会は、同委員会の全業務を統括する委員長1名を互選により選任する。

また、以下の附則を追加する。

附則

1. 本規定の第4条の(3)にもかかわらず、2005年度末に任命される選考委員の任期については、2006年12月末日までとする。

### 4. 東南アジア史学会研究奨励基金規定

改正前

第6条 この基金の運営は東南アジア史学会委員会が行う。

改正後

第6条 この基金の運営は東南アジア史学会理事会が行う。

### 5. 東南アジア史学会賞規定および東南アジア史学会研究奨励基金規定実施細則

#### 改正前

9. 基金の会計業務は、学会の会計委員がこれを兼ね、基金の会計監査は同学会の監査委員がこれを兼ねることとする。

11. この細則の変更については、東南アジア史学会委員会の決議を経て行う。

#### 改正後

1. 基金の会計業務は、学会の会計担当事務がこれを兼ね、基金の会計監査は同学会の監事がこれを兼ねることとする。

2. この細則の変更については、東南アジア史学会理事会の決議を経て行う。

### 6. 東南アジア史学会誌投稿規定

#### 改正前

8. 本規定の改廃

本規定の改廃は、委員会の承認によっておこないます。

#### 改正後

8. 本規定の改廃

本規定の改廃は、理事会の承認によっておこないます。

## 第73回研究大会報告

第73回研究大会は、2005年6月4日(土)、5日(日)に加納寛会員を大会準備委員長として、愛知大学車道校舎・高層棟にて開催された。1日目は3会場に分かれて自由研究発表と東南アジア史学会賞受賞記念発表が、2日目には「東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識」、「宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか」および“Images of Java: Pre-war home movies as a new resource for the study of social life in colonial Southeast Asia”の3つのシンポジウムが行われた。

### プログラム

6月4日(土)

開会の辞・・・・・・・・・・加納寛(大会準備委員長)

### <自由研究発表>

### 第1会場

フィリピン・ミンダナオ島における国家入植政策とその展開 —1913年に始まる農業コロニー計画を中心に—  
鈴木伸隆(筑波大学大学院)

植民地期のカンボジアにおける他者認識の成立過程 —タイ人の他者化を中心として—

笹川秀夫(上智大学)

植民地期北アチエのリーダーシップ再考

細川月子(広島大学大学院)

アメリカ期フィリピン都市にみる公共空間の変容過程 —セブ島のプラサの事例—

山口潔子(日本学術振興会特別研究員)

海域アジアの植民地都市計画 —ヨーロッパ人とアジア人の価値観の違い—

泉田英雄(豊橋技術科学大学)

### 第2会場

反・反イスラーム主義の政治社会学 —スハルト後のインドネシアにおける宗教運動と民衆—

佐々木拓雄(国際医療福祉大学非常勤講師)

ペゴン宗教本にみる19世紀ジャワのイスラーム受容

菅原由美(天理大学)

インドネシアのムスリム家族法改正問題 —「イスラーム法集成(KHI)対案」を中心に—

小林寧子(南山大学)

アユタヤ末における中国との米穀貿易

田中玄経(広島大学大学院)

トンブリー朝、初期ラタナコーシン朝(1768-1854)におけるシャムの支配者層と華人人口

増田えりか

### 第3会場

「亡国の民」の形成 —山地民ラフの自律的政権の解体をめぐる—

片岡 樹(東京経済大学非常勤講師)

「ダイ族」としての徳宏タイ族 —水かけ祭りに見るエスニシティの形成—

長谷千代子(日本学術振興会特別研究員)

第6条 この基金の運営は東南アジア史学会理事会が行う。

### 5. 東南アジア史学会賞規定および東南アジア史学会研究奨励基金規定実施細則

#### 改正前

9. 基金の会計業務は、学会の会計委員がこれを兼ね、基金の会計監査は同学会の監査委員がこれを兼ねることとする。

11. この細則の変更については、東南アジア史学会委員会の決議を経て行う。

#### 改正後

1. 基金の会計業務は、学会の会計担当事務がこれを兼ね、基金の会計監査は同学会の監事がこれを兼ねることとする。

2. この細則の変更については、東南アジア史学会理事会の決議を経て行う。

### 6. 東南アジア史学会誌投稿規定

#### 改正前

8. 本規定の改廃

本規定の改廃は、委員会の承認によっておこないます。

#### 改正後

8. 本規定の改廃

本規定の改廃は、理事会の承認によっておこないます。

## 第73回研究大会報告

第73回研究大会は、2005年6月4日(土)、5日(日)に加納寛会員を大会準備委員長として、愛知大学車道校舎・高層棟にて開催された。1日目は3会場に分かれて自由研究発表と東南アジア史学会賞受賞記念発表が、2日目には「東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識」、「宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか」および“Images of Java: Pre-war home movies as a new resource for the study of social life in colonial Southeast Asia”の3つのシンポジウムが行われた。

### プログラム

6月4日(土)

開会の辞・・・・・・・・・・加納寛(大会準備委員長)

#### <自由研究発表>

### 第1会場

フィリピン・ミンダナオ島における国家入植政策とその展開 —1913年に始まる農業コロニー計画を中心に—  
鈴木伸隆(筑波大学大学院)

植民地期のカンボジアにおける他者認識の成立過程 —タイ人の他者化を中心として—

笹川秀夫(上智大学)

植民地期北アチエのリーダーシップ再考

細川月子(広島大学大学院)

アメリカ期フィリピン都市にみる公共空間の変容過程 —セブ島のプラサの事例—

山口潔子(日本学術振興会特別研究員)

海域アジアの植民地都市計画 —ヨーロッパ人とアジア人の価値観の違い—

泉田英雄(豊橋技術科学大学)

### 第2会場

反・反イスラーム主義の政治社会学 —スハルト後のインドネシアにおける宗教運動と民衆—

佐々木拓雄(国際医療福祉大学非常勤講師)

ペゴン宗教本にみる19世紀ジャワのイスラーム受容

菅原由美(天理大学)

インドネシアのムスリム家族法改正問題 —「イスラーム法集成(KHI)対案」を中心に—

小林寧子(南山大学)

アユタヤ末における中国との米穀貿易

田中玄経(広島大学大学院)

トンブリー朝、初期ラタナコーシン朝(1768-1854)におけるシャムの支配者層と華人人口

増田えりか

### 第3会場

「亡国の民」の形成 —山地民ラフの自律的政権の解体をめぐる—

片岡 樹(東京経済大学非常勤講師)

「ダイ族」としての徳宏タイ族 —水かけ祭りに見るエスニシティの形成—

長谷千代子(日本学術振興会特別研究員)

チャム・バニの村落社会におけるターン・ムキとポー・アロワツ信仰 吉本康子 (神戸大学大学院)

再来日後のクオンドの坑仏運動と日仏秘密情報交換協定について -アジア歴史資料センター資料を活用して- 宮沢千尋 (南山大学)

第二次世界大戦期アジアにおけるアーカイブズについて 安藤正人 (人間文化研究機構国文学研究資料館)

<第2回東南アジア史学会賞受賞記念発表>  
国民国家ベトナムにおけるエスニシティの変容  
-中越国境地域のタイ族・ヌン族をめぐって-  
伊藤正子 (大東文化大学)

6月5日(日)  
<シンポジウム要旨>

第1会場  
「東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識」  
早瀬晋三(大阪市立大学)、吉川利治(大阪外国語大学)、倉沢愛子(慶応義塾大学)、山室信一(京都大学)

第2会場  
「宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか」  
永瀨康之(名古屋工業大学)、見市 健(日本学術振興会特別研究員)、浦野真理子(北星学園大学)、林行夫(京都大学)、山本博之(国立民族学博物館)

第3会場  
“Images of Java: Pre-war home movies as a new resource for the study of social life in colonial Southeast Asia”  
Peter Post (Netherlands Institute for War Documentation)  
Nico de Klerk (Nederlands Filmmuseum)

<自由研究発表要旨>

第1会場  
フィリピン・ミンダナオ島における国家入植政策とその展開 -1913年に始まる農業コロニー計画を中心に- 鈴木 伸隆 (筑波大学)

本発表では、米国によるフィリピン植民地統治とミンダナオ島支配の歴史的変遷を解明するため、1913年より開始された国家主導の入植政策とその具

体的な展開を検討する。1903年の国勢調査によれば、ミンダナオ島におけるイスラーム教徒の割合は76%であったのに対し、1939年には34%へと激減している。この急激な変動は、主にピサヤ内海からのキリスト教徒の入植や移住によるものと考えられる。本発表では、特に1913年に米国植民地政府によって、コタバト州で実施された組織的かつ集団的な農業コロニー(agricultural colony)入植計画に注目する。

農業コロニーの目的は、米の増産、人口過密地域の状況是正、公有地の開発と自作農への機会提供の三つであった。当時フィリピンは早魃等による米の不作が続き、ベトナムやラングーンからの米輸入に頼っていた。食料不足という緊急課題を大規模なプランテーション農場開発ではなく、余剰労働力の移動によって公有地の開墾を奨励し、小規模な自作農を創出することで、食料増産を図ろうとした。そうした目的で設置されたのが国家主導の農業コロニー計画である。実験地であるがゆえに、政府は場所の確保から輸送機関の手配、農耕具、食料、生活物資や資金まで全てを提供した。開設翌年の1914年には3,750人が、1916年には5,252人までが入植するに至った。

この計画で興味深い点は、キリスト教徒のみならず、イスラーム教徒の入植が組み込まれていたという事実である。キリスト教徒入植者には16ヘクタールの土地配分に対し、イスラーム教徒にはその半分の8ヘクタールであったものの、1916年には2,867人、1917年には2,892人と、入植者数のほぼ半分以上をイスラーム教徒が占めていた。これはコロニー計画自体がイスラーム教徒のための文明化、すなわち農業技術の習得、土地への定住化、首長ダトゥおよび奴隷制からの解放という、壮大な政治的な実験目標達成のために導入されたものであることを、示唆している。

表向きには経済状況向上を装いながらも、その裏で社会・政治的な思惑が隠された農業コロニー計画は、結局1917年に資金繰りに困り中断を余儀なくされた。計画は経済的失敗に終わったものの、その一方で民族間対立の不在によるキリスト教徒とイスラーム教徒との民族融合達成が、コロニー最大の成果だとする記述がモロ州の年次報告書で逆に増えていく。表面的な観察からのみ確認された余りにも楽観的な評価が、その後国家入植政策の展開とミンダナオ島支配の方向付けに与えた影響は無視できないものがある。

## 植民地期のカンボジアにおける他者認識の成立過程 —タイ人の他者化を中心として—

笹川 秀夫（上智大学アジア文化研究所客員研究員）

カンボジアのナショナリズムの成立期にあたる1930年代以降、国内に住むベトナム人と中国人を他者と見なすことで、「彼ら」とは異なる「われらクメール人」というまとまりが創り出されてきた。1940年代前半には、タイ＝仏印戦争の影響を受けて、タイ人もまた他者と見なされ、「われらクメール人」との差異が出版メディアを通じて喧伝されるようになった。

クメール人のベトナム人嫌いは顕著に見られる現象であり、カンボジア国内に住むベトナム人に対する襲撃事件が過去に複数回にわたって発生していることなどから、カンボジアにおける反ベトナム感情については、これまでのカンボジア研究でも注目を集めてきた。しかし、シハヌック時代におけるタイとの国交断絶や、2003年1月、プノンペンで発生したタイ大使館やタイ系企業の襲撃事件に見られるように、反タイ感情もまた、カンボジアのナショナリズムの通奏低音をなしているといえる。

他方で、「ネーション」に相当するクメール語「チャット」が、タイ語「チャート」に由来することや、現在のカンボジア王国憲法で国是とされている「民族、宗教、国王」というスローガンもまたタイからの影響を受けていることなど、カンボジアのナショナリズムの根幹をなす語彙や概念は、タイ語を学び、タイ（シャム）に留学した僧侶によってカンボジアにもたらされたと考えられる。しかしながら、タイ人の他者化がカンボジアのナショナリズムを構成する重要な要素の一つとなったことから、こうしたタイ（シャム）からの文化的な影響が声高に語られることはなくなった。

本報告では、植民地時代に刊行されたクメール語文献の記述内容を検討することで、カンボジアのナショナリズムの成立過程をたどり、近代的な語彙や概念をクメール語に取り込む際にタイ語を参照しつつも、タイ人を他者と見なすようになった過程を論じた。あわせて、ナショナリズムの成立時期に見られる特徴が、独立後も現在にいたるまで、カンボジアで影響力を保持している点についても若干の言及を行なった。

### 植民地期北アチェのリーダーシップ再考

細川 月子（広島大学大学院）

アチェではインドネシア独立戦争期に北アチェピディを中心に「社会革命」が生じ、慣習法首長ウレーバラン層はイスラム指導者ウラマーを中心とする勢力に虐殺・連行され、アチェから逃れたものも多数であった。先行研究はこの「社会革命」の要因の一つとして、政治的文脈から植民地期に植民地官僚化・専横化してリーダーシップを喪失したウレーバラン層と、植民地抵抗運動の中で住民に対するリーダーシップを発揮した改革派ウラマー層の対立を指摘している。しかし、スルタン期から植民地期にかけてのウレーバラン層の社会経済的地位の変遷については、未だ実証的に明らかにされているとはいえない。本報告では、北アチェ東部で生じたウレグレからの大量移民事件を通じて、植民地化によるウレーバランの制度的規定の中で生じた矛盾と、その中で発揮された彼らのリーダーシップの有り様を明らかにしたい。

18～19世紀半ばの北・東アチェではコショウ農園開発に伴う新たなナングル（ウレーバラン領）成立が相次ぎ、コショウ農園開発の指導者であったウレーバラン層はウレーバラン同士あるいは従属首長との敵対もしくは協力関係によって行動を規定されていた。植民地期にナングルは自治領へと再編され、さらにその数は固定された。自治領首長となったウレーバランは自治領数の固定と植民地政府の後ろ盾を得たことで敵対関係から解放され、専横化が進んだとされてきた。北アチェ西部のピディではアチェ戦争以前からすでにフロンティアが消滅し、他地域への開発移民団の排出源となっていたが、植民地期にはウレーバラン層によって水田の大部分が所有され、また1930年代に米の流通が盛んになったことに関連してウレーバランの強権的な行動が見られた。一方で北アチェ東部のムルドゥ副県及びサマランガ自治領周辺は開発の余地が残されていた。この地域の自治領首長もピディと同様に農業開発において指導的な役割を果たし、特にサマランガ自治領首長はピディに並ぶ米生産地の一つとして自治領を発展させる原動力となっていた。しかしこの地域の住民の流動性は高いままであり、ウレーバラン層にとって労働力確保は重要課題であった可能性が指摘できる。

このような状況下、1932年1月にサマランガ自治領内のムキム・ウレグレでは、住民が元ムキム首長（ウレーバラン・チュット）で当時サマランガから追放されていたテック・サビのムキム首長への再任、ムキム・トゥノンの自治領へ格上げを求めてムルドゥ副県トリエン・ガディン自治領に大量移住を

## 植民地期のカンボジアにおける他者認識の成立過程 —タイ人の他者化を中心として—

笹川 秀夫（上智大学アジア文化研究所客員研究員）

カンボジアのナショナリズムの成立期にあたる1930年代以降、国内に住むベトナム人と中国人を他者と見なすことで、「彼ら」とは異なる「われらクメール人」というまとまりが創り出されてきた。1940年代前半には、タイ＝仏印戦争の影響を受けて、タイ人もまた他者と見なされ、「われらクメール人」との差異が出版メディアを通じて喧伝されるようになった。

クメール人のベトナム人嫌いは顕著に見られる現象であり、カンボジア国内に住むベトナム人に対する襲撃事件が過去に複数回にわたって発生していることなどから、カンボジアにおける反ベトナム感情については、これまでのカンボジア研究でも注目を集めてきた。しかし、シハヌック時代におけるタイとの国交断絶や、2003年1月、プノンペンで発生したタイ大使館やタイ系企業の襲撃事件に見られるように、反タイ感情もまた、カンボジアのナショナリズムの通奏低音をなしているといえる。

他方で、「ネーション」に相当するクメール語「チャット」が、タイ語「チャート」に由来することや、現在のカンボジア王国憲法で国是とされている「民族、宗教、国王」というスローガンもまたタイからの影響を受けていることなど、カンボジアのナショナリズムの根幹をなす語彙や概念は、タイ語を学び、タイ（シャム）に留学した僧侶によってカンボジアにもたらされたと考えられる。しかしながら、タイ人の他者化がカンボジアのナショナリズムを構成する重要な要素の一つとなったことから、こうしたタイ（シャム）からの文化的な影響が声高に語られることはなくなった。

本報告では、植民地時代に刊行されたクメール語文献の記述内容を検討することで、カンボジアのナショナリズムの成立過程をたどり、近代的な語彙や概念をクメール語に取り込む際にタイ語を参照しつつも、タイ人を他者と見なすようになった過程を論じた。あわせて、ナショナリズムの成立時期に見られる特徴が、独立後も現在にいたるまで、カンボジアで影響力を保持している点についても若干の言及を行なった。

### 植民地期北アチェのリーダーシップ再考

細川 月子（広島大学大学院）

アチェではインドネシア独立戦争期に北アチェピディを中心に「社会革命」が生じ、慣習法首長ウレーバラン層はイスラム指導者ウラマーを中心とする勢力に虐殺・連行され、アチェから逃れたものも多数であった。先行研究はこの「社会革命」の要因の一つとして、政治的文脈から植民地期に植民地官僚化・専横化してリーダーシップを喪失したウレーバラン層と、植民地抵抗運動の中で住民に対するリーダーシップを発揮した改革派ウラマー層の対立を指摘している。しかし、スルタン期から植民地期にかけてのウレーバラン層の社会経済的地位の変遷については、未だ実証的に明らかにされているとはいえない。本報告では、北アチェ東部で生じたウレグレからの大量移民事件を通じて、植民地化によるウレーバランの制度的規定の中で生じた矛盾と、その中で発揮された彼らのリーダーシップの有り様を明らかにしたい。

18～19世紀半ばの北・東アチェではコショウ農園開発に伴う新たなナングル（ウレーバラン領）成立が相次ぎ、コショウ農園開発の指導者であったウレーバラン層はウレーバラン同士あるいは従属首長との敵対もしくは協力関係によって行動を規定されていた。植民地期にナングルは自治領へと再編され、さらにその数は固定された。自治領首長となったウレーバランは自治領数の固定と植民地政府の後ろ盾を得たことで敵対関係から解放され、専横化が進んだとされてきた。北アチェ西部のピディではアチェ戦争以前からすでにフロンティアが消滅し、他地域への開発移民団の排出源となっていたが、植民地期にはウレーバラン層によって水田の大部分が所有され、また1930年代に米の流通が盛んになったことに関連してウレーバランの強権的な行動が見られた。一方で北アチェ東部のムルドゥ副県及びサマランガ自治領周辺は開発の余地が残されていた。この地域の自治領首長もピディと同様に農業開発において指導的な役割を果たし、特にサマランガ自治領首長はピディに並ぶ米生産地の一つとして自治領を発展させる原動力となっていた。しかしこの地域の住民の流動性は高いままであり、ウレーバラン層にとって労働力確保は重要課題であった可能性が指摘できる。

このような状況下、1932年1月にサマランガ自治領内のムキム・ウレグレでは、住民が元ムキム首長（ウレーバラン・チュット）で当時サマランガから追放されていたテック・サビのムキム首長への再任、ムキム・トゥノンの自治領へ格上げを求めてムルドゥ副県トリエン・ガディン自治領に大量移住を

行った。その際に、ムキム内のほぼすべての村落首長がテック・サビ支持を表明し、村落住民を統率して自ら移民団に参加した。サマランガ自治領首長とウレグレ首長の関係はスルタン期にさかのぼる典型的なウレーバラン同士の敵対関係であった。また、この敵対関係と農業開発の中で従属首長からの支持はウレーバラン層にとって非常に重要であったといえよう。

### アメリカ期フィリピン都市にみる公共空間の変容過程：セブ島のプラサの事例

山口 潔子（日本学術振興会特別研究員）

フィリピンにおける都市建設は、16世紀末、スペイン人の到来から始まったとされる。スペイン植民都市の計画には、フェリペⅡ世によるインディアス法（1573）が導入された。16世紀初頭から建設された、メキシコや中南米のスペイン植民都市の建設と運営の経験や試行錯誤を盛り込んだ法である。理想的な町には、整然としたグリッド状の街路が敷かれ、教会、官公庁、兵舎、学校などの公共施設に取り囲まれた中央プラサ（広場）があった。プラサ空間は、効率的なキリスト教の布教とスペイン的な文明化の要として位置づけられた。

スペイン人達は、ムスリム首長の木造の砦と集落を攻略し、あらたにイントラムロスと呼ばれる城壁都市をマニラに建設した。中南米のスペイン植民都市と同様、「スペインよりもスペイン的な」空間が生み出された。都市は、世界にまたがるスペイン植民地機構における統治システムを具象化し、現地住民を威圧するシンボルであった。

プラサ空間を中心とした町の建設は、フィリピンの諸地方でも推し進められた。確かに、小さなポプラシオン（町）であっても交差する街路や古い石造の教会や司祭館があり、周囲の村々とは異相をなす。そのイメージだけで、どの町にも理想的なグリッドと公共施設に囲まれたプラサがあり、それはスペイン期からの歴史遺産である、と想定されている。物理的な実態調査がなされぬまま、マニラと同様の理想的なポプラシオンが各地に建設されたと理解されてきたのである。

そこで、本論では、主にセブ州での実測調査と地図作製を通し、地方都市における公共空間の変容過程を明らかにした。ほとんどのポプラシオンは、建築専門家ではなく、町の唯一の白人である教区教会の司祭によって計画された。世俗スペイン人の絶対

数が少ないこと、平地の少ない島の地形、自然環境などに制約を受け、セブのポプラシオンは特有の形体を持つことが分かった。正確な矩形をしたブロックはほとんどなく、ポプラシオン全体の形も流線型である。また、スペイン期の公共建造物は教会と司祭館だけであり、プラサは単なる空き地状の空間であった。

役場や学校、診療所など公共施設の建設をはじめ、現在「スペイン的」とみなされているプラサの整備も、実は後のアメリカ政府により行われたものである。首都や州都などの大都市では、欧米の都市計画の流行を取り入れた新都市が設計しなおされたが、地方のポプラシオンにおいては、スペイン期の町の骨格を「リサイクル」する方法がとられた。

アメリカ政府は特にインフラ整備と教育に力を注いだこともあり、初めて州内の幹線道路、ポプラシオン街路、橋や水道が整備されただけでなく、どのポプラシオンにも公立小学校が建てられ、アメリカ人教師が派遣された。アメリカ式の教育を受けた町の上流階層はこぞって「アメリカ風」の住宅をポプラシオンに建設し、公立学校の増加に触発された教会も、続々と私立学校を開設した。つまり、アメリカ政府による行政改革と公共事業は、住民によるポプラシオンの都市開発をも推進する結果となった。地方都市におけるポプラシオンは、豪農や上級公務員など地元の新興エリート層が生まれたアメリカ期になって初めて彩色されたのである。「スペイン植民都市」の特徴であるはずのプラサ空間は、アメリカの民主主義教育の道具として塗り替えられ、今日に至るまで地域社会の中心として機能している。

### 海域アジアの植民地都市計画—ヨーロッパ人とアジア人の価値観の違い—

泉田 英雄（豊橋技術科学大学）

植民地都市は、宗主国側と現地住民側の価値観がさまざまな局面で衝突するところである。本稿は、16世紀から20世紀前半まで海域アジアでヨーロッパ諸国によってどのような都市建設が行われてきたのかを時代軸上で整理し、特に18世紀以降都市の物的な計画意図が何であったのかについて議論する。

植民都市：ポルトガルはもともと地中海沿岸のフォンダコと同じものを開設しようとしたが、イスラム商人との協調ができず、貿易権益の確保と維持のために自国民の植民を目指した。これを植民都市と呼ぶことにする。ゴアに代表されるように、移住

行った。その際に、ムキム内のほぼすべての村落首長がテック・サビ支持を表明し、村落住民を統率して自ら移民団に参加した。サマランガ自治領首長とウレグレ首長の関係はスルタン期にさかのぼる典型的なウレーバラン同士の敵対関係であった。また、この敵対関係と農業開発の中で従属首長からの支持はウレーバラン層にとって非常に重要であったといえよう。

### アメリカ期フィリピン都市にみる公共空間の変容過程：セブ島のプラサの事例

山口 潔子（日本学術振興会特別研究員）

フィリピンにおける都市建設は、16世紀末、スペイン人の到来から始まったとされる。スペイン植民都市の計画には、フェリペⅡ世によるインディアス法（1573）が導入された。16世紀初頭から建設された、メキシコや中南米のスペイン植民都市の建設と運営の経験や試行錯誤を盛り込んだ法である。理想的な町には、整然としたグリッド状の街路が敷かれ、教会、官公庁、兵舎、学校などの公共施設に取り囲まれた中央プラサ（広場）があった。プラサ空間は、効率的なキリスト教の布教とスペイン的な文明化の要として位置づけられた。

スペイン人達は、ムスリム首長の木造の砦と集落を攻略し、あらたにイントラムロスと呼ばれる城壁都市をマニラに建設した。中南米のスペイン植民都市と同様、「スペインよりもスペイン的な」空間が生み出された。都市は、世界にまたがるスペイン植民地機構における統治システムを具象化し、現地住民を威圧するシンボルであった。

プラサ空間を中心とした町の建設は、フィリピンの諸地方でも推し進められた。確かに、小さなポプラシオン（町）であっても交差する街路や古い石造の教会や司祭館があり、周囲の村々とは異相をなす。そのイメージだけで、どの町にも理想的なグリッドと公共施設に囲まれたプラサがあり、それはスペイン期からの歴史遺産である、と想定されている。物理的な実態調査がなされぬまま、マニラと同様の理想的なポプラシオンが各地に建設されたと理解されてきたのである。

そこで、本論では、主にセブ州での実測調査と地図作製を通し、地方都市における公共空間の変容過程を明らかにした。ほとんどのポプラシオンは、建築専門家ではなく、町の唯一の白人である教区教会の司祭によって計画された。世俗スペイン人の絶対

数が少ないこと、平地の少ない島の地形、自然環境などに制約を受け、セブのポプラシオンは特有の形体を持つことが分かった。正確な矩形をしたブロックはほとんどなく、ポプラシオン全体の形も流線型であるまた、スペイン期の公共建造物は教会と司祭館だけであり、プラサは単なる空き地状の空間であった。

役場や学校、診療所など公共施設の建設をはじめ、現在「スペイン的」とみなされているプラサの整備も、実は後のアメリカ政府により行われたものである。首都や州都などの大都市では、欧米の都市計画の流行を取り入れた新都市が設計しなおされたが、地方のポプラシオンにおいては、スペイン期の町の骨格を「リサイクル」する方法がとられた。

アメリカ政府は特にインフラ整備と教育に力を注いだこともあり、初めて州内の幹線道路、ポプラシオン街路、橋や水道が整備されただけでなく、どのポプラシオンにも公立小学校が建てられ、アメリカ人教師が派遣された。アメリカ式の教育を受けた町の上流階層はこぞって「アメリカ風」の住宅をポプラシオンに建設し、公立学校の増加に触発された教会も、続々と私立学校を開設した。つまり、アメリカ政府による行政改革と公共事業は、住民によるポプラシオンの都市開発をも推進する結果となった。地方都市におけるポプラシオンは、豪農や上級公務員など地元の新興エリート層が生まれたアメリカ期になって初めて彩色されたのである。「スペイン植民都市」の特徴であるはずのプラサ空間は、アメリカの民主主義教育の道具として塗り替えられ、今日に至るまで地域社会の中心として機能している。

### 海域アジアの植民地都市計画—ヨーロッパ人とアジア人の価値観の違い—

泉田 英雄（豊橋技術科学大学）

植民地都市は、宗主国側と現地住民側の価値観がさまざまな局面で衝突するところである。本稿は、16世紀から20世紀前半まで海域アジアでヨーロッパ諸国によってどのような都市建設が行われてきたのかを時代軸上で整理し、特に18世紀以降都市の物的な計画意図が何であったのかについて議論する。

植民都市：ポルトガルはもともと地中海沿岸のフォンダコと同じものを開設しようとしたが、イスラム商人との協調ができず、貿易権益の確保と維持のために自国民の植民を目指した。これを植民都市と呼ぶことにする。ゴアに代表されるように、移住

行った。その際に、ムキム内のほぼすべての村落首長がテック・サビ支持を表明し、村落住民を統率して自ら移民団に参加した。サマランガ自治領首長とウレグレ首長の関係はスルタン期にさかのぼる典型的なウレーバラン同士の敵対関係であった。また、この敵対関係と農業開発の中で従属首長からの支持はウレーバラン層にとって非常に重要であったといえよう。

### アメリカ期フィリピン都市にみる公共空間の変容過程：セブ島のプラサの事例

山口 潔子（日本学術振興会特別研究員）

フィリピンにおける都市建設は、16世紀末、スペイン人の到来から始まったとされる。スペイン植民都市の計画には、フェリペⅡ世によるインディアス法（1573）が導入された。16世紀初頭から建設された、メキシコや中南米のスペイン植民都市の建設と運営の経験や試行錯誤を盛り込んだ法である。理想的な町には、整然としたグリッド状の街路が敷かれ、教会、官公庁、兵舎、学校などの公共施設に取り囲まれた中央プラサ（広場）があった。プラサ空間は、効率的なキリスト教の布教とスペイン的な文明化の要として位置づけられた。

スペイン人達は、ムスリム首長の木造の砦と集落を攻略し、あらたにイントラムロスと呼ばれる城壁都市をマニラに建設した。中南米のスペイン植民都市と同様、「スペインよりもスペイン的な」空間が生み出された。都市は、世界にまたがるスペイン植民地機構における統治システムを具象化し、現地住民を威圧するシンボルであった。

プラサ空間を中心とした町の建設は、フィリピンの諸地方でも推し進められた。確かに、小さなポプラシオン（町）であっても交差する街路や古い石造の教会や司祭館があり、周囲の村々とは異相をなす。そのイメージだけで、どの町にも理想的なグリッドと公共施設に囲まれたプラサがあり、それはスペイン期からの歴史遺産である、と想定されている。物理的な実態調査がなされぬまま、マニラと同様の理想的なポプラシオンが各地に建設されたと理解されてきたのである。

そこで、本論では、主にセブ州での実測調査と地図作製を通し、地方都市における公共空間の変容過程を明らかにした。ほとんどのポプラシオンは、建築専門家ではなく、町の唯一の白人である教区教会の司祭によって計画された。世俗スペイン人の絶対

数が少ないこと、平地の少ない島の地形、自然環境などに制約を受け、セブのポプラシオンは特有の形体を持つことが分かった。正確な矩形をしたブロックはほとんどなく、ポプラシオン全体の形も流線型である。また、スペイン期の公共建造物は教会と司祭館だけであり、プラサは単なる空き地状の空間であった。

役場や学校、診療所など公共施設の建設をはじめ、現在「スペイン的」とみなされているプラサの整備も、実は後のアメリカ政府により行われたものである。首都や州都などの大都市では、欧米の都市計画の流行を取り入れた新都市が設計しなおされたが、地方のポプラシオンにおいては、スペイン期の町の骨格を「リサイクル」する方法がとられた。

アメリカ政府は特にインフラ整備と教育に力を注いだこともあり、初めて州内の幹線道路、ポプラシオン街路、橋や水道が整備されただけでなく、どのポプラシオンにも公立小学校が建てられ、アメリカ人教師が派遣された。アメリカ式の教育を受けた町の上流階層はこぞって「アメリカ風」の住宅をポプラシオンに建設し、公立学校の増加に触発された教会も、続々と私立学校を開設した。つまり、アメリカ政府による行政改革と公共事業は、住民によるポプラシオンの都市開発をも推進する結果となった。地方都市におけるポプラシオンは、豪農や上級公務員など地元の新興エリート層が生まれたアメリカ期になって初めて彩色されたのである。「スペイン植民都市」の特徴であるはずのプラサ空間は、アメリカの民主主義教育の道具として塗り替えられ、今日に至るまで地域社会の中心として機能している。

### 海域アジアの植民地都市計画—ヨーロッパ人とアジア人の価値観の違い—

泉田 英雄（豊橋技術科学大学）

植民地都市は、宗主国側と現地住民側の価値観がさまざまな局面で衝突するところである。本稿は、16世紀から20世紀前半まで海域アジアでヨーロッパ諸国によってどのような都市建設が行われてきたのかを時代軸上で整理し、特に18世紀以降都市の物的な計画意図が何であったのかについて議論する。

植民都市：ポルトガルはもともと地中海沿岸のフォンダコと同じものを開設しようとしたが、イスラム商人との協調ができず、貿易権益の確保と維持のために自国民の植民を目指した。これを植民都市と呼ぶことにする。ゴアに代表されるように、移住

者は自国と同じように教区の中で自らの畑地を耕しながら生活した。

商館都市：オランダ東インド会社も、バタフィアでは自らの貿易機能を満たすだけでなく最初は自国民を植民させようとした。そのために、オランダの都市建設手法に則りながら“理想的”な都市建設を実施した。これはヨーロッパ都市を強引にアジアの土地に出現させたものであり、後の植民地都市の問題を先取りすることになった。それは道路や歩道などの公共空間に対する認識の違いであり、アジア系住民は歩道を商売の場所と考えた。1670年代、バタフィアに滞在していたニューホフは、屋根のついた歩道が現地住民の間で“カキ・リマ”と呼ばれていたと書きしている。アジア系住民の公共歩道の私的占拠に対し、権力側は命令と警察権で対処した。

植民地都市：アジア系居住者を植民地都市の必須の要素と見なし、彼らの居住地景観と空間利用になんらかの規律を与えようとした。これは、1822年のラッフルズによるシンガポール都市計画から始まり、“ラッフルズのヴェランダ”はそのための装置であった。“カキ・リマ”は建物の地下空間であり、必ずしも連続する必要はなかった。それに対し、“ラッフルズのヴェランダ”は土地所有者に建物を建てる際に必ず道路際最低6フィートをそのために確保させるもので、公共屋根付き歩廊として機能した。しかしながら、土地所有者はそこはあくまで自分の土地であり、使う権利があると認識していた。同じようにして作られたのが、台湾と旧民国政府下の広東、廈門、泉州などの都市である。それに対して、香港のそれは公共歩道の上に許可制で建て増しされたもので、結果的によく似た形態になった。

帝国植民地都市：アジア系住民を最重要労働者とみなし、彼らに少しでも健康的な居住基盤を整備しようとした。切っ掛けは、香港など支配側住民がアジア系住民と非常に近接して住むようになり、伝染病と類焼の危険性に脅かされたからである。上下水道が整備され、廃棄物処理が行われ、19世紀末には一定量の光と空気を室内に入れることを義務づける建築確認制度が始まった。

そして20世紀初頭にはいくつかのモデル健康住宅の建設が行われた。このようにして、権力側は景観・歩道の外部空間から室内空間へと対象を深め、また方法も命令・取締から制度作りへ変化させていった。さらに1910年代には、権力者側はより健康的な労働者の確保の観点から、健全な娯楽の場の提供を始めていった。具体的にいえば、劇場、映画館、遊技場などを備えた公共施設を整備し、旧イギリス領植民

地ではパークと呼ばれた。

## 第2会場

反・反イスラーム主義の政治社会学 ―スハルト後のインドネシアにおける宗教運動と民衆―

佐々木 拓雄 (国際医療福祉大学非常勤講師)

反・反イスラーム主義という概念の使用によって意図しているのは、イスラーム主義にも反イスラーム主義にも与しない人々の存在や態度を掬いとることである。1998年のスハルト政権崩壊から現在までのインドネシア政治は、現地ムスリム社会の文化的態様を映し出すかたちで発展してきた。そこであらわれた最も大きな、しかし見過ごされがちな潮流が、反・反イスラーム主義である。本発表では、概ね以下の主張にそって、この潮流の文化的背景、宗教運動との関わり、政治社会でのあらわれ方について論じ、スハルト後インドネシアの政治変動を読み解く際の視点や理論的枠組を提起する。

インドネシアのムスリム社会は、従来、アバンガン(名目的ムスリム)とサントリ(敬虔なムスリム)の二項対立図式によって捉えられてきたが、その構造は、開発の成果やイスラーム復興のうねりとともに変化した。すなわち、読み書き能力の大衆化とマスメディアの発達などにより、聖典を読む人々が増え、逸脱への恐れとともに、聖典の規範が浸透した。これは、聖典の規範がすぐに履行されるようになったという意味では必ずしもない。履行すべきだという志向性が広まったという意味である。そうしたかたちの再イスラーム化が進行する一方で、住民の多数は、アバンガン文化の特色ともされた「寛容」も保ち続けた。この「寛容」は、信仰スタイルの多様性を受け入れる態度とともに、異種混交性の高い大衆文化に象徴される創造的な力とも結びついている。聖典に基づくイスラーム・アイデンティティの高まりと高度な「寛容」を併せ備えたこの多数派住民の心性は、それをとりまくどの宗教運動とも容易に結合しない。スハルト政権崩壊後、イスラーム主義(聖典主義)運動が活性化し、コミュニケーション上の強力な地位を得た。しかし、この運動は「寛容」に基づかないがゆえに、当然のように支持層に限界があった。他方、これに対抗する多元主義(リベラル)イスラームの運動は、多数派住民との接合がより可能であるが、不寛容に対しても「寛容」を持続する人々のスタイルとこの運動の間には、注意して見るべき隔りがある。

者は自国と同じように教区の中で自らの畑地を耕しながら生活した。

商館都市：オランダ東インド会社も、バタフィアでは自らの貿易機能を満たすだけでなく最初は自国民を植民させようとした。そのために、オランダの都市建設手法に則りながら“理想的”な都市建設を実施した。これはヨーロッパ都市を強引にアジアの土地に出現させたものであり、後の植民地都市の問題を先取りすることになった。それは道路や歩道などの公共空間に対する認識の違いであり、アジア系住民は歩道を商売の場所と考えた。1670年代、バタフィアに滞在していたニューホフは、屋根のついた歩道が現地住民の間で“カキ・リマ”と呼ばれていたと書きしている。アジア系住民の公共歩道の私的占拠に対し、権力側は命令と警察権で対処した。

植民地都市：アジア系居住者を植民地都市の必須の要素と見なし、彼らの居住地景観と空間利用になんらかの規律を与えようとした。これは、1822年のラッフルズによるシンガポール都市計画から始まり、“ラッフルズのヴェランダ”はそのための装置であった。“カキ・リマ”は建物の地下空間であり、必ずしも連続する必要はなかった。それに対し、“ラッフルズのヴェランダ”は土地所有者に建物を建てる際に必ず道路際最低6フィートをそのために確保させるもので、公共屋根付き歩廊として機能した。しかしながら、土地所有者はそこはあくまで自分の土地であり、使う権利があると認識していた。同じようにして作られたのが、台湾と旧民国政府下の広東、廈門、泉州などの都市である。それに対して、香港のそれは公共歩道の上に許可制で建て増しされたもので、結果的によく似た形態になった。

帝国植民地都市：アジア系住民を最重要労働者とみなし、彼らに少しでも健康的な居住基盤を整備しようとした。切っ掛けは、香港など支配側住民がアジア系住民と非常に近接して住むようになり、伝染病と類焼の危険性に脅かされたからである。上下水道が整備され、廃棄物処理が行われ、19世紀末には一定量の光と空気を室内に入れることを義務づける建築確認制度が始まった。

そして20世紀初頭にはいくつかのモデル健康住宅の建設が行われた。このようにして、権力側は景観・歩道の外部空間から室内空間へと対象を深め、また方法も命令・取締から制度作りへ変化させていった。さらに1910年代には、権力者側はより健康的な労働者の確保の観点から、健全な娯楽の場の提供を始めていった。具体的にいえば、劇場、映画館、遊技場などを備えた公共施設を整備し、旧イギリス領植民

地ではパークと呼ばれた。

## 第2会場

反・反イスラーム主義の政治社会学 ―スハルト後のインドネシアにおける宗教運動と民衆―

佐々木 拓雄 (国際医療福祉大学非常勤講師)

反・反イスラーム主義という概念の使用によって意図しているのは、イスラーム主義にも反イスラーム主義にも与しない人々の存在や態度を掬いとることである。1998年のスハルト政権崩壊から現在までのインドネシア政治は、現地ムスリム社会の文化的態様を映し出すかたちで発展してきた。そこであらわれた最も大きな、しかし見過ごされがちな潮流が、反・反イスラーム主義である。本発表では、概ね以下の主張にそって、この潮流の文化的背景、宗教運動との関わり、政治社会でのあらわれ方について論じ、スハルト後インドネシアの政治変動を読み解く際の視点や理論的枠組を提起する。

インドネシアのムスリム社会は、従来、アバンガン(名目的ムスリム)とサントリ(敬虔なムスリム)の二項対立図式によって捉えられてきたが、その構造は、開発の成果やイスラーム復興のうねりとともに変化した。すなわち、読み書き能力の大衆化とマスメディアの発達などにより、聖典を読む人々が増え、逸脱への恐れとともに、聖典の規範が浸透した。これは、聖典の規範がすぐに履行されるようになったという意味では必ずしもない。履行すべきだという志向性が広まったという意味である。そうしたかたちの再イスラーム化が進行する一方で、住民の多数は、アバンガン文化の特色ともされた「寛容」も保ち続けた。この「寛容」は、信仰スタイルの多様性を受け入れる態度とともに、異種混交性の高い大衆文化に象徴される創造的な力とも結びついている。聖典に基づくイスラーム・アイデンティティの高まりと高度な「寛容」を併せ備えたこの多数派住民の心性は、それをとりまくどの宗教運動とも容易に結合しない。スハルト政権崩壊後、イスラーム主義(聖典主義)運動が活性化し、コミュニケーション上の強力な地位を得た。しかし、この運動は「寛容」に基づかないがゆえに、当然のように支持層に限界があった。他方、これに対抗する多元主義(リベラル)イスラームの運動は、多数派住民との接合がより可能であるが、不寛容に対しても「寛容」を持続する人々のスタイルとこの運動の間には、注意して見るべき隔りがある。

こうして特定の運動に帰せられない人々の、多くの場合、イスラーム主義運動に対する反応として政治社会にあらわれてきたのが、反・反イスラーム主義の潮流である。それは、社会統合のコアとなると同時に、政治力学の焦点ともなった。「ムスリムである前にインドネシア人であれ」とする世俗的ナショナリストたちの言説が衰退していったのは、それを吸収する基盤が大きく失われたことの表れである。また、現大統領ユドヨノが選挙で成功した要因の一つは、彼が自らのムスリムとしてのアイデンティティを薄めることなく、世俗的なコミュニケーションの奥行きを広げようとした点にあった。

### ペゴン宗教本にみる 19 世紀ジャワのイスラーム受容 菅原 由美 (天理大学)

19 世紀中葉オランダ植民地期のジャワは、巡礼者やイスラーム寄宿塾が増加し、新たなイスラーム化の波を迎えていた。しかしながら、こうした側面は、これまでのインドネシア史研究において、指摘はされながらも、詳細に分析されてこなかった。これは、20 世紀初頭のイスラーム改革主義運動に研究の焦点が置かれ、インドネシアのイスラームにとって、19 世紀は単に「改革前の時代」としてしか捉えられてこなかったためである。また、オランダ植民地期にはじまったジャワ学において、イスラーム浸透前の「純正」なジャワ文化研究のために、ジャワ文字ジャワ語史料研究が蓄積された一方で、イスラーム寄宿塾で用いられていた宗教テキストは、研究材料として十分に注目されることがなかった。近年になって、プサントレンで用いられているテキストの研究が発表されているが、プサントレンと外の社会とのつながりが明白に示されていないために、こうした研究からジャワ社会のイスラーム受容の問題を説明することは不十分にならざるを得ない。本発表は上記の問題関心に基づき、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、二人の人物によって執筆・出版されたペゴン（アラビア文字ジャワ語）宗教本の執筆及び流通特徴を分析することにより、同時期のジャワ社会のイスラーム受容について考察することを目的とする。

19 世紀中葉、ペゴンによって宗教テキストを大量に執筆する宗教指導者—アフマッド・リファイとソレ・ダラット—が現れる。それまでペゴンは宗教テキストの場合、アラビア語本文に挿入される翻訳に用いられることが主であった。しかし、彼らはアラ

ビア語やマレー語の知識を持たないジャワの民衆を対象にして、ジャワ語でテキストを執筆した。これらのテキストには、プサントレンで用いられていたテキストの内容が組み込まれてだけでなく、読者が理解または実践できるように、様々な工夫が挿入されていた。

一方、巡礼者の増加とともに、シンガポール及びボンベイで宗教テキストの出版が盛んになり、ペゴン書も出版を重ね、ついにはチレボンやスラバヤなどのジャワ北海岸でも、アラブ人によりペゴン書が出版されるに至った。特に人気を博したソレ・ダラットの著書 *Majmu' at al-Shari' at al-Kafiyat li al-Awamm* は、ムスリムとしての基礎知識に加え、結婚、礼拝、巡礼などについて項目ごとに簡潔にまとめられており、実生活のなかで手引書として用いることができる宗教書であった。こうしたことから、オランダ統治下でありながら、実生活の規範としてイスラームを取り入れ、ムスリムとしてより「適切な」生活を送ることを、プサントレンの外にいる人々が望む方向にあったこと、そして宗教指導者も、より民衆の要望に合致したかたちでの知識提供を行っていったことがうかがえる。現地人官吏批判につながるイスラーム慣習の実践には圧力がかけられていたが、テキストの表現を変えながらキヤイの抵抗は続いた。

### インドネシアのムスリム家族法改正問題—「イスラーム法集成 (KHI) 対案」を中心に—

小林 寧子 (南山大学)

本報告は、ムスリムに適用される家族法（婚姻・離婚・親子関係・相続に関する法）の変容を、伝統的イスラーム法の価値観と近代的価値観との相克という観点でとらえ、イスラーム発展のダイナミズムをさぐることを目的としている。

多くのムスリム諸国と同様、インドネシアでも商法、民法、刑法などの分野では西欧近代法が導入される一方、家族法では修正を加えられたイスラーム法が成文化された。婚姻法が成立したのは独立から約 30 年を経過した 1974 年であるが、異宗教間結婚、婚外子の問題などが積み残しにされたほか、妥協がなかったはずの複婚（多妻婚）問題もその後燻り続けた。1980 年代末以降ムスリムの家族法問題を審理する宗教裁判所組織は整備されてきたが、審理の根拠となる実体法は制定されず、「イスラーム法集成 (KHI)」が大統領命令でガイドラインとして示された

こうして特定の運動に帰せられない人々の、多くの場合、イスラーム主義運動に対する反応として政治社会にあらわれてきたのが、反・反イスラーム主義の潮流である。それは、社会統合のコアとなると同時に、政治力学の焦点ともなった。「ムスリムである前にインドネシア人であれ」とする世俗的ナショナリストたちの言説が衰退していったのは、それを吸収する基盤が大きく失われたことの表れである。また、現大統領ユドヨノが選挙で成功した要因の一つは、彼が自らのムスリムとしてのアイデンティティを薄めることなく、世俗的なコミュニケーションの奥行きを広げようとした点にあった。

ペゴン宗教本にみる 19 世紀ジャワのイスラーム受容  
菅原 由美 (天理大学)

19 世紀中葉オランダ植民地期のジャワは、巡礼者やイスラーム寄宿塾が増加し、新たなイスラーム化の波を迎えていた。しかしながら、こうした側面は、これまでのインドネシア史研究において、指摘はされながらも、詳細に分析されてこなかった。これは、20 世紀初頭のイスラーム改革主義運動に研究の焦点が置かれ、インドネシアのイスラームにとって、19 世紀は単に「改革前の時代」としてしか捉えられてこなかったためである。また、オランダ植民地期にはじまったジャワ学において、イスラーム浸透前の「純正」なジャワ文化研究のために、ジャワ文字ジャワ語史料研究が蓄積された一方で、イスラーム寄宿塾で用いられていた宗教テキストは、研究材料として十分に注目されることがなかった。近年になって、プサントレンで用いられているテキストの研究が発表されているが、プサントレンと外の社会とのつながりが明白に示されていないために、こうした研究からジャワ社会のイスラーム受容の問題を説明することは不十分にならざるを得ない。本発表は上記の問題関心に基づき、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、二人の人物によって執筆・出版されたペゴン（アラビア文字ジャワ語）宗教本の執筆及び流通特徴を分析することにより、同時期のジャワ社会のイスラーム受容について考察することを目的とする。

19 世紀中葉、ペゴンによって宗教テキストを大量に執筆する宗教指導者—アフマッド・リファイとソレ・ダラット—が現れる。それまでペゴンは宗教テキストの場合、アラビア語本文に挿入される翻訳に用いられることが主であった。しかし、彼らはアラ

ビア語やマレー語の知識を持たないジャワの民衆を対象にして、ジャワ語でテキストを執筆した。これらのテキストには、プサントレンで用いられていたテキストの内容が組み込まれてだけでなく、読者が理解または実践できるように、様々な工夫が挿入されていた。

一方、巡礼者の増加とともに、シンガポール及びボンベイで宗教テキストの出版が盛んになり、ペゴン書も出版を重ね、ついにはチレボンやスラバヤなどのジャワ北海岸でも、アラブ人によりペゴン書が出版されるに至った。特に人気を博したソレ・ダラットの著書 *Majmu' at al-Shari' at al-Kafiyat li al-Awamm* は、ムスリムとしての基礎知識に加え、結婚、礼拝、巡礼などについて項目ごとに簡潔にまとめられており、実生活のなかで手引書として用いることができる宗教書であった。こうしたことから、オランダ統治下にありながら、実生活の規範としてイスラームを取り入れ、ムスリムとしてより「適切な」生活を送ることを、プサントレンの外にいる人々が望む方向にあったこと、そして宗教指導者も、より民衆の要望に合致したかたちでの知識提供を行っていったことがうかがえる。現地人官吏批判につながるイスラーム慣習の実践には圧力がかけられていたが、テキストの表現を変えながらキヤイの抵抗は続いた。

インドネシアのムスリム家族法改正問題—「イスラーム法集成 (KHI) 対案」を中心に—

小林 寧子 (南山大学)

本報告は、ムスリムに適用される家族法（婚姻・離婚・親子関係・相続に関する法）の変容を、伝統的イスラーム法の価値観と近代的価値観との相克という観点でとらえ、イスラーム発展のダイナミズムをさぐることを目的としている。

多くのムスリム諸国と同様、インドネシアでも商法、民法、刑法などの分野では西欧近代法が導入される一方、家族法では修正を加えられたイスラーム法が成文化された。婚姻法が成立したのは独立から約 30 年を経過した 1974 年であるが、異宗教間結婚、婚外子の問題などが積み残しにされたほか、妥協がなったはずの複婚（多妻婚）問題もその後燻り続けた。1980 年代末以降ムスリムの家族法問題を審理する宗教裁判所組織は整備されてきたが、審理の根拠となる実体法は制定されず、「イスラーム法集成 (KHI)」が大統領命令でガイドラインとして示された

こうして特定の運動に帰せられない人々の、多くの場合、イスラーム主義運動に対する反応として政治社会にあらわれてきたのが、反・反イスラーム主義の潮流である。それは、社会統合のコアとなると同時に、政治力学の焦点ともなった。「ムスリムである前にインドネシア人であれ」とする世俗的ナショナリストたちの言説が衰退していったのは、それを吸収する基盤が大きく失われたことの表れである。また、現大統領ユドヨノが選挙で成功した要因の一つは、彼が自らのムスリムとしてのアイデンティティを薄めることなく、世俗的なコミュニケーションの奥行きを広げようとした点にあった。

ペゴン宗教本にみる 19 世紀ジャワのイスラーム受容  
菅原 由美 (天理大学)

19 世紀中葉オランダ植民地期のジャワは、巡礼者やイスラーム寄宿塾が増加し、新たなイスラーム化の波を迎えていた。しかしながら、こうした側面は、これまでのインドネシア史研究において、指摘はされながらも、詳細に分析されてこなかった。これは、20 世紀初頭のイスラーム改革主義運動に研究の焦点が置かれ、インドネシアのイスラームにとって、19 世紀は単に「改革前の時代」としてしか捉えられてこなかったためである。また、オランダ植民地期にはじまったジャワ学において、イスラーム浸透前の「純正」なジャワ文化研究のために、ジャワ文字ジャワ語史料研究が蓄積された一方で、イスラーム寄宿塾で用いられていた宗教テキストは、研究材料として十分に注目されることがなかった。近年になって、プサントレンで用いられているテキストの研究が発表されているが、プサントレンと外の社会とのつながりが明白に示されていないために、こうした研究からジャワ社会のイスラーム受容の問題を説明することは不十分にならざるを得ない。本発表は上記の問題関心に基づき、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、二人の人物によって執筆・出版されたペゴン（アラビア文字ジャワ語）宗教本の執筆及び流通特徴を分析することにより、同時期のジャワ社会のイスラーム受容について考察することを目的とする。

19 世紀中葉、ペゴンによって宗教テキストを大量に執筆する宗教指導者—アフマッド・リファイとソレ・ダラット—が現れる。それまでペゴンは宗教テキストの場合、アラビア語本文に挿入される翻訳に用いられることが主であった。しかし、彼らはアラ

ビア語やマレー語の知識を持たないジャワの民衆を対象にして、ジャワ語でテキストを執筆した。これらのテキストには、プサントレンで用いられていたテキストの内容が組み込まれてだけでなく、読者が理解または実践できるように、様々な工夫が挿入されていた。

一方、巡礼者の増加とともに、シンガポール及びボンベイで宗教テキストの出版が盛んになり、ペゴン書も出版を重ね、ついにはチレボンやスラバヤなどのジャワ北海岸でも、アラブ人によりペゴン書が出版されるに至った。特に人気を博したソレ・ダラットの著書 *Majmu' at al-Shari' at al-Kafiyat li al-Awamm* は、ムスリムとしての基礎知識に加え、結婚、礼拝、巡礼などについて項目ごとに簡潔にまとめられており、実生活のなかで手引書として用いることができる宗教書であった。こうしたことから、オランダ統治下にありながら、実生活の規範としてイスラームを取り入れ、ムスリムとしてより「適切な」生活を送ることを、プサントレンの外にいる人々が望む方向にあったこと、そして宗教指導者も、より民衆の要望に合致したかたちでの知識提供を行っていったことがうかがえる。現地人官吏批判につながるイスラーム慣習の実践には圧力がかけられていたが、テキストの表現を変えながらキヤイの抵抗は続いた。

インドネシアのムスリム家族法改正問題—「イスラーム法集成 (KHI) 対案」を中心に—

小林 寧子 (南山大学)

本報告は、ムスリムに適用される家族法（婚姻・離婚・親子関係・相続に関する法）の変容を、伝統的イスラーム法の価値観と近代的価値観との相克という観点でとらえ、イスラーム発展のダイナミズムをさぐることを目的としている。

多くのムスリム諸国と同様、インドネシアでも商法、民法、刑法などの分野では西欧近代法が導入される一方、家族法では修正を加えられたイスラーム法が成文化された。婚姻法が成立したのは独立から約 30 年を経過した 1974 年であるが、異宗教間結婚、婚外子の問題などが積み残しにされたほか、妥協がなかったはずの複婚（多妻婚）問題もその後燻り続けた。1980 年代末以降ムスリムの家族法問題を審理する宗教裁判所組織は整備されてきたが、審理の根拠となる実体法は制定されず、「イスラーム法集成 (KHI)」が大統領命令でガイドラインとして示された

だけであった。KHI は法的位置づけが曖昧なうえに、近代法にはなじまない規定や婚姻法の内容と矛盾する規定も含んでいた。

宗教省のジェンダー主流化作業部会は、懸案となっていた宗教裁判の実体法の起草を行い、2004年10月に「イスラーム婚姻法案」「イスラーム相続法案」他1点からなる「KHI 対案」を発表した。KHI に修正を加え、法律にするための体裁を整えた法案のたたき台となるものである。KHI の大半が古典的イスラーム法の複製に等しいものであったのに比べ、この「KHI 対案」は、複婚禁止、異宗教間結婚許容を始めとして、ほとんどの KHI 条項に大幅な修正を施しており、「革命的」という評さえ受けた。イスラーム法は常に古典的法との連続性が問われるだけに、発表後にはイスラーム急進派のみならず政府系のウラマー協議会、さらに民間のウラマーからも激しい反発を引き起こした。窮した宗教大臣は作業部会責任者を譴責処分にし、その後交代した新しい宗教大臣もこの草案を撤回することを決定した。しかし、メディアはこれを大きく取り上げ、各地でセミナーが開かれて「KHI 対案」をめぐる議論は広がり、国家女性委員会が宗教大臣に撤回の見直しを求めるなどの動きもあった。

このように議論を巻き起こした「KHI 対案」が登場した背景には、ここ20年あまりのイスラーム法学言説の展開がある。この起草作業の主力になったのは、主にナフダトゥル・ウラマー(イスラーム伝統派)系の知識人であり、かれらは従来のイスラーム法学と異なる大胆なクルアーン解釈とコンテクスト重視の方法論を用いて、現代インドネシア社会の要請に応えるイスラーム法のあり方を模索してきた。さらに、民間の女性組織および女性問題を扱う NGO の隆盛、ジェンダー問題への関心の高まりも、婚姻法および KHI にある男女不平等の是正を求める大きな力となっている。スハルト退陣後、イスラーム急進派の台頭、地方分権化が進む中で「シャリーア適用」が政治議題となっているが、その内容は漠然としたままである。「KHI 対案」にはまだ修正が必要であるが、ジェンダー公正、社会の多元性に配慮した新しいイスラーム法のあり方を示したものとして評価できる。

#### アユタヤ末における中国との米穀貿易

田中 玄経 (広島大学大学院)

1722年(康熙61)に清朝の康熙帝が米穀輸入の勅書をアユタヤに送ると、それに応えて1724年(雍正2)

に朝貢使節が圧艙貨物(朝貢品以外の商売のための品物)の一部として米穀を輸出した。しかしこの船がやって来た時、世代交代をしたばかりの雍正帝は以後の米穀輸入禁止を詔した。彼はなぜ康熙帝が許可したことに反する行為をしたのであろうか。

しかしその禁止令も数年で解除され、やがて乾隆帝の治世になると清朝の態度も一変する。今度は米穀を輸送してきた船舶に対して税などを優遇するという奨励策を打ち出し、米穀貿易を推進した。その結果、米穀貿易はかつて無い規模で推移していった。どのような奨励策を誰に対して行い、どれほどの運送量になったのであろうか。

だがその米穀貿易も1759年(乾隆24)を境として衰退を迎えていく。それは何故か。本報告ではこれらの課程を中国の档案史料を主として展開・考察していく。

#### トンブリー朝、初期ラタナコーシン朝(1768-1854)におけるシャムの支配者層と華人人口

増田 えりか

前近代シャムにおける華人人口に関する既出の論点は、対中朝貢交易における仲介者層としての役割、特にアユタヤ末期から初期ラタナコーシン朝期にかけての華人人口の増加が旧来の身分制度にもたらした変化、また、初期ラタナコーシン朝における徴税請負人、商品作物の栽培者等としての経済的な役割等である。本発表においては、1767年のアユタヤ崩壊後から19世紀半ばの対中朝貢終了までの時期をとりあげ、同時代史料に登場する華人の動向と、また史料中に見られる支配者層の華人人口に対する意識に関して考察を行いたい。

トンブリー時代(1786-1782)からラーマ3世(在1824-1851)の統治後半期に至るまでのシャムの支配者層は、シャム国王の統治の枠組みに置かれたその他の民族と特に大きく異なって華人人口を意識していたことはないように思われる。シャムの同時代史料から垣間見られるのは、支配者層から見て、何か「特筆」されるべき活動を華人が行っている姿である。本発表においては、以下の二時期に見られる史料に特に注目したい。まず第一に、アユタヤ崩壊後から、トンブリー時代にかけての時期をとりあげたい。この時代において史料から伺えるのは、ビルマに対する防衛の戦力として登用されている華人層の動向である。タークシン王の父が潮州系の華人であったことは周知の事実だが、シャム側の史料に、華人の言語グループに関する言及は殆どないという

だけであった。KHI は法的位置づけが曖昧なうえに、近代法にはなじまない規定や婚姻法の内容と矛盾する規定も含んでいた。

宗教省のジェンダー主流化作業部会は、懸案となっていた宗教裁判の実体法の起草を行い、2004年10月に「イスラーム婚姻法案」「イスラーム相続法案」他1点からなる「KHI 対案」を発表した。KHI に修正を加え、法律にするための体裁を整えた法案のたたき台となるものである。KHI の大半が古典的イスラーム法の複製に等しいものであったのに比べ、この「KHI 対案」は、複婚禁止、異宗教間結婚許容を始めとして、ほとんどの KHI 条項に大幅な修正を施しており、「革命的」という評さえ受けた。イスラーム法は常に古典的法との連続性が問われるだけに、発表後にはイスラーム急進派のみならず政府系のウラマー協議会、さらに民間のウラマーからも激しい反発を引き起こした。窮した宗教大臣は作業部会責任者を譴責処分にし、その後交代した新しい宗教大臣もこの草案を撤回することを決定した。しかし、メディアはこれを大きく取り上げ、各地でセミナーが開かれて「KHI 対案」をめぐる議論は広がり、国家女性委員会が宗教大臣に撤回の見直しを求めるなどの動きもあった。

このように議論を巻き起こした「KHI 対案」が登場した背景には、ここ20年あまりのイスラーム法学言説の展開がある。この起草作業の主力になったのは、主にナフダトゥル・ウラマー(イスラーム伝統派)系の知識人であり、かれらは従来のイスラーム法学と異なる大胆なクルアーン解釈とコンテクスト重視の方法論を用いて、現代インドネシア社会の要請に応えるイスラーム法のあり方を模索してきた。さらに、民間の女性組織および女性問題を扱う NGO の隆盛、ジェンダー問題への関心の高まりも、婚姻法および KHI にある男女不平等の是正を求める大きな力となっている。スハルト退陣後、イスラーム急進派の台頭、地方分権化が進む中で「シャリーア適用」が政治議題となっているが、その内容は漠然としたままである。「KHI 対案」にはまだ修正が必要であるが、ジェンダー公正、社会の多元性に配慮した新しいイスラーム法のあり方を示したものとして評価できる。

#### アユタヤ末における中国との米穀貿易

田中 玄経 (広島大学大学院)

1722年(康熙61)に清朝の康熙帝が米穀輸入の勅書をアユタヤに送ると、それに応えて1724年(雍正2)

に朝貢使節が圧艙貨物(朝貢品以外の商売のための品物)の一部として米穀を輸出した。しかしこの船がやって来た時、世代交代をしたばかりの雍正帝は以後の米穀輸入禁止を詔した。彼はなぜ康熙帝が許可したことに反する行為をしたのであろうか。

しかしその禁止令も数年で解除され、やがて乾隆帝の治世になると清朝の態度も一変する。今度は米穀を輸送してきた船舶に対して税などを優遇するという奨励策を打ち出し、米穀貿易を推進した。その結果、米穀貿易はかつて無い規模で推移していった。どのような奨励策を誰に対して行い、どれほどの運送量になったのであろうか。

だがその米穀貿易も1759年(乾隆24)を境として衰退を迎えていく。それは何故か。本報告ではこれらの課程を中国の档案史料を主として展開・考察していく。

#### トンブリー朝、初期ラタナコーシン朝(1768-1854)におけるシャムの支配者層と華人人口

増田 えりか

前近代シャムにおける華人人口に関する既出の論点は、対中朝貢交易における仲介者層としての役割、特にアユタヤ末期から初期ラタナコーシン朝期にかけての華人人口の増加が旧来の身分制度にもたらした変化、また、初期ラタナコーシン朝における徴税請負人、商品作物の栽培者等としての経済的な役割等である。本発表においては、1767年のアユタヤ崩壊後から19世紀半ばの対中朝貢終了までの時期をとりあげ、同時代史料に登場する華人の動向と、また史料中に見られる支配者層の華人人口に対する意識に関して考察を行いたい。

トンブリー時代(1786-1782)からラーマ3世(在1824-1851)の統治後半期に至るまでのシャムの支配者層は、シャム国王の統治の枠組みに置かれたその他の民族と特に大きく異なって華人人口を意識していたことはないように思われる。シャムの同時代史料から垣間見られるのは、支配者層から見て、何か「特筆」されるべき活動を華人が行っている姿である。本発表においては、以下の二時期に見られる史料に特に注目したい。まず第一に、アユタヤ崩壊後から、トンブリー時代にかけての時期をとりあげたい。この時代において史料から伺えるのは、ビルマに対する防衛の戦力として登用されている華人層の動向である。タークシン王の父が潮州系の華人であったことは周知の事実だが、シャム側の史料に、華人の言語グループに関する言及は殆どないという

だけであった。KHI は法的位置づけが曖昧なうえに、近代法にはなじまない規定や婚姻法の内容と矛盾する規定も含んでいた。

宗教省のジェンダー主流化作業部会は、懸案となっていた宗教裁判の実体法の起草を行い、2004年10月に「イスラーム婚姻法案」「イスラーム相続法案」他1点からなる「KHI 対案」を発表した。KHI に修正を加え、法律にするための体裁を整えた法案のたたき台となるものである。KHI の大半が古典的イスラーム法の複製に等しいものであったのに比べ、この「KHI 対案」は、複婚禁止、異宗教間結婚許容を始めとして、ほとんどの KHI 条項に大幅な修正を施しており、「革命的」という評さえ受けた。イスラーム法は常に古典的法との連続性が問われるだけに、発表後にはイスラーム急進派のみならず政府系のウラマー協議会、さらに民間のウラマーからも激しい反発を引き起こした。窮した宗教大臣は作業部会責任者を譴責処分にし、その後交代した新しい宗教大臣もこの草案を撤回することを決定した。しかし、メディアはこれを大きく取り上げ、各地でセミナーが開かれて「KHI 対案」をめぐる議論は広がり、国家女性委員会が宗教大臣に撤回の見直しを求めるなどの動きもあった。

このように議論を巻き起こした「KHI 対案」が登場した背景には、ここ20年あまりのイスラーム法学言説の展開がある。この起草作業の主力になったのは、主にナフダトゥル・ウラマー(イスラーム伝統派)系の知識人であり、かれらは従来のイスラーム法学と異なる大胆なクルアーン解釈とコンテクスト重視の方法論を用いて、現代インドネシア社会の要請に応えるイスラーム法のあり方を模索してきた。さらに、民間の女性組織および女性問題を扱う NGO の隆盛、ジェンダー問題への関心の高まりも、婚姻法および KHI にある男女不平等の是正を求める大きな力となっている。スハルト退陣後、イスラーム急進派の台頭、地方分権化が進む中で「シャリーア適用」が政治議題となっているが、その内容は漠然としたままである。「KHI 対案」にはまだ修正が必要であるが、ジェンダー公正、社会の多元性に配慮した新しいイスラーム法のあり方を示したものとして評価できる。

#### アユタヤ末における中国との米穀貿易

田中 玄経 (広島大学大学院)

1722年(康熙61)に清朝の康熙帝が米穀輸入の勅書のアユタヤに送ると、それに応えて1724年(雍正2)

に朝貢使節が圧艙貨物(朝貢品以外の商売のための品物)の一部として米穀を輸出した。しかしこの船がやって来た時、世代交代をしたばかりの雍正帝は以後の米穀輸入禁止を詔した。彼はなぜ康熙帝が許可したことに反する行為をしたのであろうか。

しかしその禁止令も数年で解除され、やがて乾隆帝の治世になると清朝の態度も一変する。今度は米穀を輸送してきた船舶に対して税などを優遇するという奨励策を打ち出し、米穀貿易を推進した。その結果、米穀貿易はかつて無い規模で推移していった。どのような奨励策を誰に対して行い、どれほどの運送量になったのであろうか。

だがその米穀貿易も1759年(乾隆24)を境として衰退を迎えていく。それは何故か。本報告ではこれらの課程を中国の档案史料を主として展開・考察していく。

#### トンブリー朝、初期ラタナコーシン朝(1768-1854)におけるシャムの支配者層と華人人口

増田 えりか

前近代シャムにおける華人人口に関する既出の論点は、対中朝貢交易における仲介者層としての役割、特にアユタヤ末期から初期ラタナコーシン朝期にかけての華人人口の増加が旧来の身分制度にもたらした変化、また、初期ラタナコーシン朝における徴税請負人、商品作物の栽培者等としての経済的な役割等である。本発表においては、1767年のアユタヤ崩壊後から19世紀半ばの対中朝貢終了までの時期をとりあげ、同時代史料に登場する華人の動向と、また史料中に見られる支配者層の華人人口に対する意識に関して考察を行いたい。

トンブリー時代(1786-1782)からラーマ3世(在1824-1851)の統治後半期に至るまでのシャムの支配者層は、シャム国王の統治の枠組みに置かれたその他の民族と特に大きく異なって華人人口を意識していたことはないように思われる。シャムの同時代史料から垣間見られるのは、支配者層から見て、何か「特筆」されるべき活動を華人が行っている姿である。本発表においては、以下の二時期に見られる史料に特に注目したい。まず第一に、アユタヤ崩壊後から、トンブリー時代にかけての時期をとりあげたい。この時代において史料から伺えるのは、ビルマに対する防衛の戦力として登用されている華人層の動向である。タークシン王の父が潮州系の華人であったことは周知の事実だが、シャム側の史料に、華人の言語グループに関する言及は殆どないという

点が注目される。また、漢文史料によれば、一旦途絶した対中朝貢関係復活の交渉者、清朝との交易の仲介者としてタークシンによって登用された華人は特に潮州系に限らず、また、続く初期ラタナコーシン朝においても、潮州系華人が「ロイヤルチャイニーズ」として統治者から優遇された、という定説には疑問の余地がある。

第二に、ラーマ 3 世の統治後半期に注目したい。この時代に至って、シャムの支配者層は華人人口がシャム社会にもたらす諸問題を明確に意識し始めていたことが注目される。彼らは、アヘンの流通が清朝にもたらした政治、経済的危機を含む、アヘン戦争に関する情報を華人商人らから収集しており、国内の各地においてアヘン取締りを行っていた。これらの取り締まりに関する史料から、アヘンの流通の主な担い手と統治者から目されていた華人のイメージを読み取ることができる。また、華人人口の一部は、シャムの支配領域に近接する英領を含む、シャムの統治領域の枠を超えた行動半径を持っており、後の保護領民問題につながる社会問題の発端が、既にこの時期において支配者層に意識されていたことも伺える。

### 第 3 会場

#### 「亡国の民」の形成 — 山地民ラフの自律的政権の解体をめぐる —

片岡 樹（東京経済大学非常勤講師）

本報告は、東南アジア大陸部山地社会における民族意識の変遷過程を、チベット・ビルマ語系民族のひとつであるラフの事例から論ずるものである。現在の東南アジア（特に山地）で語られる民族的自己規定は、しばしば中国側での歴史的経験を反映している。にもかかわらず、中国での過去と東南アジアでの現在を架橋しつつ理解する試みがこれまでじゅうぶんになされてきたとはいえない。本報告は、そうした問題意識を前提に、現在のタイ・ビルマのラフに流布する「亡国」神話を、19 世紀末の雲南西南部における政治変動（清朝によるラフ地区の軍事的征服）との関わりで考察することにする。

ラフの神話が語る、かつて滅ぼされた「ラフの国」がどのようなものであったのかについては、現在の中国民族学の成果を参照することでその輪郭が得られる。そこから明らかになるのは、「ラフの国」における非ラフ的要素の大きさである。18-19 世紀に進行した自律的政治統合の強化は、漢伝仏教の影響下に

一種の仏房連合体として形成されていた。そこで「ジョモ（王・神・仏）」と崇拜される指導者層には漢人僧が多く見られ、その権力はしばしば周辺地区の「厩棍漢奸」あるいは内地漢人の不平分子との連合によって支えられていた。しかもこうした仏房連合体の組織化は、19 世紀における清朝による限定的かつ断続的な介入によって二次的に強化された側面が強い。

この「ラフの国」の最終的な解体は、1880 年代の上ビルマの英領化と、それに対応した清朝の辺防政策の推進に起因する。国土防衛とそのため国境画定という課題のなかで、「ラフの国」の清朝への未服従が、当時の雲貴総督によって突如問題視されるようになったというのがその経緯である。「ラフの国」の解体は、「逆夷の平定」により国境防衛上の不安を取り除くという清朝側の論理によって進められた。

事実上の独立状態にあった「ラフの国」は、名目上は孟連土侯国領となっており、しかも孟連は清朝と王朝ビルマの双方に服属していたため、1880-90 年代には国境画定作業に伴いラフ地区の帰属問題が発生した。同時期には「亡国」状態の回復を神の再臨によって実現すると説く千年王国主義がラフのあいだで急速に高まることになるが、それは中英双方が干渉を強めたことへの反応として把握可能である。現在まで受け継がれるラフの千年王国主義は、この運動を開祖とするものである。

以上の考察からは、現在のタイ・ビルマにおけるラフの特異な民族意識のあり方は、19 世紀末の雲南西南において、従来のローカルな政治体系が近代国家によって存続を否定されたという経験を反映しているといえる。

#### 「ダイ族」としての徳宏タイ族 — 水かけ祭りに見るエスニシティの形成

長谷 千代子（日本学術振興会特別研究員）

中国雲南省西部の徳宏に暮らすタイ族は、従来、ビルマのシャン族との関係が深く、また明代以降は中国王朝の間接統治に組み入れられ、比較的漢化も進んでいたといわれる人々である。19 世紀末以降、清朝やイギリス、国民党や日本による領土争いを経て、現在の徳宏州に相当する地域は、20 世紀半ばから中華人民共和国の領土となった。新中国は領内の少数民族に一定の政治的権利を与えるために人民の民族的帰属を明確にする方針を採り、徳宏のタイ族は、それまでほとんど交流のなかった西双版纳のタイ族等とともに、「ダイ族」という民族カテゴリーを

点が注目される。また、漢文史料によれば、一旦途絶した対中朝貢関係復活の交渉者、清朝との交易の仲介者としてタークシンによって登用された華人は特に潮州系に限らず、また、続く初期ラタナコーシン朝においても、潮州系華人が「ロイヤルチャイニーズ」として統治者から優遇された、という定説には疑問の余地がある。

第二に、ラーマ 3 世の統治後半期に注目したい。この時代に至って、シャムの支配者層は華人人口がシャム社会にもたらす諸問題を明確に意識し始めていたことが注目される。彼らは、アヘンの流通が清朝にもたらした政治、経済的危機を含む、アヘン戦争に関する情報を華人商人らから収集しており、国内の各地においてアヘン取締りを行っていた。これらの取り締まりに関する史料から、アヘンの流通の主な担い手と統治者から目されていた華人のイメージを読み取ることができる。また、華人人口の一部は、シャムの支配領域に近接する英領を含む、シャムの統治領域の枠を超えた行動半径を持っており、後の保護領民問題につながる社会問題の発端が、既にこの時期において支配者層に意識されていたことも伺える。

### 第 3 会場

#### 「亡国の民」の形成 — 山地民ラフの自律的政権の解体をめぐる —

片岡 樹（東京経済大学非常勤講師）

本報告は、東南アジア大陸部山地社会における民族意識の変遷過程を、チベット・ビルマ語系民族のひとつであるラフの事例から論ずるものである。現在の東南アジア（特に山地）で語られる民族的自己規定は、しばしば中国側での歴史的経験を反映している。にもかかわらず、中国での過去と東南アジアでの現在を架橋しつつ理解する試みがこれまでじゅうぶんになされてきたとはいえない。本報告は、そうした問題意識を前提に、現在のタイ・ビルマのラフに流布する「亡国」神話を、19 世紀末の雲南西南部における政治変動（清朝によるラフ地区の軍事的征服）との関わりで考察することにする。

ラフの神話が語る、かつて滅ぼされた「ラフの国」がどのようなものであったのかについては、現在の中国民族学の成果を参照することでその輪郭が得られる。そこから明らかになるのは、「ラフの国」における非ラフ的要素の大きさである。18-19 世紀に進行した自律的政治統合の強化は、漢伝仏教の影響下に

一種の仏房連合体として形成されていた。そこで「ジョモ（王・神・仏）」と崇拜される指導者層には漢人僧が多く見られ、その権力はしばしば周辺地区の「厩棍漢奸」あるいは内地漢人の不平分子との連合によって支えられていた。しかもこうした仏房連合体の組織化は、19 世紀における清朝による限定的かつ断続的な介入によって二次的に強化された側面が強い。

この「ラフの国」の最終的な解体は、1880 年代の上ビルマの英領化と、それに対応した清朝の辺防政策の推進に起因する。国土防衛とそのため国境画定という課題のなかで、「ラフの国」の清朝への未服従が、当時の雲貴総督によって突如問題視されるようになったというのがその経緯である。「ラフの国」の解体は、「逆夷の平定」により国境防衛上の不安を取り除くという清朝側の論理によって進められた。

事実上の独立状態にあった「ラフの国」は、名目上は孟連土侯国領となっており、しかも孟連は清朝と王朝ビルマの双方に服属していたため、1880-90 年代には国境画定作業に伴いラフ地区の帰属問題が発生した。同時期には「亡国」状態の回復を神の再臨によって実現すると説く千年王国主義がラフのあいだで急速に高まることになるが、それは中英双方が干渉を強めたことへの反応として把握可能である。現在まで受け継がれるラフの千年王国主義は、この運動を開祖とするものである。

以上の考察からは、現在のタイ・ビルマにおけるラフの特異な民族意識のあり方は、19 世紀末の雲南西南において、従来のローカルな政治体系が近代国家によって存続を否定されたという経験を反映しているといえる。

#### 「ダイ族」としての徳宏タイ族 — 水かけ祭りに見るエスニシティの形成

長谷 千代子（日本学術振興会特別研究員）

中国雲南省西部の徳宏に暮らすタイ族は、従来、ビルマのシャン族との関係が深く、また明代以降は中国王朝の間接統治に組み入れられ、比較的漢化も進んでいたといわれる人々である。19 世紀末以降、清朝やイギリス、国民党や日本による領土争いを経て、現在の徳宏州に相当する地域は、20 世紀半ばから中華人民共和国の領土となった。新中国は領内の少数民族に一定の政治的権利を与えるために人民の民族的帰属を明確にする方針を採り、徳宏のタイ族は、それまでほとんど交流のなかった西双版纳のタイ族等とともに、「ダイ族」という民族カテゴリーを

点が注目される。また、漢文史料によれば、一旦途絶した対中朝貢関係復活の交渉者、清朝との交易の仲介者としてタークシンによって登用された華人は特に潮州系に限らず、また、続く初期ラタナコーシン朝においても、潮州系華人が「ロイヤルチャイニーズ」として統治者から優遇された、という定説には疑問の余地がある。

第二に、ラーマ 3 世の統治後半期に注目したい。この時代に至って、シャムの支配者層は華人人口がシャム社会にもたらす諸問題を明確に意識し始めていたことが注目される。彼らは、アヘンの流通が清朝にもたらした政治、経済的危機を含む、アヘン戦争に関する情報を華人商人らから収集しており、国内の各地においてアヘン取締りを行っていた。これらの取り締まりに関する史料から、アヘンの流通の主な担い手と統治者から目されていた華人のイメージを読み取ることができる。また、華人人口の一部は、シャムの支配領域に近接する英領を含む、シャムの統治領域の枠を超えた行動半径を持っており、後の保護領民問題につながる社会問題の発端が、既にこの時期において支配者層に意識されていたことも伺える。

### 第 3 会場

#### 「亡国の民」の形成 — 山地民ラフの自律的政権の解体をめぐる —

片岡 樹（東京経済大学非常勤講師）

本報告は、東南アジア大陸部山地社会における民族意識の変遷過程を、チベット・ビルマ語系民族のひとつであるラフの事例から論ずるものである。現在の東南アジア（特に山地）で語られる民族的自己規定は、しばしば中国側での歴史的経験を反映している。にもかかわらず、中国での過去と東南アジアでの現在を架橋しつつ理解する試みがこれまでじゅうぶんになされてきたとはいえない。本報告は、そうした問題意識を前提に、現在のタイ・ビルマのラフに流布する「亡国」神話を、19 世紀末の雲南西南部における政治変動（清朝によるラフ地区の軍事的征服）との関わりで考察することにする。

ラフの神話が語る、かつて滅ぼされた「ラフの国」がどのようなものであったのかについては、現在の中国民族学の成果を参照することでその輪郭が得られる。そこから明らかになるのは、「ラフの国」における非ラフ的要素の大きさである。18-19 世紀に進行した自律的政治統合の強化は、漢伝仏教の影響下に

一種の仏房連合体として形成されていた。そこで「ジョモ（王・神・仏）」と崇拜される指導者層には漢人僧が多く見られ、その権力はしばしば周辺地区の「厩棍漢奸」あるいは内地漢人の不平分子との連合によって支えられていた。しかもこうした仏房連合体の組織化は、19 世紀における清朝による限定的かつ断続的な介入によって二次的に強化された側面が強い。

この「ラフの国」の最終的な解体は、1880 年代の上ビルマの英領化と、それに対応した清朝の辺防政策の推進に起因する。国土防衛とそのため国境画定という課題のなかで、「ラフの国」の清朝への未服従が、当時の雲貴総督によって突如問題視されるようになったというのがその経緯である。「ラフの国」の解体は、「逆夷の平定」により国境防衛上の不安を取り除くという清朝側の論理によって進められた。

事実上の独立状態にあった「ラフの国」は、名目上は孟連土侯国領となっており、しかも孟連は清朝と王朝ビルマの双方に服属していたため、1880-90 年代には国境画定作業に伴いラフ地区の帰属問題が発生した。同時期には「亡国」状態の回復を神の再臨によって実現すると説く千年王国主義がラフのあいだで急速に高まることになるが、それは中英双方が干渉を強めたことへの反応として把握可能である。現在まで受け継がれるラフの千年王国主義は、この運動を開祖とするものである。

以上の考察からは、現在のタイ・ビルマにおけるラフの特異な民族意識のあり方は、19 世紀末の雲南西南において、従来のローカルな政治体系が近代国家によって存続を否定されたという経験を反映しているといえることができる。

#### 「ダイ族」としての徳宏タイ族 — 水かけ祭りに見るエスニシティの形成

長谷 千代子（日本学術振興会特別研究員）

中国雲南省西部の徳宏に暮らすタイ族は、従来、ビルマのシャン族との関係が深く、また明代以降は中国王朝の間接統治に組み入れられ、比較的漢化も進んでいたといわれる人々である。19 世紀末以降、清朝やイギリス、国民党や日本による領土争いを経て、現在の徳宏州に相当する地域は、20 世紀半ばから中華人民共和国の領土となった。新中国は領内の少数民族に一定の政治的権利を与えるために人民の民族的帰属を明確にする方針を採り、徳宏のタイ族は、それまでほとんど交流のなかった西双版纳のタイ族等とともに、「ダイ族」という民族カテゴリーを

形成することになった。これは単に名目上のことに留まらず、徳宏タイ族の「文化」のあり方にのちのち影響を及ぼすことになった。その経緯と内容を具体的に表している事例の一つとして、徳宏における水かけ祭りの変遷を挙げるができる。

中国において水かけ祭りが有名になった大きなきっかけは、1961年、周恩来がビルマのウヌ首相を西双版纳に招き、国境問題の解決を祝して、共に水かけ祭りを過ごしたことである。これ以後水かけ祭りは、ビルマやタイの旧暦正月にあたり、龍船競争や砂で仏塔を作る行事などを含む、にぎやかな祭りとしてのイメージを、中国において確立していくことになる。中国の民族政策は大躍進などのため何度か頓挫し、水かけ祭りも一時実施できない状況になったが、文化大革命が終わってからは今日まで基本的に、尊重すべき「風俗習慣」や「民族伝統文化」として認められ、毎年挙行されている。特に近年では観光業の発展とあいまって、水かけ祭りは「ダイ族」を代表する民族的祭日として重視されている。ただしその際水かけ祭りに求められるのは、どちらかと言えばタイやビルマ、西双版纳などを一種の典型とする東南アジア的なイメージであり、それは徳宏州で行なわれてきた水かけ祭りとは異なる点も多かった。実際、徳宏における水かけ祭りは、少なくとも1940年ごろには、仏教行事としての意味合いが強く、当地の暦においては必ずしも新年に相当せず、またさほど盛大な祭りでもなかったと考えられる。徳宏の水かけ祭りは、中国におけるこのような文化的・政治的な欲望を反映しつつ、また一方では従来の姿を維持しつつ、変容を遂げてきた。そこからは、徳宏タイ族が中国の「ダイ族」としておこなったエスニシティ形成のあり方を垣間見ることができる。

本発表はこうした経緯について、主に「徳宏団結報」という地元で発行されている政府系機関紙の記事に基づき、これにその他の雑誌や新聞、現地で得られた聞き取り調査の結果などを交えて再構成を試みたものである。

#### チャム・バニの村落社会におけるターン・ムキとポー・アロワツ信仰

吉本 康子(神戸大学大学院)

本報告は、ベトナムにおいて「回教徒」と位置づけられているチャム・バニの事例を取り上げて、イスラーム的な要素の受容によって生じた宗教的複合状況の実態と人々の宗教的自意識との関係について

論じるものである。

現在、ベトナムにはおよそ6万3千人(1999年の国勢調査による)の回教徒が暮らしており、その大半は「チャム」と呼ばれる民族カテゴリーに属する人々で占められている。チャム・バニとは17世紀ごろまでにイスラーム的な要素を受容したとみられるチャムの下位集団のひとつで、同じチャムに属するスンニ派ムスリムであるチャム・イスラームとは異なる集団意識を形成している。チャム・バニの各村落には「ターン・ムキ」と呼ばれる礼拝堂があり、そこで人々が定期的の実修している「コーラン」の読誦を伴うポー・アロワツに対する礼拝は、イスラームのモスクにおける礼拝に相応するチャム・バニのイスラーム実践として従来の研究は説明してきた。

しかし村落における人々の宗教実践のあり方を観察していくと、当事者たちはターン・ムキへの参拝やポー・アロワツに対する礼拝を「イスラームの実践」として実修している訳ではなく、またそうした行為を通していわゆるイスラーム共同体の成員としてのアイデンティティを形成しているわけでもないことがわかる。チャム・バニの社会は制度上、宗教職能者(ハラウ・チャナン)、「在家」(キヘツ)という二つのカテゴリーで構成されており、ポー・アロワツに対する信仰とその実践のあり方は、男性の宗教職能者、女性の宗教職能者、男性の在家、女性の在家などでそれぞれ異なっている。ここで特徴的なのは、こうした分類に基づけば、「コーラン」を読誦し、その知識に基づいて儀礼を執行するのは男性の宗教職能者ののみということになり、「在家」は儀礼の執行に必要な供物の寄進などの行為によってその役割を果たしているということである。また、ターン・ムキにおける儀礼には、ポー・アロワツだけではなく村落の各出自集団の祖霊に対する供養を目的とする過程がみられる。つまりターン・ムキへの参拝は、ポー・アロワツに対する信仰だけではなく、祖霊に対する信仰とも関連しているのである。

チャム・バニを「回教徒」とみる外部のまなざしに対して、近年のチャム出身の知識人らは、チャム・バニの宗教はイスラームではなく、同じチャム族のパラモン教徒すなわちチャム・パラモンと共に同じ世界観を共有する「民族宗教」であるという「当事者」側の解釈を主張している。こうした言説は、イスラーム的な要素と土着の要素との世界観のレベルにおける融合関係に焦点を当ててチャム・バニの宗教現象を説明し、それをイスラームという世界宗教に包括されない、チャム族独自の創造性の表れとして位置づける傾向にある。以上の事例から言えるこ

形成することになった。これは単に名目上のことに留まらず、徳宏タイ族の「文化」のあり方にのちのち影響を及ぼすことになった。その経緯と内容を具体的に表している事例の一つとして、徳宏における水かけ祭りの変遷を挙げるができる。

中国において水かけ祭りが有名になった大きなきっかけは、1961年、周恩来がビルマのウヌ首相を西双版纳に招き、国境問題の解決を祝して、共に水かけ祭りを過ごしたことである。これ以後水かけ祭りは、ビルマやタイの旧暦正月にあたり、龍船競争や砂で仏塔を作る行事などを含む、にぎやかな祭りとしてのイメージを、中国において確立していくことになる。中国の民族政策は大躍進などのため何度か頓挫し、水かけ祭りも一時実施できない状況になったが、文化大革命が終わってからは今日まで基本的に、尊重すべき「風俗習慣」や「民族伝統文化」として認められ、毎年挙行されている。特に近年では観光業の発展とあいまって、水かけ祭りは「ダイ族」を代表する民族的祭日として重視されている。ただしその際水かけ祭りに求められるのは、どちらかと言えばタイやビルマ、西双版纳などを一種の典型とする東南アジア的なイメージであり、それは徳宏州で行なわれてきた水かけ祭りとは異なる点も多かった。実際、徳宏における水かけ祭りは、少なくとも1940年ごろには、仏教行事としての意味合いが強く、当地の暦においては必ずしも新年に相当せず、またさほど盛大な祭りでもなかったと考えられる。徳宏の水かけ祭りは、中国におけるこのような文化的・政治的な欲望を反映しつつ、また一方では従来の姿を維持しつつ、変容を遂げてきた。そこからは、徳宏タイ族が中国の「ダイ族」としておこなったエスニシティ形成のあり方を垣間見ることができる。

本発表はこうした経緯について、主に「徳宏団結報」という地元で発行されている政府系機関紙の記事に基づき、これにその他の雑誌や新聞、現地で得られた聞き取り調査の結果などを交えて再構成を試みたものである。

### チャム・バニの村落社会におけるターン・ムキとポー・アロワツ信仰

吉本 康子(神戸大学大学院)

本報告は、ベトナムにおいて「回教徒」と位置づけられているチャム・バニの事例を取り上げて、イスラーム的な要素の受容によって生じた宗教的複合状況の実態と人々の宗教的自意識との関係について

論じるものである。

現在、ベトナムにはおよそ6万3千人(1999年の国勢調査による)の回教徒が暮らしており、その大半は「チャム」と呼ばれる民族カテゴリーに属する人々で占められている。チャム・バニとは17世紀ごろまでにイスラーム的な要素を受容したとみられるチャムの下位集団のひとつで、同じチャムに属するスンニ派ムスリムであるチャム・イスラームとは異なる集団意識を形成している。チャム・バニの各村落には「ターン・ムキ」と呼ばれる礼拝堂があり、そこで人々が定期的の実修している「コーラン」の読誦を伴うポー・アロワツに対する礼拝は、イスラームのモスクにおける礼拝に相応するチャム・バニのイスラーム実践として従来の研究は説明してきた。

しかし村落における人々の宗教実践のあり方を観察していくと、当事者たちはターン・ムキへの参拝やポー・アロワツに対する礼拝を「イスラームの実践」として実修している訳ではなく、またそうした行為を通していわゆるイスラーム共同体の成員としてのアイデンティティを形成しているわけでもないことがわかる。チャム・バニの社会は制度上、宗教職能者(ハラウ・チャナン)、「在家」(キヘツ)という二つのカテゴリーで構成されており、ポー・アロワツに対する信仰とその実践のあり方は、男性の宗教職能者、女性の宗教職能者、男性の在家、女性の在家などでそれぞれ異なっている。ここで特徴的なのは、こうした分類に基づけば、「コーラン」を読誦し、その知識に基づいて儀礼を執行するのは男性の宗教職能者ののみということになり、「在家」は儀礼の執行に必要な供物の寄進などの行為によってその役割を果たしているということである。また、ターン・ムキにおける儀礼には、ポー・アロワツだけではなく村落の各出自集団の祖霊に対する供養を目的とする過程がみられる。つまりターン・ムキへの参拝は、ポー・アロワツに対する信仰だけではなく、祖霊に対する信仰とも関連しているのである。

チャム・バニを「回教徒」とみる外部のまなざしに対して、近年のチャム出身の知識人らは、チャム・バニの宗教はイスラームではなく、同じチャム族のパラモン教徒すなわちチャム・パラモンと共に同じ世界観を共有する「民族宗教」であるという「当事者」側の解釈を主張している。こうした言説は、イスラーム的な要素と土着の要素との世界観のレベルにおける融合関係に焦点を当ててチャム・バニの宗教現象を説明し、それをイスラームという世界宗教に包括されない、チャム族独自の創造性の表れとして位置づける傾向にある。以上の事例から言えるこ

とは、チャム・パニは確かにイスラーム的な要素を有する信仰を実修しているが、その住民は「イスラーム化」している訳ではないということである。

再来日後のクオンデの抗仏運動と日仏秘密情報交換協定について—アジア歴史資料センター資料を活用して—  
宮沢 千尋 (南山大学)

本報告では、アジア歴史資料センターでウェブ上に公開されている戦前・戦中の資料を用いることにより、研究・教育面で一種の「資料革命」が起こっており、そのことを、報告者が関心を持っている、東遊運動瓦解後のクオンデら在日ベトナム人の動向を同資料で明らかにする。時間の関係で、本報告はクオンデの再来日から1926年長崎で開催の「全亜細亜民族会議」のクオンデの演説までとする。

1909年10月31日、日本から退去したクオンデは、1915年秋に再来日する。日本退去直後から仏側は、クオンデの居所を日本外務省に問い合わせるが、日本側はこの事実も把握していなかった。1919年3月、朝鮮三・一独立運動が起こり、大韓民国上海臨時政府が仏租界に樹立されると、仏側は日本に対して「国事犯鮮人」引渡しを提案するが、日本側は臨時政府閣僚22人全員とクオンデー人の交換案を提案、その人数的不均衡に仏側は同意せず、交換は失敗に終わるが、以後日本側はクオンデの動静を把握しようと努める。

クオンデは、ベルサイユ会議に向けて、植民地の民族自決権を認めよとの声明を、『天津益世報』に投稿するが、日本の圧力で掲載できず、記事は『北京益世報』1919年3月29日に「世界救亡国民連盟（一字不明）委員会安南光復会代表」の肩書きで掲載される。4月4日には同紙に「上法国政府書」と題して、仏政府にもベトナム独立を訴える。このようにクオンデはベルサイユ会議に大きな期待をかけ、言論活動を積極的に行っていた。

次にクオンデの動向に関する日仏間の交渉が問題になるのは、1925年「山県有朋ミッション」のインドシナ訪問時である。経由地の上海で、佐分利条約局長、在上海日仏領事、駐日フランス大使クロードの間で、①仏側は、在上海や広東の反日「不逞鮮人」の動向を日本側に提供し、②日本側は、在日の反仏ベトナム人の行動をフランスに提供する、との合意がなされた。これにより1938年まで断続的にクオンデの動向を、日本内務省が調べ、外務省に報告し、在日仏大使館員への伝達が行なわれた。

当時クオンデは、中国人林順徳、日本名・高松と名乗り、早稲田大学や東京大学の講義を聴講したり、残留ベトナム人陳福安とともに過ごしている。生活費は犬養毅などからの援助であった。また、シャムなどから差出人の名が無い手紙を受け取っている。外務省記録にはこの時期の発言として「散発的なテロでは効果が無く、ベトナムの窮状を世界に訴えるという合理的な方法で目的を達成する」「近来、ベトナム人の政治意識も向上している。権力または武力を持って鎮圧することは不可能であることは、ロシア革命を見れば明らかである」とベトナム人の政治意識高揚に対応できる活動を目指していることがわかる。1926年8月、全亜細亜民族大会が長崎で開かれ、クオンデはベトナム代表として、「ベトナムの窮状への各民族への援助要請、全世界民族の融和、儒教・仏教思想を基礎とするベトナム人の人類愛の理想」を訴えている。1919-1926年という短い時期に、クオンデは積極的な言論活動でベトナム独立の気運を高めようとしたことがわかる。

第二次世界大戦期アジアにおけるアーカイブズについて

安藤 正人 (人間文化研究機構国文学研究資料館)

日本の植民地支配や戦争をめぐるいわゆる「歴史問題」を克服し、アジアの人々と歴史認識を共有するためには、何よりも歴史認識の基礎となる記録（アーカイブズ資料、またはアーカイブズ資源）の共用化がはからなければならない。記録の共用化とは、残された記録を掘り起こし、科学的に整備し、これを共通に利用できる、開かれたアーカイブズ（文書館）・システムを創り出すことにほかならない。ただ、そのための基礎的なステップとして、過去の植民地支配や戦争において、アーカイブズ資料がどのように破壊されたり散逸したりしたのか、また幸いに残されたものは、どのような経緯で残ったのか、という「アーカイブズの歴史」archival historyを明らかにすることが極めて重要である。それは、今なお止むことのない戦争の脅威から記録をどう守っているのか、という現実の問題にもつながっており、歴史学とアーカイブズ学が協同で取り組むべき課題だと考えている。

本報告では、日本占領期のマラヤ・シンガポールに例をとり、現地のアーカイブズ資料がたどった歴史の一端を紹介した。報告の構成は次の通りである。

とは、チャム・パニは確かにイスラーム的な要素を有する信仰を実修しているが、その住民は「イスラーム化」している訳ではないということである。

再来日後のクオンデの抗仏運動と日仏秘密情報交換協定について—アジア歴史資料センター資料を活用して—  
宮沢 千尋 (南山大学)

本報告では、アジア歴史資料センターでウェブ上に公開されている戦前・戦中の資料を用いることにより、研究・教育面で一種の「資料革命」が起こっており、そのことを、報告者が関心を持っている、東遊運動瓦解後のクオンデら在日ベトナム人の動向を同資料で明らかにする。時間の関係で、本報告はクオンデの再来日から1926年長崎で開催の「全亜細亜民族会議」のクオンデの演説までとする。

1909年10月31日、日本から退去したクオンデは、1915年秋に再来日する。日本退去直後から仏側は、クオンデの居所を日本外務省に問い合わせるが、日本側はこの事実も把握していなかった。1919年3月、朝鮮三・一独立運動が起こり、大韓民国上海臨時政府が仏租界に樹立されると、仏側は日本に対して「国事犯鮮人」引渡しを提案するが、日本側は臨時政府閣僚22人全員とクオンデー人の交換案を提案、その人数的不均衡に仏側は同意せず、交換は失敗に終わるが、以後日本側はクオンデの動静を把握しようと努める。

クオンデは、ベルサイユ会議に向けて、植民地の民族自決権を認めよとの声明を、『天津益世報』に投稿するが、日本の圧力で掲載できず、記事は『北京益世報』1919年3月29日に「世界救亡国民連盟（一字不明）委員会安南光復会代表」の肩書きで掲載される。4月4日には同紙に「上法国政府書」と題して、仏政府にもベトナム独立を訴える。このようにクオンデはベルサイユ会議に大きな期待をかけ、言論活動を積極的に行っていた。

次にクオンデの動向に関する日仏間の交渉が問題になるのは、1925年「山県有朋ミッション」のインドシナ訪問時である。経由地の上海で、佐分利条約局長、在上海日仏領事、駐日フランス大使クロードの間で、①仏側は、在上海や広東の反日「不逞鮮人」の動向を日本側に提供し、②日本側は、在日の反仏ベトナム人の行動をフランスに提供する、との合意がなされた。これにより1938年まで断続的にクオンデの動向を、日本内務省が調べ、外務省に報告し、在日仏大使館員への伝達が行なわれた。

当時クオンデは、中国人林順徳、日本名・高松と名乗り、早稲田大学や東京大学の講義を聴講したり、残留ベトナム人陳福安とともに過ごしている。生活費は犬養毅などからの援助であった。また、シャムなどから差出人の名が無い手紙を受け取っている。外務省記録にはこの時期の発言として「散発的なテロでは効果が無く、ベトナムの窮状を世界に訴えるという合理的な方法で目的を達成する」「近来、ベトナム人の政治意識も向上している。権力または武力を持って鎮圧することは不可能であることは、ロシア革命を見れば明らかである」とベトナム人の政治意識高揚に対応できる活動を目指していることがわかる。1926年8月、全亜細亜民族大会が長崎で開かれ、クオンデはベトナム代表として、「ベトナムの窮状への各民族への援助要請、全世界民族の融和、儒教・仏教思想を基礎とするベトナム人の人類愛の理想」を訴えている。1919-1926年という短い時期に、クオンデは積極的な言論活動でベトナム独立の気運を高めようとしたことがわかる。

第二次世界大戦期アジアにおけるアーカイブズについて

安藤 正人 (人間文化研究機構国文学研究資料館)

日本の植民地支配や戦争をめぐるいわゆる「歴史問題」を克服し、アジアの人々と歴史認識を共有するためには、何よりも歴史認識の基礎となる記録（アーカイブズ資料、またはアーカイブズ資源）の共用化がはからなければならない。記録の共用化とは、残された記録を掘り起こし、科学的に整備し、これを共通に利用できる、開かれたアーカイブズ（文書館）・システムを創り出すことにほかならない。ただ、そのための基礎的なステップとして、過去の植民地支配や戦争において、アーカイブズ資料がどのように破壊されたり散逸したりしたのか、また幸いに残されたものは、どのような経緯で残ったのか、という「アーカイブズの歴史」archival historyを明らかにすることが極めて重要である。それは、今なお止むことのない戦争の脅威から記録をどう守っているのか、という現実の問題にもつながっており、歴史学とアーカイブズ学が協同で取り組むべき課題だと考えている。

本報告では、日本占領期のマラヤ・シンガポールに例をとり、現地のアーカイブズ資料がたどった歴史の一端を紹介した。報告の構成は次の通りである。

とは、チャム・パニは確かにイスラーム的な要素を有する信仰を実修しているが、その住民は「イスラーム化」している訳ではないということである。

再来日後のクオンデの抗仏運動と日仏秘密情報交換協定について—アジア歴史資料センター資料を活用して—  
宮沢 千尋 (南山大学)

本報告では、アジア歴史資料センターでウェブ上に公開されている戦前・戦中の資料を用いることにより、研究・教育面で一種の「資料革命」が起こっており、そのことを、報告者が関心を持っている、東遊運動瓦解後のクオンデら在日ベトナム人の動向を同資料で明らかにする。時間の関係で、本報告はクオンデの再来日から1926年長崎で開催の「全亜細亜民族会議」のクオンデの演説までとする。

1909年10月31日、日本から退去したクオンデは、1915年秋に再来日する。日本退去直後から仏側は、クオンデの居所を日本外務省に問い合わせるが、日本側はこの事実も把握していなかった。1919年3月、朝鮮三・一独立運動が起こり、大韓民国上海臨時政府が仏租界に樹立されると、仏側は日本に対して「国事犯鮮人」引渡しを提案するが、日本側は臨時政府閣僚22人全員とクオンデー人の交換案を提案、その人数的不均衡に仏側は同意せず、交換は失敗に終わるが、以後日本側はクオンデの動静を把握しようと努める。

クオンデは、ベルサイユ会議に向けて、植民地の民族自決権を認めよとの声明を、『天津益世報』に投稿するが、日本の圧力で掲載できず、記事は『北京益世報』1919年3月29日に「世界救亡国民連盟（一字不明）委員会安南光復会代表」の肩書きで掲載される。4月4日には同紙に「上法国政府書」と題して、仏政府にもベトナム独立を訴える。このようにクオンデはベルサイユ会議に大きな期待をかけ、言論活動を積極的に行っていた。

次にクオンデの動向に関する日仏間の交渉が問題になるのは、1925年「山県有朋ミッション」のインドシナ訪問時である。経由地の上海で、佐分利条約局長、在上海日仏領事、駐日フランス大使クロードの間で、①仏側は、在上海や広東の反日「不逞鮮人」の動向を日本側に提供し、②日本側は、在日の反仏ベトナム人の行動をフランスに提供する、との合意がなされた。これにより1938年まで断続的にクオンデの動向を、日本内務省が調べ、外務省に報告し、在日仏大使館員への伝達が行なわれた。

当時クオンデは、中国人林順徳、日本名・高松と名乗り、早稲田大学や東京大学の講義を聴講したり、残留ベトナム人陳福安とともに過ごしている。生活費は犬養毅などからの援助であった。また、シャムなどから差出人の名が無い手紙を受け取っている。外務省記録にはこの時期の発言として「散発的なテロでは効果が無く、ベトナムの窮状を世界に訴えるという合理的な方法で目的を達成する」「近来、ベトナム人の政治意識も向上している。権力または武力を持って鎮圧することは不可能であることは、ロシア革命を見れば明らかである」とベトナム人の政治意識高揚に対応できる活動を目指していることがわかる。1926年8月、全亜細亜民族大会が長崎で開かれ、クオンデはベトナム代表として、「ベトナムの窮状への各民族への援助要請、全世界民族の融和、儒教・仏教思想を基礎とするベトナム人の人類愛の理想」を訴えている。1919-1926年という短い時期に、クオンデは積極的な言論活動でベトナム独立の気運を高めようとしたことがわかる。

第二次世界大戦期アジアにおけるアーカイブズについて

安藤 正人 (人間文化研究機構国文学研究資料館)

日本の植民地支配や戦争をめぐるいわゆる「歴史問題」を克服し、アジアの人々と歴史認識を共有するためには、何よりも歴史認識の基礎となる記録（アーカイブズ資料、またはアーカイブズ資源）の共用化がはからなければならない。記録の共用化とは、残された記録を掘り起こし、科学的に整備し、これを共通に利用できる、開かれたアーカイブズ（文書館）・システムを創り出すことにほかならない。ただ、そのための基礎的なステップとして、過去の植民地支配や戦争において、アーカイブズ資料がどのように破壊されたり散逸したりしたのか、また幸いに残されたものは、どのような経緯で残ったのか、という「アーカイブズの歴史」archival historyを明らかにすることが極めて重要である。それは、今なお止むことのない戦争の脅威から記録をどう守っているのか、という現実の問題にもつながっており、歴史学とアーカイブズ学が協同で取り組むべき課題だと考えている。

本報告では、日本占領期のマラヤ・シンガポールに例をとり、現地のアーカイブズ資料がたどった歴史の一端を紹介した。報告の構成は次の通りである。

1. はじめに —「歴史認識の共有」は「アーカイブズ資料の共用」から—

2. 日本軍政下東南アジアにおける「アーカイブズ政策」

(1) 軍政指令にみる基本方針

(2) 調査活動とアーカイブズの接收

3. マラヤ・シンガポールの状況から

(1) 戦後イギリス軍調査資料にみる日本軍政期のアーカイブズ状況

(2) 日本軍政によるマレー連合州政府・セランゴール州政府記録の回収問題

4. まとめ

まず 2 では、日本軍政が占領地の現地文書に対してどのような姿勢で臨んだのかという問題を仮に日本軍政の「アーカイブズ政策」と称し、若干の史料考察を行った。続いて 3 の (1) では、戦後イギリス軍政部の中に設けられた「記念建造物・美術品・アーカイブズ」部門 (Monuments, Fine Arts and Archives 略称 MFAA) の活動に注目し、その調査記録を通じて日本占領期のアーカイブズ状況の一端を紹介した。とくに焦点を当てたのは、シンガポールのラッフルズ博物館・図書館(「昭南博物館・図書館」)である。同館については、田中館秀三『南方文化施設の接收』、E. J. H. コーナー『思いでの昭南博物館』、小田部雄次『徳川義親の十五年戦争』などに詳しく、日本占領下東南アジアで文化施設や研究機関接收のためのセンター的な役割を果たしたことが知られているが、報告では同館がマラヤ・シンガポールのアーカイブズ収集センターとしても機能したことを述べた。次に 3 の (2) では、日本軍政下で現地のアーカイブズ資料がどのような取り扱いを受けたのかということをも具体的に知ることのできる数少ない事例として、マレー連合州とセランゴール州政府の重要公文書が、日本軍侵攻直前にクアラルンプールからシンガポールに避難移動させられ、日本統治下になってから、その探索と原状復帰が試みられるという小さな事実を紹介した。日本軍政下における文書行政や記録保存システムの詳細はほとんどわかっていないが、本件は原史料によってその一端を垣間見ることのできる貴重な事例だと思われる。

最後にまとめとして、アジアや世界の人々とアーカイブズ資源を共用化するためには、歴史学とアーカイブズ学との、あるいは歴史研究者とアーキビストとの協力が重要なことと、そのためには何よりもアーキビストの育成を急ぎ、日本のアーカイブズ学研究の基盤を確立する必要があることを強調し、報告を終えた。

〈第 2 回東南アジア史学会賞受賞記念発表要旨〉

国民国家ベトナムにおけるエスニシティの変容 —中越国境地域のタイ族・ヌン族をめぐる—

伊藤 正子 (大東文化大学)

国家により「少数」民族と位置づけられた人々が、国家の国民統合政策の下で生き、かつ国境を跨いで広がる民族の世界にも住みながら、自分たちのエスニシティを変容させていく過程を論じる。対象としたベトナム東北山間部に住むタイ族・ヌン族と国家の関係は、民族意識が消え去り多数民族への同化が一方向的に進むのではなく、エスニシティの活性化が起こりながら、同時に国民意識も強化される過程であった。前近代には、早期に移住してベトナムの影響を強く受け土地や官職を独占したトーと、遅れて移住してきたため小作人が多く中国の文化の影響を強く受けたヌンがいたが、フランスが民族概念を持ち込むと、それぞれトー(タイ)、ヌンという二つの「民族」と断定された。1940年代には多数民族キン族の革命家達もこの範疇を受け継ぎ、革命に協力的なトー族と、ベトナムに疎遠でフランスに操られやすいヌン族という枠組みを用いた。この時期両者の境界は明瞭で、逆にヌン族と華人の境界は不分明だった。しかしこの境界は八月革命後徐々に変わり始める。戦争の過程でかれらはベトナム国家の枠組を身をもって体験し、自治区設立や民族語政策など少数民族に配慮した政策、土地分配・合作社での共同作業など社会主義的政策、ベトナム語による公教育などの政策の影響を受け、国民としての統合が進展した。この過程で両者は平等な存在となり接近する。70年代後半中越関係が悪化すると華人は追放されるが、ヌン族は国家からタイ族と全く同様に扱われ、既に国民の範疇に入れられていたと言える。

一方中越戦争後かれらは合作社を解体して供出していた土地を取り戻し、90年代には20万人近くが中部高原に勝手に移住したため、国家からみた理想的な「タイ族・ヌン族像」は変化した。この移住は南北分断時に中部高原へ移住した同郷者ネットワークを活用し新生活を切り開こうとしたものだった。同時に中国側の壮族との民族ネットワークも利用し国境貿易の端緒も開いた。国境貿易の隆盛と共に、以前のように教育を受けベトナム社会内で浮上する道ではなく、民族の世界を足場に豊かさを求める動きが一部に出ているが、民族の世界もまた以前とは異なり国家関係に規定されたものとなっている。エス

1. はじめに —「歴史認識の共有」は「アーカイブズ資料の共用」から—

2. 日本軍政下東南アジアにおける「アーカイブズ政策」

(1) 軍政指令にみる基本方針

(2) 調査活動とアーカイブズの接收

3. マラヤ・シンガポールの状況から

(1) 戦後イギリス軍調査資料にみる日本軍政期のアーカイブズ状況

(2) 日本軍政によるマレー連合州政府・セランゴール州政府記録の回収問題

4. まとめ

まず 2 では、日本軍政が占領地の現地文書に対してどのような姿勢で臨んだのかという問題を仮に日本軍政の「アーカイブズ政策」と称し、若干の史料考察を行った。続いて 3 の (1) では、戦後イギリス軍政部の中に設けられた「記念建造物・美術品・アーカイブズ」部門 (Monuments, Fine Arts and Archives 略称 MFAA) の活動に注目し、その調査記録を通じて日本占領期のアーカイブズ状況の一端を紹介した。とくに焦点を当てたのは、シンガポールのラッフルズ博物館・図書館(「昭南博物館・図書館」)である。同館については、田中館秀三『南方文化施設の接收』、E. J. H. コーナー『思いでの昭南博物館』、小田部雄次『徳川義親の十五年戦争』などに詳しく、日本占領下東南アジアで文化施設や研究機関接收のためのセンター的な役割を果たしたことが知られているが、報告では同館がマラヤ・シンガポールのアーカイブズ収集センターとしても機能したことを述べた。次に 3 の (2) では、日本軍政下で現地のアーカイブズ資料がどのような取り扱いを受けたのかということをも具体的に知ることのできる数少ない事例として、マレー連合州とセランゴール州政府の重要公文書が、日本軍侵攻直前にクアラルンプールからシンガポールに避難移動させられ、日本統治下になってから、その探索と原状復帰が試みられるという小さな事実を紹介した。日本軍政下における文書行政や記録保存システムの詳細はほとんどわかっていないが、本件は原史料によってその一端を垣間見ることのできる貴重な事例だと思われる。

最後にまとめとして、アジアや世界の人々とアーカイブズ資源を共用化するためには、歴史学とアーカイブズ学との、あるいは歴史研究者とアーキビストとの協力が重要なことと、そのためには何よりもアーキビストの育成を急ぎ、日本のアーカイブズ学研究の基盤を確立する必要があることを強調し、報告を終えた。

〈第 2 回東南アジア史学会賞受賞記念発表要旨〉

国民国家ベトナムにおけるエスニシティの変容 —中越国境地域のタイ族・ヌン族をめぐる—

伊藤 正子 (大東文化大学)

国家により「少数」民族と位置づけられた人々が、国家の国民統合政策の下で生き、かつ国境を跨いで広がる民族の世界にも住みながら、自分たちのエスニシティを変容させていく過程を論じる。対象としたベトナム東北山間部に住むタイ族・ヌン族と国家の関係は、民族意識が消え去り多数民族への同化が一方向的に進むのではなく、エスニシティの活性化が起こりながら、同時に国民意識も強化される過程であった。前近代には、早期に移住してベトナムの影響を強く受け土地や官職を独占したトーと、遅れて移住してきたため小作人が多く中国の文化の影響を強く受けたヌンがいたが、フランスが民族概念を持ち込むと、それぞれトー(タイ)、ヌンという二つの「民族」と断定された。1940年代には多数民族キン族の革命家達もこの範疇を受け継ぎ、革命に協力的なトー族と、ベトナムに疎遠でフランスに操られやすいヌン族という枠組みを用いた。この時期両者の境界は明瞭で、逆にヌン族と華人の境界は不分明だった。しかしこの境界は八月革命後徐々に変わり始める。戦争の過程でかれらはベトナム国家の枠組を身をもって体験し、自治区設立や民族語政策など少数民族に配慮した政策、土地分配・合作社での共同作業など社会主義的政策、ベトナム語による公教育などの政策の影響を受け、国民としての統合が進展した。この過程で両者は平等な存在となり接近する。70年代後半中越関係が悪化すると華人は追放されるが、ヌン族は国家からタイ族と全く同様に扱われ、既に国民の範疇に入れられていたと言える。

一方中越戦争後かれらは合作社を解体して供出していた土地を取り戻し、90年代には20万人近くが中部高原に勝手に移住したため、国家からみた理想的な「タイ族・ヌン族像」は変化した。この移住は南北分断時に中部高原へ移住した同郷者ネットワークを活用し新生活を切り開こうとしたものだった。同時に中国側の壮族との民族ネットワークも利用し国境貿易の端緒も開いた。国境貿易の隆盛と共に、以前のように教育を受けベトナム社会内で浮上する道ではなく、民族の世界を足場に豊かさを求める動きが一部に出ているが、民族の世界もまた以前とは異なり国家関係に規定されたものとなっている。エス

ノナショナリズムが国際的に噴出している現在、エスニシティの活性化が分離・独立と直結しない例を提示するタイ族とヌン族のあり方は、着目するに値する。

タイ族・ヌン族は、以上のように法制度や教育、優遇政策など未来志向の少数民族政策を通じてベトナム国家に国民として取り込まれてきた。しかし、国家は歴史的な「民族の英雄」をベトナム史の中に位置づけて、通時的にも国民として統合されてきたとかれらに意識させることには成功していない。この「英雄」は、いまだ中越両王朝の境界が明確でなかった10世紀に国境地帯に独自王朝をたてた儂智高で、ベトナム李朝と厳しく対立し、宋朝に何度も服属を願ったが許されなかったため宋とも戦い、結局雲南に敗走した。この事跡がベトナムの歴史上の「英雄」の条件を満たさないため、地元の要望もむなしく、彼は中央から無視され国家の通史から排除されたままである。通時的な国民統合は、民族という尺度からは自由だった世界を、現代のナショナリズムによって判断することになるため最も困難であり、国民統合のイデオロギーのありさまをあぶり出しているとも言える。

### <シンポジウム趣旨説明>

#### 東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識

早瀬 晋三 (大阪市立大学)

本パネルは、平成15～16年度りそなアジア・オセアニア財団国際交流活動助成「アジアにおける記憶遺跡と調査活動：その認識相互性の視点から」の研究成果の一部である。

これまでの日本と東・東南アジア関係史の研究は、2国間関係を中心とし、互いの研究成果を相互交換する比較研究が一般的であった。本研究では、専門とする国・地域が違う研究者が、実際に現地調査・史料調査を共同でおこなうことによって、相互認識の一般性、連続性、個別性を把握し、日本にとっての東・東南アジア、東・東南アジアにとっての日本を、戦前・戦中・戦後の歴史的変遷のなかで総合的に理解し、今後の関係を模索しようとするものである。

そのために、シンガポール、マレーシア、インドネシア、韓国、タイ、ミャンマー、フィリピンの日本との戦争にかんする記念碑、博物館の展示などを見てまわった。その結果、首相の靖国神社参拝が問題となって戦後が終わらない日本にたいして、アジ

ア各国では日本との戦争を国内の結束や国際交流、観光産業に利用するなど、相対的に理解したうえで、のポスト戦後の動きが顕著になってきていることがうかがえた。

シンガポールでは、戦後50周年を契機に22の記念碑が建てられ、対日で分裂した民族の結束を呼びかけ、教育でも積極的にとりあげられていた。マレーシアでは、半島とサラワクで真反対の状況が観察できた。半島では、中国本土との交流がさかんになったせいも、近年になって対日戦争にかんする記念行事、出版物の刊行がさかんになってきていた。それにたいし、サラワクではオーストラリア元兵士との交流がつづけられている以外、対日戦争は忘れられたかのようであった。また、西ボルネオ、ポンティアナック郊外の日本軍による虐殺記念碑は、整備された公園のなかにあったが、この虐殺事件についての関心も薄いようであった。

泰緬鉄道にかんしては、タイ側とミャンマー側で顕著な違いがみられた。タイ側では、映画「戦場に架ける橋」の影響もあって、白人観光客でにぎわっていた。新たな博物館も建設されていた。それにたいし、ミャンマー側は訪れる人もなく、映画「ビルマの豎琴」の舞台となった収容所跡さえわからなかった。ミャンマーでは、アウンサン将軍に関係するということで、表だった行事もないようだ。両側とも、連合軍墓地だけは、同じようにきれいに整備されていた。

本パネルでは、以上のような調査の報告と、そこから見えてきた各国のポスト戦後の動きを分析する。

#### 宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか

永渕 康之 (名古屋工業大学)

宗教はインドネシア共和国発足当初から国家体制の一部であった。世界最大規模のイスラーム人口を抱えながらも結果的にイスラームと国政とは切り離され、インドネシア共和国憲法は信教の自由を保証している。その一方、宗教省を設置し、5つの公認宗教が定められている。さらには、1965年の共産党関与者虐殺事件を契機として政権を握ったスハルト体制は、共産党員すなわち無宗教者という認定を執拗に利用することで公認宗教への所属を国民の条件として絶対化した。

限定された宗教多元主義を特色として国家による宗教の制度化がこうしてすすめられてきたインドネシアにおいて、近年宗教諸勢力は政治と社会の双方の領域において発言力と影響力を増している。また、

ノナショナリズムが国際的に噴出している現在、エスニシティの活性化が分離・独立と直結しない例を提示するタイ族とヌン族のあり方は、着目するに価する。

タイ族・ヌン族は、以上のように法制度や教育、優遇政策など未来志向の少数民族政策を通じてベトナム国家に国民として取り込まれてきた。しかし、国家は歴史的な「民族の英雄」をベトナム史の中に位置づけて、通時的にも国民として統合されてきたとかれらに意識させることには成功していない。この「英雄」は、いまだ中越両王朝の境界が明確でなかった10世紀に国境地帯に独自王朝をたてた儂智高で、ベトナム李朝と厳しく対立し、宋朝に何度も服属を願ったが許されなかったため宋とも戦い、結局雲南に敗走した。この事跡がベトナムの歴史上の「英雄」の条件を満たさないため、地元の要望もむなしく、彼は中央から無視され国家の通史から排除されたままである。通時的な国民統合は、民族という尺度からは自由だった世界を、現代のナショナリズムによって判断することになるため最も困難であり、国民統合のイデオロギーのありさまをあぶり出しているとも言える。

### ＜シンポジウム趣旨説明＞

#### 東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識

早瀬 晋三 (大阪市立大学)

本パネルは、平成15～16年度りそなアジア・オセアニア財団国際交流活動助成「アジアにおける記憶遺跡と調査活動：その認識相互性の視点から」の研究成果の一部である。

これまでの日本と東・東南アジア関係史の研究は、2国間関係を中心とし、互いの研究成果を相互交換する比較研究が一般的であった。本研究では、専門とする国・地域が違う研究者が、実際に現地調査・史料調査を共同でおこなうことによって、相互認識の一般性、連続性、個別性を把握し、日本にとっての東・東南アジア、東・東南アジアにとっての日本を、戦前・戦中・戦後の歴史的変遷のなかで総合的に理解し、今後の関係を模索しようとするものである。

そのために、シンガポール、マレーシア、インドネシア、韓国、タイ、ミャンマー、フィリピンの日本との戦争にかんする記念碑、博物館の展示などを見てまわった。その結果、首相の靖国神社参拝が問題となって戦後が終わらない日本にたいして、アジ

ア各国では日本との戦争を国内の結束や国際交流、観光産業に利用するなど、相対的に理解したうえで、のポスト戦後の動きが顕著になってきていることがうかがえた。

シンガポールでは、戦後50周年を契機に22の記念碑が建てられ、対日で分裂した民族の結束を呼びかけ、教育でも積極的にとりあげられていた。マレーシアでは、半島とサラワクで真反対の状況が観察できた。半島では、中国本土との交流がさかんになったせい、近年になって対日戦争にかんする記念行事、出版物の刊行がさかんになってきていた。それにたいし、サラワクではオーストラリア元兵士との交流がつづけられている以外、対日戦争は忘れられたかのようであった。また、西ボルネオ、ポンティアナック郊外の日本軍による虐殺記念碑は、整備された公園のなかにあったが、この虐殺事件についての関心も薄いようであった。

泰緬鉄道にかんしては、タイ側とミャンマー側で顕著な違いがみられた。タイ側では、映画「戦場に架ける橋」の影響もあって、白人観光客でにぎわっていた。新たな博物館も建設されていた。それにたいし、ミャンマー側は訪れる人もなく、映画「ビルマの豎琴」の舞台となった収容所跡さえわからなかった。ミャンマーでは、アウンサン将軍に関係するということで、表だった行事もないようだ。両側とも、連合軍墓地だけは、同じようにきれいに整備されていた。

本パネルでは、以上のような調査の報告と、そこから見えてきた各国のポスト戦後の動きを分析する。

#### 宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか

永渕 康之 (名古屋工業大学)

宗教はインドネシア共和国発足当初から国家体制の一部であった。世界最大規模のイスラーム人口を抱えながらも結果的にイスラームと国政とは切り離され、インドネシア共和国憲法は信教の自由を保証している。その一方、宗教省を設置し、5つの公認宗教が定められている。さらには、1965年の共産党関与者虐殺事件を契機として政権を握ったスハルト体制は、共産党員すなわち無宗教者という認定を執拗に利用することで公認宗教への所属を国民の条件として絶対化した。

限定された宗教多元主義を特色として国家による宗教の制度化がこうしてすすめられてきたインドネシアにおいて、近年宗教諸勢力は政治と社会の双方の領域において発言力と影響力を増している。また、

ノナショナリズムが国際的に噴出している現在、エスニシティの活性化が分離・独立と直結しない例を提示するタイ族とヌン族のあり方は、着目するに値する。

タイ族・ヌン族は、以上のように法制度や教育、優遇政策など未来志向の少数民族政策を通じてベトナム国家に国民として取り込まれてきた。しかし、国家は歴史的な「民族の英雄」をベトナム史の中に位置づけて、通時的にも国民として統合されてきたとかれらに意識させることには成功していない。この「英雄」は、いまだ中越両王朝の境界が明確でなかった10世紀に国境地帯に独自王朝をたてた儂智高で、ベトナム李朝と厳しく対立し、宋朝に何度も服属を願ったが許されなかったため宋とも戦い、結局雲南に敗走した。この事跡がベトナムの歴史上の「英雄」の条件を満たさないため、地元の要望もむなし、彼は中央から無視され国家の通史から排除されたままである。通時的な国民統合は、民族という尺度からは自由だった世界を、現代のナショナリズムによって判断することになるため最も困難であり、国民統合のイデオロギーのありさまをあぶり出しているとも言える。

### ＜シンポジウム趣旨説明＞

#### 東南アジアにおける記憶遺跡と日本認識

早瀬 晋三 (大阪市立大学)

本パネルは、平成15～16年度りそなアジア・オセアニア財団国際交流活動助成「アジアにおける記憶遺跡と調査活動：その認識相互性の視点から」の研究成果の一部である。

これまでの日本と東・東南アジア関係史の研究は、2国間関係を中心とし、互いの研究成果を相互交換する比較研究が一般的であった。本研究では、専門とする国・地域が違う研究者が、実際に現地調査・史料調査を共同でおこなうことによって、相互認識の一般性、連続性、個別性を把握し、日本にとっての東・東南アジア、東・東南アジアにとっての日本を、戦前・戦中・戦後の歴史的変遷のなかで総合的に理解し、今後の関係を模索しようとするものである。

そのために、シンガポール、マレーシア、インドネシア、韓国、タイ、ミャンマー、フィリピンの日本との戦争にかんする記念碑、博物館の展示などを見てまわった。その結果、首相の靖国神社参拝が問題となって戦後が終わらない日本にたいして、アジ

ア各国では日本との戦争を国内の結束や国際交流、観光産業に利用するなど、相対的に理解したうえで、のポスト戦後の動きが顕著になってきていることがうかがえた。

シンガポールでは、戦後50周年を契機に22の記念碑が建てられ、対日で分裂した民族の結束を呼びかけ、教育でも積極的にとりあげられていた。マレーシアでは、半島とサラワクで真反対の状況が観察できた。半島では、中国本土との交流がさかんになったせい、近年になって対日戦争にかんする記念行事、出版物の刊行がさかんになってきていた。それにたいし、サラワクではオーストラリア元兵士との交流がつづけられている以外、対日戦争は忘れられたかのようであった。また、西ボルネオ、ポンティアナック郊外の日本軍による虐殺記念碑は、整備された公園のなかにあったが、この虐殺事件についての関心も薄いようであった。

泰緬鉄道にかんしては、タイ側とミャンマー側で顕著な違いがみられた。タイ側では、映画「戦場に架ける橋」の影響もあって、白人観光客でにぎわっていた。新たな博物館も建設されていた。それにたいし、ミャンマー側は訪れる人もなく、映画「ビルマの豎琴」の舞台となった収容所跡さえわからなかった。ミャンマーでは、アウンサン将軍に関係するということで、表だった行事もないようだ。両側とも、連合軍墓地だけは、同じようにきれいに整備されていた。

本パネルでは、以上のような調査の報告と、そこから見えてきた各国のポスト戦後の動きを分析する。

#### 宗教における批判と革新はインドネシアをどう変えるのか

永渕 康之 (名古屋工業大学)

宗教はインドネシア共和国発足当初から国家体制の一部であった。世界最大規模のイスラーム人口を抱えながらも結果的にイスラームと国政とは切り離され、インドネシア共和国憲法は信教の自由を保証している。その一方、宗教省を設置し、5つの公認宗教が定められている。さらには、1965年の共産党関与者虐殺事件を契機として政権を握ったスハルト体制は、共産党員すなわち無宗教者という認定を執拗に利用することで公認宗教への所属を国民の条件として絶対化した。

限定された宗教多元主義を特色として国家による宗教の制度化がこうしてすすめられてきたインドネシアにおいて、近年宗教諸勢力は政治と社会の双方の領域において発言力と影響力を増している。また、

エリートを中心とした運動のみならず、政治的中心から離れた地域においても、宗教や伝統的シンボルは社会変化の無視できない要素となっている。

本パネルは、現在にいたる宗教行政が歩んだ歴史的過程を確認したうえで、現時点において宗教と関係する領域をとおしてどのような批判的な動きが起きているのかを明らかにし、それによってどのような革新がもたらされているのかを考えることを目的としている。圧倒的多数派であるイスラームばかりではなく、キリスト教とヒンドゥー教内部の動きをふくめて、現状を総合的に検討することが本パネルの特徴である。

実際のパネルは以下のように進行した。まず、企画者である永渕が趣旨説明のあと、インドネシアの宗教状況に通じていない参加者にも発表内容の理解ができるように宗教制度の歴史的変遷の概略を解説した。続いて、3人の発表者がイスラーム、キリスト教、ヒンドゥーに関する発表を行った。「誰がイスラーム政治家なのか」を主題とする見市は、イスラーム系政党の系譜、動向、特色、展望を議員のプロファイルの詳細な分析をもとに明らかにした。「アダットとキリスト教：土地・資源をめぐる先住民運動にみられる文化シンボルの性質と役割。東西カリマンタン州の事例から」を語る浦野は、東西の両カリマンタンにおいて同じダヤク族がプロテスタントとカトリックへの改宗の違いによって、森林開発に対抗する先住民運動のアダットの用い方がどのように異なるかを分析し、政治的中心から遠く離れた地方社会における宗教シンボルの社会運動にはたす役割を解明した。「ヒンドゥーにおける多元化される価値と政治」をタイトルとした永渕は、1990年代にはいってインドネシア全土のヒンドゥー教徒の政治批判が高まり、その結果ヒンドゥー教徒が多数をしめるバリ島においてはじまったヒンドゥーに関する国家行政の制度化が揺らぎ、地方代表や州知事の選挙に批判が与えた影響を説明して、ヒンドゥー教徒が持つ多様な価値観が現実の政治にどのように反映されているのかを示した。

発表のあと、林と山本の二人がコメントを述べ、特に社会と国家の中間に宗教団体が形成されるインドネシアの宗教制度のあり方を強調しつつ、タイやマレーシアと比較したインドネシアの宗教動向の特徴を指摘した。最後にフロアからの質疑応答に発表者が答え、東南アジアにおける宗教の現代的な役割の重要性を確認してパネルは終了した。

### Images of Java: Pre-war home movies as a new resource for the study of social life in colonial Southeast Asia

Peter Post (Netherlands Institute for War Documentation)  
Nico de Klerk (Nederlands Filmmuseum)

Colonial film, in general, and home movies in particular, have hardly been used as source materials by social scientists and historians. Soon after the independence of Southeast Asia's nation states the colonial films were everywhere disregarded as mere propaganda tools of the former repressive colonial regimes and hence not worth looking at. The films disappeared in local archives, on dusty library shelves, and private houses and were soon forgotten, only to be viewed occasionally by students of the history of cinema. Recently however post-modern colonial studies have moved beyond the macro-level of structures and development processes, in an effort to grasp the human experience, the personal, and the micro-sociological. This reorientation gave rise to locating and using new source materials, e.g. letters and diaries, company records, novels, photographs and paintings, and oral history sources. Film, and especially the obscure genre of home-movies, has so far been used only very reluctantly. Injustifiably so, we would argue. If used with care, combined with written and oral materials, and at the same time acknowledging the particular and situational nature of the film and what it portrays, home movies can be a major additional resource for historical and social science research.

The program developed for the annual meeting of the JSSAH features a number of unique home movies from the vast collection of the Nederlands Filmmuseum in Amsterdam and from private collections in Japan, the Netherlands, and Hong Kong. The films show the private lives of Dutch, Chinese, and Japanese residents in colonial Indonesia as portrayed by the people themselves and not by the colonial propaganda machinery. Not only do they show intimate aspects of daily family life, but the films give also unique insights in the social, economic, and cultural life in pre-war Java in general. The materials selected focus, moreover, on the daily working life of the owners and filmmakers, giving new dimensions to hitherto unknown aspects of labour and management on Dutch mining estates, plantations, and Chinese sugar factories, as well as of the role and dynamics of pre-war Japanese retail shops in the larger Java cities. The home movies provide detail of what social life was like in colonial South-east Asia, details which are normally absent in written materials. They give face and substance, and go beyond the often essentialist descriptions characteristic of many studies on pre-war life in Indonesia.

エリートを中心とした運動のみならず、政治的中心から離れた地域においても、宗教や伝統的シンボルは社会変化の無視できない要素となっている。

本パネルは、現在にいたる宗教行政が歩んだ歴史的過程を確認したうえで、現時点において宗教と関係する領域をとおしてどのような批判的な動きが起きているのかを明らかにし、それによってどのような革新がもたらされているのかを考えることを目的としている。圧倒的多数派であるイスラームばかりではなく、キリスト教とヒンドゥー教内部の動きをふくめて、現状を総合的に検討することが本パネルの特徴である。

実際のパネルは以下のように進行した。まず、企画者である永渕が趣旨説明のあと、インドネシアの宗教状況に通じていない参加者にも発表内容の理解ができるように宗教制度の歴史的変遷の概略を解説した。続いて、3人の発表者がイスラーム、キリスト教、ヒンドゥーに関する発表を行った。「誰がイスラーム政治家なのか」を主題とする見市は、イスラーム系政党の系譜、動向、特色、展望を議員のプロフィールの詳細な分析をもとに明らかにした。「アダットとキリスト教：土地・資源をめぐる先住民運動にみられる文化シンボルの性質と役割。東西カリマンタン州の事例から」を語る浦野は、東西の両カリマンタンにおいて同じダヤク族がプロテスタントとカトリックへの改宗の違いによって、森林開発に対抗する先住民運動のアダットの用い方がどのように異なるかを分析し、政治的中心から遠く離れた地方社会における宗教シンボルの社会運動にはたす役割を解明した。「ヒンドゥーにおける多元化される価値と政治」をタイトルとした永渕は、1990年代にはいってインドネシア全土のヒンドゥー教徒の政治批判が高まり、その結果ヒンドゥー教徒が多数をしめるバリ島においてはじまったヒンドゥーに関する国家行政の制度化が揺らぎ、地方代表や州知事の選挙に批判が与えた影響を説明して、ヒンドゥー教徒が持つ多様な価値観が現実の政治にどのように反映されているのかを示した。

発表のあと、林と山本の二人がコメントを述べ、特に社会と国家の中間に宗教団体が形成されるインドネシアの宗教制度のあり方を強調しつつ、タイやマレーシアと比較したインドネシアの宗教動向の特徴を指摘した。最後にフロアからの質疑応答に発表者が答え、東南アジアにおける宗教の現代的な役割の重要性を確認してパネルは終了した。

### Images of Java: Pre-war home movies as a new resource for the study of social life in colonial Southeast Asia

Peter Post (Netherlands Institute for War Documentation)  
Nico de Klerk (Nederlands Filmmuseum)

Colonial film, in general, and home movies in particular, have hardly been used as source materials by social scientists and historians. Soon after the independence of Southeast Asia's nation states the colonial films were everywhere disregarded as mere propaganda tools of the former repressive colonial regimes and hence not worth looking at. The films disappeared in local archives, on dusty library shelves, and private houses and were soon forgotten, only to be viewed occasionally by students of the history of cinema. Recently however post-modern colonial studies have moved beyond the macro-level of structures and development processes, in an effort to grasp the human experience, the personal, and the micro-sociological. This reorientation gave rise to locating and using new source materials, e.g. letters and diaries, company records, novels, photographs and paintings, and oral history sources. Film, and especially the obscure genre of home-movies, has so far been used only very reluctantly. Injustifiably so, we would argue. If used with care, combined with written and oral materials, and at the same time acknowledging the particular and situational nature of the film and what it portrays, home movies can be a major additional resource for historical and social science research.

The program developed for the annual meeting of the JSSAH features a number of unique home movies from the vast collection of the Nederlands Filmmuseum in Amsterdam and from private collections in Japan, the Netherlands, and Hong Kong. The films show the private lives of Dutch, Chinese, and Japanese residents in colonial Indonesia as portrayed by the people themselves and not by the colonial propaganda machinery. Not only do they show intimate aspects of daily family life, but the films give also unique insights in the social, economic, and cultural life in pre-war Java in general. The materials selected focus, moreover, on the daily working life of the owners and filmmakers, giving new dimensions to hitherto unknown aspects of labour and management on Dutch mining estates, plantations, and Chinese sugar factories, as well as of the role and dynamics of pre-war Japanese retail shops in the larger Java cities. The home movies provide detail of what social life was like in colonial South-east Asia, details which are normally absent in written materials. They give face and substance, and go beyond the often essentialist descriptions characteristic of many studies on pre-war life in Indonesia.

In addition the films force us to re-address issues on pre-war life in Indonesia. In addition the films force us to re-address issues of power and ethnicity, social identity and social stratification, modernity and technology, as well as labour and cultural adaptation.

## 短報

### 東京外国語大学アチェ文化財復興支援室の取り組み 菅原 由美

#### I. 支援室設立の背景

2004年12月26日にスマトラ島沖で発生した大地震とそれとともにインド洋大津波は、インドネシアのアチェ州を始めとして、タイ、マレーシア、ミャンマー、バングラデシュ、インド、スリランカ、アフリカ東海岸などに甚大な被害を及ぼし、30万人近くの死者・行方不明者が出ました。被災地の社会の復興には長い年月をかけての物質的・精神的な支援が必要となることが予想されます。このたびの災害でもっとも被害が大きかったアチェ州もその例外ではありません。東京外国語大学では21世紀COEプログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」の活動の一環として2003年からインドネシアの現地研究者と連携して、現地の史資料の修復・保存にかかわる活動をおこなってきました。その関係から災害の発生の直後にインドネシアの文書館、図書館、大学関係者から東京外国語大学に対して、アチェの史資料を中心とする文化財の復旧・保存に協力して欲しいとの要請を受けました。これを受けて2005年3月に正式に開設することになったのがアチェ文化財復興支援室です。

#### II. 目的と活動

アチェ文化財復興支援室は、アチェの貴重な文化財である史資料の復旧と保存のために、日本およびインドネシアの研究者、専門家の活動の調整を行うことによって、短期的には被災した史資料の復旧に対する緊急支援を、また長期的にはアチェに存在する史資料の全体的な調査・保存のための研究支援を進めていく予定です。支援室の活動により、アチェの文化財が保全され、文化財保護に資するのみならず、歴史文書が広く利用可能な状況となることにより、アチェの歴史及び文化の研究の進展に寄与することを目的としています。上記の目的を達成するために、具体的には以下の活動を現在順次遂行中です。

①インドネシアの関係各機関間の連携を円滑化し、アチェの主要機関に残された歴史文書の調査を実施し、目録を作成する。②上記調査に基づき、必要な

ものについては保存、修復の措置を施す。③電子化等により文書の内容を記録する。④現地における文書取り扱い担当者の育成及び技能向上のため、研修を実施する。⑤現地における文書学専門家の育成に協力する。

今回の津波によってアチェに保存されている史資料文化財の多くが被害を受けましたが、その被害について十分な情報がもたらされていません。これはもともとアチェにおいて史資料文化財の正確なインヴェントリーが作られていなかったことにも一因があります。これまでアクセスが難しかったアチェ現地に残る重要な歴史文書の情報を開示し、研究の発展を促すためにも、また将来再び起こる可能性がある災害に備えるためにも、史資料文化財の正確なインヴェントリーを作成し、必要に応じてマイクロフィルム化・デジタル化などの手段によってバックアップの体制を取ることが必要であると考えています。また、現地には被災した史資料を修復し保存するための技術や資材が十分に確保されていません。このような問題を解消するための一環として、アチェの現場で働く史資料保存修復の担当者に対して適切な保存修復技術指導を行っています。研修によって短期的には被災した史資料に対する緊急処理の方法を学ぶと共に、損害を受けた史資料の修復技術、長期的な保存対策について学んでもらう予定です。

#### III. これまでの活動詳細・今後の予定

これまで支援室がおこなってきた活動は以下の通りです。

1. 2005. 1 インドネシア国立イスラーム大学の研究者のアチェ派遣・被災状況調査
2. 2005. 2 文書修復技術の専門家のアチェ派遣、応急処置の研修実施
3. 2005. 5 歴史文書修復技術の研修実施（ジャカルタ）
4. 2005. 8 アリ・ハシイミ教育財団所蔵写本の調査ならびにカタログ作成（2006年度出版予定）、タノ・アベ・イスラーム寄宿塾図書館予備調査
5. 2005. 9 アチェ写本保存状況予備調査：文書修復技術の専門家の派遣
6. 2005. 10. 2 アチェ歴史文書に関する国際シンポジウム（東京）の開催
7. 2005. 11（予定）アチェ史に関する研究会の開催（東京）
8. 2005. 11（予定）アチェ民間所有文書の予備調査
9. 2005. 12（予定）歴史文書修復セミナーの開催（アチェ）

2006年度以降は、タノ・アベ図書館及び民間所有

In addition the films force us to re-address issues on pre-war life in Indonesia. In addition the films force us to re-address issues of power and ethnicity, social identity and social stratification, modernity and technology, as well as labour and cultural adaptation.

## 短報

### 東京外国語大学アチェ文化財復興支援室の取り組み 菅原 由美

#### I. 支援室設立の背景

2004年12月26日にスマトラ島沖で発生した大地震とそれとともなうインド洋大津波は、インドネシアのアチェ州を始めとして、タイ、マレーシア、ミャンマー、バングラデシュ、インド、スリランカ、アフリカ東海岸などに甚大な被害を及ぼし、30万人近くの死者・行方不明者が出ました。被災地の社会の復興には長い年月をかけての物質的・精神的な支援が必要となることが予想されます。このたびの災害でもっとも被害が大きかったアチェ州もその例外ではありません。東京外国語大学では21世紀COEプログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」の活動の一環として2003年からインドネシアの現地研究者と連携して、現地の史資料の修復・保存にかかわる活動をおこなってきました。その関係から災害の発生の直後にインドネシアの文書館、図書館、大学関係者から東京外国語大学に対して、アチェの史資料を中心とする文化財の復旧・保存に協力して欲しいとの要請を受けました。これを受けて2005年3月に正式に開設することになったのがアチェ文化財復興支援室です。

#### II. 目的と活動

アチェ文化財復興支援室は、アチェの貴重な文化財である史資料の復旧と保存のために、日本およびインドネシアの研究者、専門家の活動の調整を行うことによって、短期的には被災した史資料の復旧に対する緊急支援を、また長期的にはアチェに存在する史資料の全体的な調査・保存のための研究支援を進めていく予定です。支援室の活動により、アチェの文化財が保全され、文化財保護に資するのみならず、歴史文書が広く利用可能な状況となることにより、アチェの歴史及び文化の研究の進展に寄与することを目的としています。上記の目的を達成するために、具体的には以下の活動を現在順次遂行中です。

①インドネシアの関係各機関間の連携を円滑化し、アチェの主要機関に残された歴史文書の調査を実施し、目録を作成する。②上記調査に基づき、必要な

ものについては保存、修復の措置を施す。③電子化等により文書の内容を記録する。④現地における文書取り扱い担当者の育成及び技能向上のため、研修を実施する。⑤現地における文書学専門家の育成に協力する。

今回の津波によってアチェに保存されている史資料文化財の多くが被害を受けましたが、その被害について十分な情報がもたらされていません。これはもともとアチェにおいて史資料文化財の正確なインヴェントリーが作られていなかったことにも一因があります。これまでアクセスが難しかったアチェ現地に残る重要な歴史文書の情報を開示し、研究の発展を促すためにも、また将来再び起こる可能性がある災害に備えるためにも、史資料文化財の正確なインヴェントリーを作成し、必要に応じてマイクロフィルム化・デジタル化などの手段によってバックアップの体制を取ることが必要であると考えています。また、現地には被災した史資料を修復し保存するための技術や資材が十分に確保されていません。このような問題を解消するための一環として、アチェの現場で働く史資料保存修復の担当者に対して適切な保存修復技術指導を行っています。研修によって短期的には被災した史資料に対する緊急処理の方法を学ぶと共に、損害を受けた史資料の修復技術、長期的な保存対策について学んでもらう予定です。

#### III. これまでの活動詳細・今後の予定

これまで支援室がおこなってきた活動は以下の通りです。

1. 2005. 1 インドネシア国立イスラーム大学の研究者のアチェ派遣・被災状況調査
2. 2005. 2 文書修復技術の専門家のアチェ派遣、応急処置の研修実施
3. 2005. 5 歴史文書修復技術の研修実施（ジャカルタ）
4. 2005. 8 アリ・ハシイミ教育財団所蔵写本の調査ならびにカタログ作成（2006年度出版予定）、タノ・アベ・イスラーム寄宿塾図書館予備調査
5. 2005. 9 アチェ写本保存状況予備調査：文書修復技術の専門家の派遣
6. 2005. 10. 2 アチェ歴史文書に関する国際シンポジウム（東京）の開催
7. 2005. 11（予定）アチェ史に関する研究会の開催（東京）
8. 2005. 11（予定）アチェ民間所有文書の予備調査
9. 2005. 12（予定）歴史文書修復セミナーの開催（アチェ）

2006年度以降は、タノ・アベ図書館及び民間所有

文書の調査を予定しています。活動経過は今後もウェブ上で公開していく予定です。今後も東南アジア史学会の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

連絡先：アチェ文化財復興支援室  
住所：〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1 東京外国語大学  
電話&Fax：042-330-5679  
Email：fsc01@aa.tufs.ac.jp  
Website：  
http://www.aa.tufs.ac.jp/~kmiya/aceh-project/index.html

**スマトラ沖地震・津波災害への救援金についての報告の訂正** 加藤 剛

2005年06月02日付けで学会ウェブサイトの「お知らせ」に掲載されましたように、前回『会報』でお伝えした報告の救援金寄付者数に若干の間違ひがあることが判明しましたので、以下のように訂正させていただきます。なお、金額に異同はありません。

	1 月人数 (金額)	2 月人数 (金額)	3 月人数 (金額)	合計人数 (金額)
会員	32 (467,000)	7 (160,000)	6 (108,000)	45 (735,000)
非会員	11 (33,000)	1 (40,000)	0 (0)	12 (73,000)
合計	43 (500,000)	8 (200,000)	6 (108,000)	57 (808,000)

\*このうち 70,000 円を日本赤十字社、108,000 円を日本ユニセフ協会に送金いたしました。

\*また、募金活動終了後の 4 月 19 日に郵便口座に 1 万円の振込みがあり、これは日本ユニセフ協会に送金しましたことを新たに報告します。

**地区例会報告**

各地区例会における、2005年2月1日以降、9月末までの活動状況は以下の通りである。

**関東地区**

2005年4月23日  
桜井由躬雄（東京大学）  
「合作社の時代—バックコック 1960-1981」  
5月28日

宮本隆史（東京外国語大学大学院）  
「19世紀の海峡植民地における流刑監獄制度：囚人管理のための諸規則に関する一考察」  
6月25日  
豊田和規（日本ワヤン協会会員、高校講師）  
「『プスタカ・ラジャ』に見られるジャワの王権の起源」  
伊藤毅（一橋大学大学院）  
「村落から再考する民主主義：インドネシア「改革」時代の政府・村落関係」  
(以上会場はすべて東京大学赤門総合研究棟)  
9月24日  
例会にかえて日本学術会議東洋学研究連絡委員会公開シンポジウム  
大橋一章（早稲田大学）  
「仏教美術の伝播—中国・朝鮮・日本—」  
養豊（大阪市立美術館・金沢 21 世紀美術館）  
「オリエントとは何か」  
小松久男（東京大学）  
「中央ユーラシア研究の眺望」  
石井米雄（大学共同利用機関法人人間文化研究機構）  
「東洋学と地域研究」  
内堀基光（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）  
「アジアにおける民族学と人類学：東南アジア島嶼部を中心として」  
藤井正人（京都大学人文科学研究所）  
「総合学としてのインド研究のあり方を探る：王権・儀礼をテーマとして」  
(会場 東京大学法文 2 号館)

**中部地区**

3月26日  
佐土井有里氏（名城大学）  
「マレーシアと中国の技術形成比較(自動車部品国産化から見る)」  
4月23日  
赤嶺淳氏（名古屋市立大学）  
「地球環境主義から地域環境主義へ— 開発・環境保全と地域研究」  
5月28日  
川口洋史（名古屋大学大学院）  
「バンコク朝前期における政務処理過程—クロム・マハータイ（民部省）を事例として」  
6月11日  
馬場雄司（三重看護大学）

## 地区例会報告

「地域とかかわる人類学的営みの意味と意義-タイで、そして日本で」

7月9日

三木誠（藤田保健衛生大学非常勤講師）

「ボルネオ島の先住民族に関する他者表象と自己表象」

9月24日

永淵康之氏（名古屋工業大学）

「いくつもの変容のあとに」

（以上、会場はすべて名古屋大学大学院国際開発研究科）

### 関西地区

2月12日

桜井由躬雄（東京大学）

「バックコックの人々の60年 1945-2005」

（会場 京大会館）

3月19日

富岡三智（大阪市立大学大学院）

「芸術創造を牽引するもの ～ジャワ舞踊スラカルタ様式の場合～」

4月16日

吉川利治

「王権の活性化をめぐるチュラーロンコーン王とダムロン親王」

5月21日

菅原由美（天理大学）

「ペゴン宗教本内容にみる19世紀ジャワのイスラーム受容」

吉本康子（神戸大学大学院）

「チャム・パニの村落社会におけるターン・ムキとポー・アロワツ信仰」

6月18日

見市建（京都大学東南アジア研究所）

「出版物から描く現代インドネシアのイスラーム」

7月16日

桑原季雄（鹿児島大学）

「ルンバウにおけるマレーリーダーシップの変遷をめぐる一考察」

9月17日

北山夏季（大阪大学大学院）

「在外ベトナム人の母語教育について」

（以上、会場はすべて大阪市立大学文化交流センター）

### 中国・四国地区

3月26日

友保浩法（広島大学大学院）

「ベトナム：写真で見るハノイ・ナムディン-宗教施設・史跡を中心に-」

5月14日

※九州沖縄例会との合同研究会

細川月子（広島大学大学院）

「植民地期北アチェのリーダーシップ再考」

平田利文（大分大学）

「日本とタイにおけるシチズンシップ教育の比較研究」

Dizon, Mary Jane（立命館アジア太平洋大学大学院）

“From the Philippines to Japan: The Case of (Un)authorized Migration”

（会場 別府大学（別府キャンパス）32号館）

6月11日

八尾隆生（広島大学）

「ヴェトナム前期黎朝の終焉と清化（タインホア）集団」

7月23日

富田暁（岡山大学大学院）

「19世紀、ポンティアナクについての一考察-アラブ人の事例を中心にして-」

（会場 5月例会以外は広島市女性教育センター）

### 九州・沖縄地区

5月14日

※中国・四国地区との合同研究会

7月23日

井口由布（立命館アジア太平洋大学）

「マラヤ大学設立計画をめぐる考察——技術、知識、植民地主義——」

松永典子（九州大学大学院）

「「北ボルネオ」と日本人の関係史に注がれる視点-記憶の再生産の方向性めぐって」

（以上、会場はすべて九州大学経済学部）

### 新入会員・住所変更など

（2005年3月26日～9月30日）

上記日付以前の情報については、第79～82号会報および「東南アジア史学会会員名簿2003年版」をご覧ください。

### 新会員

なお、研究大会会場等で推薦依頼を受け、印鑑をお持ちでない場合は、事務局までご相談ください。

4. 学会の規約、会誌投稿規定、大会内容、各地区例会内容など学会 Web ページからご覧いただけます。また、学会メーリングリストへの登録もウェブページから手続きすることができます。

5. 研究大会報告者募集：詳細は1月と7月にお送りする研究大会予報をご覧ください。

6. 旅費の補助について：学生会員が研究大会で報告する場合、旅費の一部を補助します。報告が決定した方は大会委員にお問い合わせください。

7. 会誌への投稿：投稿を希望されるかたは、『会報』第81号に掲載されている投稿規程、執筆要領、査読規定を参照するか、ウェブページにある投稿規程をご覧ください。

8. 会費：会費の納入をお願いいたします。同封の振込用紙で下記の金額をお納めください。納入期限は12月31日です。

一般会員：7000円 学生会員：5000円 海外に発送する場合の送料：1000円

振込先：郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア史学会

東南アジア史学会事務局

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院人文社会系研究科南・東南アジア歴史社会分野内

電話：0463-58-1211 内線 3033 (東海大学アジア文明学科内藤研究室)

ファックス：0463-58-2241

Eメール：jssah@ml.rikkyo.ne.jp

URL：http://wwwsoc.nii.ac.jp/jssah/

東南アジア史学会会員管理係

株式会社 <sup>とくら</sup>土倉事務所 (担当 天野 静)

〒603-8148 京都市北区小山西花池町 1-8

電話：075-451-4844

Fax：075-441-0436

Eメール：jde07707@nifty.com (発信元)

：jssah-db@ml.rikkyo.ne.jp

(会員から連絡する際の宛先)

■ 会員データベースにご登録いただいた電子メールアドレスが使用不可となっております。新しい電子メールアドレスをお知らせください。

## 事務局より

1. 会員の入会・退会等の東南アジア史学会会員管理関係の事務作業は土倉事務所に委託しております。住所変更などにつきましては速やかに土倉事務所宛にご一報ください。学会ウェブページ、電子メール、ファックスなどにより手続きできます。土倉事務所の連絡先は末尾をご覧ください。

### 2. 休会の扱いについて

これまで海外留学等で一時的に会の活動を休まれる場合について、休会扱いとして会費等をいただいてまいりませんでした。しかし、昨今の通信事情等を考えまして、6月総会時に改正された細則では休会規定を設けておりません。つきましては、今後はいったん退会の手続きをとらせていただき、活動が可能になった段階で再入会の申し込みをいただくものといたします。現在、休会中の方には、事務局より退会の意味確認をいたします。

### 3. 入会手続きについて

6月総会で改正された細則により、今後入会を希望される方については、原則として、正会員2名の推薦(申込書所定欄への署名、捺印)が必要となります。入会希望の方には申込書が学会ウェブページに掲載されておりますので、そちらをご利用いただくようお願いください。また、会員のみなさまには手続きの変更にともない、お手数をおかけすることになりますが、なにとぞよろしくご理解ご協力をお願いします。

---

送信先 FAX 番号：0463-50-2241 東南アジア史学会事務局（電話：0463-58-1211 内線 3033）

\*この頁をコピーしてお使いください

### 変更・退会届

名前：

---

下記の通り会員登録を変更します。

現住所：

所属：

職名：

所属住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合も全て列挙してください。但し3つまで）：

発送先：現住所 所属 その他（

その他の変更：

---

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日をもって東南アジア史学会を退会します。

署名：

\*会費滞納者の退会は認められませんので、ご注意ください。

東南アジア史学会会報 第82号

2005年10月発行

発行者 東南アジア史学会事務局 (会長 桜井由躬雄)

住 所 〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院人文社会系研究科南・東南アジア歴史社会分野内

電 話 0463-58-1211 内線3033 (東海大学アジア文明学科内藤研究室)

FAX 0463-58-2241

E-mail [jssah@ml.nhkkyo.ne.jp](mailto:jssah@ml.nhkkyo.ne.jp)

URL <http://www.soc.nii.ac.jp/jssah/>

郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア史学会